

令和5年度 第4回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会次第

令和6年3月27日(水)

午後2時00分～午後3時30分

豊明市役所 新館 1階 会議室6

あいさつ

○ 議題

- 1 第3次豊明市障害者福祉計画(改訂版)の進捗状況について (資料1)
- 2 第6期豊明市障害福祉計画の進捗状況について (資料2)
- 3 第2期豊明市障害児福祉計画の進捗状況について (資料3)
- 4 第4次豊明市障害者福祉計画、第7期豊明市障害福祉計画及び第3期豊明市障害児福祉計画の最終案について (資料4)

○ その他

1 第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版）の進捗状況について

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして



第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 施策体系

No.	基本目標	No.	施策	No.	取組	担当課
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	1	子どもに対する教育・啓発の実施	1	福祉実践教室の実施	社会福祉協議会
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	1	子どもに対する教育・啓発の実施	2	児童生徒のボランティア体験の実施	社会福祉協議会
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	2	多様な障がいや特性への理解促進	1	障がい者週間などを通じた啓発	地域福祉課
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	2	多様な障がいや特性への理解促進	2	地域福祉実践教室の実施	社会福祉協議会
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	2	多様な障がいや特性への理解促進	3	障がい理解についての研修や講演会の実施	地域福祉課
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	2	多様な障がいや特性への理解促進	4	市民や当事者団体による啓発活動への支援	地域福祉課
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	3	地域における交流・共生の促進	1	障がい者支援に携わるボランティアの育成	社会福祉協議会
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	4	合理的配慮の提供促進	1	市役所における対応要領の整備	地域福祉課
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	4	合理的配慮の提供促進	1	市役所における対応の推進	秘書広報課
1	「共生社会」実現に向けた意識づくり	4	合理的配慮の提供促進	2	市民や市内企業等への周知・啓発	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	1	サービス利用のための支援の充実	1	障害福祉サービス利用に関する情報提供	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	1	サービス利用のための支援の充実	2	豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	1	サービス利用のための支援の充実	3	サービス等利用計画に基づく支給決定	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	2	障害福祉サービス等の充実	1	訪問系サービスの利用支援	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	2	障害福祉サービス等の充実	2	日中活動系サービスの利用支援	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	2	障害福祉サービス等の充実	3	居住系サービスの利用支援	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	2	障害福祉サービス等の充実	4	地域生活支援事業の実施	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	3	相談体制の充実	1	相談支援の実施	社会福祉協議会
2	地域における生活支援・生活環境づくり	3	相談体制の充実	1	相談支援の実施	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	3	相談体制の充実	2	コミュニケーション支援の充実	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	4	総合的なサービス提供体制の整備	1	ピアカウンセリングの実施	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	4	総合的なサービス提供体制の整備	2	人材育成への支援	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	4	総合的なサービス提供体制の整備	3	地域生活支援拠点の整備に向けた検討	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	4	総合的なサービス提供体制の整備	4	「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討	地域福祉課
2	地域における生活支援・生活環境づくり	4	総合的なサービス提供体制の整備	5	近隣市町と連携した協議の実施	地域福祉課
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	1	心の健康づくりの推進	1	心の健康づくりに関する啓発や情報提供	地域福祉課
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	1	心の健康づくりの推進	2	精神保健福祉に関する研修等の実施	瀬戸保健所
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	1	心の健康づくりの推進	3	精神保健福祉相談の実施	地域福祉課
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	1	心の健康づくりの推進	4	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	地域福祉課
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	2	障がいのある人の健康管理への支援	1	心身障害者（児）歯科保健指導の実施	社会福祉協議会
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	3	医療にかかる経済支援の実施	1	自立支援医療の給付	地域福祉課
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	3	医療にかかる経済支援の実施	2	医療費の助成	地域福祉課
3	健やかに暮らせる保健・医療の充実	3	医療にかかる経済支援の実施	2	医療費の助成	保険医療課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	1	乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	2	「なかよし教室」の開催	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	3	児童発達支援センターの設置	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	4	心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の児童発達支援センターへ移行	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	5	保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援）	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	6	保育所等への障がい児受入れの体制整備	こども保育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	1	障がいの早期発見・早期療育への支援	7	保育士・教諭に対する研修の実施	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	2	小中学校における特別支援教育の実施	1	教育支援の実施	学校教育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	2	小中学校における特別支援教育の実施	2	特別支援教育の実施	学校教育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	2	小中学校における特別支援教育の実施	3	通級指導教室の設置	学校教育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	2	小中学校における特別支援教育の実施	4	教職員に対する研修の実施や支援員の配置	学校教育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	2	小中学校における特別支援教育の実施	5	教育現場における合理的配慮の提供	学校教育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	3	障がい児への児童福祉サービスの充実	1	放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援	学校教育課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	3	障がい児への児童福祉サービスの充実	2	障害児相談支援に基づく支給決定	地域福祉課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	3	障がい児への児童福祉サービスの充実	3	児童福祉サービスの利用支援	子育て支援課
4	障がいのある子どもへの療育や支援の充実	3	障がい児への児童福祉サービスの充実	4	医療的ケア児に対する支援の検討	子育て支援課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	1	就労支援の充実	1	市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施	地域福祉課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	1	就労支援の充実	2	市役所における雇用の促進	秘書広報課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	1	就労支援の充実	3	物品等の優先調達の実施	地域福祉課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	2	日中の居場所づくりへの支援	2	障がい者スポーツの促進	生涯学習課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	2	日中の居場所づくりへの支援	3	趣味や生涯学習などの機会の充実	生涯学習課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	2	日中の居場所づくりへの支援	3	趣味や生涯学習などの機会の充実	地域福祉課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	3	移動に関する支援の充実	1	ひまわりバスにおける支援の充実	企画政策課
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進	3	移動に関する支援の充実	2	バリアフリーのまちづくり	市街地整備課
6	安全・安心な暮らしの確保	1	障がい者の権利を守る仕組みづくり	1	成年後見制度の利用支援	地域福祉課
6	安全・安心な暮らしの確保	1	障がい者の権利を守る仕組みづくり	2	日常生活自立支援事業の利用支援	社会福祉協議会
6	安全・安心な暮らしの確保	1	障がい者の権利を守る仕組みづくり	3	虐待の防止と被害者の保護	地域福祉課
6	安全・安心な暮らしの確保	2	防災・災害時対策の充実・強化	1	避難行動要支援者名簿の整備	長寿課
6	安全・安心な暮らしの確保	2	防災・災害時対策の充実・強化	2	避難場所に関する対策の実施	防災防犯対策課
6	安全・安心な暮らしの確保	2	防災・災害時対策の充実・強化	3	防災訓練への障がいのある人の参加促進	地域福祉課
6	安全・安心な暮らしの確保	2	防災・災害時対策の充実・強化	4	新興感染症対策の推進	地域福祉課

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標1

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方向性	方向性	備考
1	子どもに対する教育・啓発の実施	1	福祉実践教室の実施	社会福祉協議会	小学校8、中学校2、高校1において、車いす、高齢者擬似体験、手話（聴覚障がい理解）、点字、視覚障がい者ガイド、認知症理解等を当事者・ボランティアに依頼し講座・体験の実施。1中学校については、新たに防災福祉教育を実施した。	A（計画どおり進行中）	福祉実践教室の実施について、学校や講師、ボランティアと共に連携しながら実施をしていく。また、他の科目についても実施の検討をしていく。	現状通り継続	
		2	生徒のボランティア体験の実施	社会福祉協議会	施設に、受入れ可否についても連絡を行い、市内2中学1高校で実施。	A（計画どおり進行中）	夏休みの期間を利用しての中学生、高校生を対象とした地域の福祉施設等におけるボランティア体験学習事業を継続的に実施していく。また、ボランティアの受け入れ先の開拓を行っていく。	現状通り継続	
2	多様な障がいや特性への理解促進	1	障がい者週間などを通じた啓発	地域福祉課	庁舎内に啓発ポスターを掲示した。	A（計画どおり進行中）	広報にも啓発記事を掲載し、障がい者理解の浸透を図る。	現状通り継続	
		2	地域福祉実践教室の実施	社会福祉協議会	学校での授業参観にあわせて福祉実践教室をおこなうことで、保護者への啓発につながっている。	A（計画どおり進行中）	分け隔てなく助け合える、声をかけあえるコミュニケーションがとれる手段を福祉実践教室で学んでもらう。	現状通り継続	
		3	障がい理解についての研修や講演会の実施	地域福祉課	レクボッチャ大会を実施し、世代や障がいの有無を超えた交流を図り、障がい者の理解促進事業を行った。	A（計画どおり進行中）	障がいを持つ方に対する差別の解消を目標とした、事業を発案・実施する。	拡充	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標1

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方向性	方向性	備考
		4	市民や当事者団体による啓発活動への支援	地域福祉課	市委託事業として「肢体不自由児・者父母きょうだいの会スマイルクラブ」のボッチャ用具の貸出事業を行った。	A（計画どおり進行中）	ボッチャ体験会や研修会等を、開催し、スポーツを通して、障がい者と健常者の交流を図る。	現状通り継続	
3	地域における交流・共生の促進	1	障がい者支援に携わるボランティアの育成	社会福祉協議会	障がい者理解を踏まえ、各ボランティアグループと連携し実施。視覚障がい者ガイドボランティア連絡会での研修会開催、ボラフェスタ開催。	A（計画どおり進行中）	各ボランティア団体と連携をして順次講座の開催を行っていく。	現状通り継続	
4	合理的配慮の提供（障がいのある方から、社会的障壁（例：通行・利用しにくい等）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行う。）促進	1	市役所における対応要領の整備	地域福祉課	障がい者福祉に関する勉強会を民生児童委員の障がい者部会において開催し、市民に寄り添う存在である民生児童委員が適切な対応を習得する機会を設けた。	A（計画どおり進行中）	市民と関わる可能性のある関係者に適切な対応を習得する機会を設ける。	現状通り継続	
				秘書広報課	新規採用職員を対象に地域福祉計画等に関する研修を実施。	B（概ね計画どおりだが、一部未実施）	地域福祉計画等に関する研修を実施したが、障害者差別解消や合理的配慮の提供に関する内容に特化した研修ではない。	その他	新規採用職員研修の内容の中に障害者差別解消等に関する内容をより多く盛り込むことを検討していく。
		2	市民や市内企業等への周知・啓発	地域福祉課	ヘルプカード・ヘルプマークを必要とする市民へ配布を行った。	A（計画どおり進行中）	今後もヘルプカード・ヘルプマークの活用を図り、障がい者配慮が広がるよう事業を継続する。また、市内企業にリーフレット等を活用し、合理的配慮の提供がなされるよう周知を行う。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標2

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
1	サービス利用のための支援の充実	1	障害福祉サービス利用に関する情報提供	地域福祉課	基幹相談支援センター及び相談支援事業所との連携のもと障がい福祉サービスの情報提供を行った。	A（計画どおり進行中）	基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携のもと障がい福祉サービスの情報提供を行う。	現状通り継続	
		2	豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂	地域福祉課	事業所情報を更新したガイドブックをホームページに掲載し情報提供を進めた。	A（計画どおり進行中）	ガイドブックを通じ市民に対して情報提供を行う。	現状通り継続	
		3	サービス等利用計画に基づく支給決定	地域福祉課	相談支援事業所との連携のもとニーズに応じた利用計画やモニタリングを実施した。	A（計画どおり進行中）	相談支援事業所との連携のもとニーズに応じた利用計画の作成やモニタリングを実施する。	現状通り継続	
2	障害福祉サービス等の充実	1	訪問系サービスの利用支援	地域福祉課	相談支援専門員と連携しながら訪問系サービスの利用を支援し、障害のある人の自宅での生活を支援した。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		2	日中活動系サービスの利用支援	地域福祉課	相談支援専門員と連携しながら日中活動や就労の場として各種サービスの利用を支援した。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		3	居住系サービスの利用支援	地域福祉課	相談支援専門員と連携しながらグループホーム等のサービス利用を支援した。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		4	地域生活支援事業の実施	地域福祉課	障がい福祉サービス未利用者のニーズ調査を実施し、地域生活に必要なサービスが利用できるよう支援した。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標2

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の実績	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
3	相談体制の充実	1	相談支援の実施	社会福祉協議会	基幹相談支援センターにて、障害のある方の相談、生活困窮相談「よりそい」、ひきこもり相談「はばたき」、社協総合相談、重層的支援体制整備事業で相談にあたった。 障害福祉サービス等利用の方には、社協相談支援事業所として計画相談支援を行った。	A（計画どおり進行中）	基幹相談支援センターとして、障害のある方の地域での生活を支えるための様々な相談に対応できるよう、各支援機関と連携をはかる。福祉サービス等利用の方には、相談支援事業所研修や連絡会等で相談支援の質の向上や体制を充実を目指す。 地域移行・地域定着の地域相談支援を行う。	拡充	
				地域福祉課	基幹相談支援センターと連携をとり、相談支援事業所連絡会を開催し、相談ケースについて相談支援を行った。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		2	コミュニケーション支援の充実	地域福祉課	手話通訳・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、市役所に手話通訳者を配置し、コミュニケーション支援を行った。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
4	総合的なサービス提供体制の整備	1	ピアカウンセリングの実施	地域福祉課	みなスマサロン等で障がいのある方の交流の機会を提供した。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		2	人材育成への支援	地域福祉課	県の研修情報を各サービス事業所へ提供した。また、基幹相談支援センターと連携し各相談支援事業所等へ研修会を実施した。	A（計画どおり進行中）	県の研修情報は、引き続き各サービス事業所へ提供する。また、基幹相談支援センターと連携し引き続き研修会等の開催を実施し、人材育成支援を行う。	現状通り継続	
		3	地域生活支援拠点の整備に向けた検討	地域福祉課	令和4年度の地域生活支援拠点機能事業の取り組みについて、評価を行い、障害者地域自立支援協議会で報告を行った。	A（計画どおり進行中）	地域生活支援拠点の機能強化及び障がい者の支援の充実を図る。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標2

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
		4	「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討	地域福祉課	障がい者地域自立支援協議会を開催し、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを検討した。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		5	近隣市町と連携した協議の実施	地域福祉課	尾張東部圏域会議にて近隣市町の状況把握と連携に努めた。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標3

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の実績	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
1	心の健康づくりの推進	1	心の健康づくりに関する啓発や情報提供	地域福祉課	自殺対策に関する県の講演会や研修情報等を各種関係機関へ提供した。	A（計画どおり進行中）	引き続き継続していく。	現状通り継続	
		2	精神保健福祉に関する研修等の実施	瀬戸保健所	事業ごとに企画した研修会や会議において、専門家の講演を盛り込む等関係機関が知識や技術の習得できる機会を設けた。なお、県民から依頼がありゲートキーパーについて健康教育を行った。	A（計画どおり進行中）	『自殺防止地域協力強化事業（人材育成事業）』は、県で事業の見直しがあり、R元年で終了したため、廃止とする。	廃止	
		3	精神保健福祉相談の実施	地域福祉課	精神障がい者の総合相談窓口として基幹相談支援センターの機能充実を図った。	A（計画どおり進行中）	引き続き継続していく。	現状通り継続	
		4	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	地域福祉課	障がい者地域自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの取り組みについて体制整備を進めた。	A（計画どおり進行中）	引き続き継続していく。	現状通り継続	
2	障がいのある人の健康管理への支援	1	心身障害者（児）歯科保健指導の実施	社会福祉協議会	歯科医師会と連携し歯科医師、歯科衛生士が障害者施設にて歯科検診、歯科相談、歯磨き指導をご本人、家族や職員に実施（3事業所）	A（計画どおり進行中）	現在実施以外の事業所での歯科検診の希望がなかった。	廃止	
		1	自立支援医療の給付	保険医療課	制度内容や利用の流れについての情報提供に努めた。	A（計画どおり進行中）	引き続き継続していく。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標3

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
3	医療にかかる経済支援の実施	2	医療費の助成	地域福祉課	保険医療課と連携し、対象者に対し適切な助成申請につなげるよう努めた。	A（計画どおり進行中）	引き続き継続していく。	現状通り継続	
		2	医療費の助成	保険医療課	これまでの水準を維持して、助成制度を実施した。	A（計画どおり進行中）	県内の標準的な給付以上の内容を助成しているため、現状を維持していく。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標4

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度取組	担当課評価	令和6年度方向性	方向性	備考
1	障がいの早期発見・早期療育への支援	1	乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施	子育て支援課	発達の気になる児に対しては、乳幼児健診の場や家庭訪問等で保護者からの相談に応じている。また、必要に応じ事後フォロー教室である「なかよし教室」につなげている。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していく。	現状通り継続	
		2	「なかよし教室」の開催	子育て支援課	児童発達支援センターと連携して事業を実施。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していく。	現状通り継続	
		3	児童発達支援センターの設置	子育て支援課	小学校跡地に令和4年に開設し、受託事業者を通じて運営している。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していく。	現状通り継続	
		4	心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の児童発達支援センターへ移行	子育て支援課	令和4年度に開設した児童発達支援センターへ事業を移行し、安定した療育の提供を行っている。	D（廃止または完了）		廃止	
		5	保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援）	子育て支援課	令和4年度から児童発達支援センター事業として実施。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していく。	現状通り継続	
		6	保育所等への障がい児受入れの体制整備	こども保育課	「障がい児特別療育支援事業」として、集団生活の援助が必要な3歳児（年少）から5歳児（年長）の児童に対し、特別支援療育を実施している。（市内1か所）	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していき円滑な運営に努める。	現状通り継続	
		7	保育士・教諭に対する研修の実施	子育て支援課	愛知県療育支援事業を利用し、発達障がい児について園での保育観察や事例検討等の取り組みを実施。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していく。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標4

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方向性	方向性	備考
2	小中学校における特別支援教育の実施	1	教育支援の実施	学校教育課	教育支援委員会を定期開催するとともに、関係各課や特別支援学校と連携し、きめ細かな就学相談を行った。	A（計画どおり進行中）	今後も指導助言を受けつつ、児童生徒や保護者に対する相談等を適切に行う。	現状通り継続	
		2	特別支援教育の実施	学校教育課	学校、特別支援教育専門員、SSWと福祉サービス等の関係諸機関と連携し、相談支援を行うことで、よりよい支援方法を検討した。	A（計画どおり進行中）	関係諸機関との連携を密にし、学校、家庭、諸機関による切れ目のない支援体制を目指す。	現状通り継続	
		3	通級指導教室の設置	学校教育課	通級指導担当教員の加配を要望し、増員できた。新たに中学校2校に通級指導教室を設置したことで市内全小中学校に設置できた。	A（計画どおり進行中）	通級指導担当教員の加配を引き続き要望するとともに、担当教員の資質向上や環境整備に努める。	拡充	
		4	教職員に対する研修の実施や支援員の配置	学校教育課	各種研修を開催及び実施し、資質向上を図るとともに、必要に応じた特別支援教育支援員の配置をした。	A（計画どおり進行中）	支援が必要な児童生徒数や支援学級数に合わせて支援員を増員し適正な配置に努める。	拡充	
		5	教育現場における合理的配慮の提供	学校教育課	児童生徒の状態やニーズに合わせて、トイレのバリアフリー化を推進した。	A（計画どおり進行中）	今後も児童生徒の状態やニーズに合わせた環境整備の提供に努める。	現状通り継続	
		1	放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援	学校教育課	障がい児など配慮がいる児童についても各クラブで面接した上で、対応が可能な範囲で受け入れを行っている。	A（計画どおり進行中）	今後も継続していく。	現状通り継続	令和4年度より子育て支援課より学校教育課に事務移管
		2	障害児相談支援に基づく支給決定	地域福祉課	障がい児サービス利用希望者全員に、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を行っている。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き継続していく。	現状通り継続	令和4年度より子育て支援課より地域福祉課に事務移管

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標4

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の実績	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
3	障がい児への児童福祉サービスの充実	3	児童福祉サービスの利用支援	子育て支援課	・児童発達支援センター内に障がい児相談員を配置し、福祉サービスの利用を中心に関係機関と連携し相談支援を実施している。	A（計画どおり進行中）	サービス提供や相談支援のあり方を検討し、関係機関の連携を深める。	現状通り継続	
		4	医療的ケア児に対する支援の検討	子育て支援課	・豊明市障がい者地域自立支援協議会「子ども部会」を中心として関係機関の連携を図る。 ・愛知県医療的ケア児等コーディネイター養成研修に豊明市からR4、R5年度に合計4名修了。	A（計画どおり進行中）	今後も引き続き「子ども部会」において医療的ケア児の現状と課題を共有し、今後の支援を検討していく。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標5

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方向性	方向性	備考
1	就労支援の充実	1	市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施	地域福祉課	ハローワークと連携して、市内企業に対し障がい者就労促進についての情報提供を行った。	A（計画どおり進行中）	今後もハローワークと連携して情報提供を継続する。	現状通り継続	
		2	市役所における雇用の促進	秘書広報課	3障害（身体・知的・精神）を対象に職員採用試験候補者試験を実施している。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施していく。	現状通り継続	
		3	物品等の優先調達の実施	地域福祉課	物品等優先調達計画は作成済。環境課においてポカシの委託を実施。	A（計画どおり進行中）	市役所内の封詰め作業や障害者がつくった小物の活用等、優先調達の実施を検討する。	現状通り継続	
2	日中の居場所づくりへの支援	1	障がい者スポーツの促進	生涯学習課	特別な教室は開催していないが、障がいのある方が参加できる各種教室を開催。	B（概ね計画どおりだが、一部未実施）	今年度同様各種教室を開始する予定。	現状通り継続	
		2	趣味や生涯学習などの機会の充実	生涯学習課	特別な教室は開催していないが、障がいのある方が参加できる各種教室を開催。	B（概ね計画どおりだが、一部未実施）	今年度同様各種教室を開始する予定。	現状通り継続	
				地域福祉課	障がい児者による「ひまわり作品展」を開催し、芸術・文化、趣味活動等の活性化を図った。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施する。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標5

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の取組	担当課評価	令和6年度の方針	方向性	備考
3	移動に関する支援の充実	1	ひまわりバスにおける支援の充実	企画政策課	・ノンステップ及び車いす使用者に対応できる車両を使用し運行した。また、車いす使用者の乗降時には運転士が補助した。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯している人と付き添い1名の基本運賃を無料とした。	A（計画どおり進行中）	これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、利用促進及び周知に努める。	現状通り継続	
		2	バリアフリーのまちづくり	市街地整備課	豊明寺池土地区画整理事業において、土地区画整理組合と連携してバリアフリーの新設公園を整備した。	A（計画どおり進行中）	豊明間米南部土地区画整理事業において、土地区画整理組合と連携してバリアフリーのまちづくりを推進する。	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標6

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度取組	担当課評価	令和6年度方向性	方向性	備考
1	障がい者の権利を守る仕組みづくり	1	成年後見制度の利用支援	地域福祉課	尾張東部成年後見センター、基幹相談支援センターと連携し、必要な人へ制度利用の相談や支援等を行った。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施する。	現状通り継続	
		2	日常生活自立支援事業の利用支援	社会福祉協議会	福祉サービス等利用援助に関わる日常的金銭管理の支援を実施。 現在、2名の専門員と3名の支援員の体制で、状況に応じて、行政機関、関係機関とも連携を図りながら、一人一人に合った支援計画を作成し、支援を実施している。	A（計画どおり進行中）	市内の福祉事業所、包括支援センターなどへの周知を広め、利用を促進する。また、判断能力の低下等必要な場合は成年後見制度へつないでいけるよう、ケース共有を行うなど、尾張東部権利擁護支援センターとの連携を図る	現状通り継続	
		3	虐待の防止と被害者の保護	地域福祉課	相談窓口として常時門戸を開いており、今年度は4件の相談実績があった。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施する。	現状通り継続	
2	防災・災害時対策の充実・強化	1	避難行動要支援者名簿の整備	長寿課	既登録者および75歳以上独居高齢者、75歳以上高齢者のみ世帯者に対して令和4年度に情報の更新を行い、令和5年度に更新後の名簿を避難支援者へ申請により交付した。	A（計画どおり進行中）	避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関や区・町内会、自主防災組織、民生委員など地域の支援者との情報共有を申請に応じて行う。また、名簿作成後の災害時の活用方法や個別計画作成についても引き続き、関係機関と連携を図り進めていく。	拡充	把握した要支援者の個別計画策定については、令和3年の法改正で努力義務化された。令和9年度までを目途に個別計画策定をすすめていく。
		2	避難場所に関する対策の実施	防災防犯対策課	市防災訓練において、要配慮者の対応を含めた訓練の実施	A（計画どおり進行中）	市防災訓練において、要配慮者の対応を含めた訓練の実施	現状通り継続	

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版） 進捗管理シート【令和5年度実績】 基本目標6

No.	施策	No.	取組	担当課	令和5年度の実績	担当課評価	令和6年度の方針	方針	備考
	障害者福祉計画	3	防災訓練への障がいのある人の参加促進	地域福祉課	障がいの有無を問わず、市主催の防災訓練時には地域住民へ広報・ホームページ等を通じ、周知している。	A（計画どおり進行中）	引き続き実施する。	現状通り継続	
		4	新興感染症対策の推進	地域福祉課	令和5年5月7日までは、臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症を拡大させないため障がい福祉サービス提供事業所にリモートでのサービス提供を認め、在宅でもサービスが受けられるよう支援した。	A（計画どおり進行中）	令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が2類から5類感染症になったため廃止。	廃止	

第 6 期豊明市障害福祉計画 令和 5 年度進捗状況まとめ

障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス 計画書 P83

◆サービスの実績と見込み量

サービス種別	単位	第 5 期	第 6 期計画		
		実績値	実績値		見込み量
		R2	R3	R4	R5※
居宅介護	時間	1,800	1,565	1,357	1,507
	人／月	114	110	101	99
重度訪問介護	時間	437	485	511	648
	人／月	4	3	3	3
同行援護	時間	119	126	158	185
	人／月	9	10	11	13
行動援護	時間	60	70	70	65
	人／月	2	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0

※令和 5 年度は 12 月までの実績から算出した月あたり見込み値

◆訪問系サービスの事業所数の状況と見込み

サービス種別	状況		見込み
	R3	R4	R5※
居宅介護	7	8	9
重度訪問介護	7	8	9
同行援護	4	4	5
行動援護	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0

※令和 5 年度は 3 月 1 日現在の数

◆サービス見込量確保のための方策

- ・ホームヘルパーの確保と人材育成（障害者自立支援協議会の専門部会において取り組む。）
- ・行動援護や重度訪問介護に関する研修情報の提供
- ・相談支援事業の質・量の確保

〔 実施状況 〕

- ・居宅介護の利用者数、利用時間の減少傾向があります。ホームヘルパーの人員の状況と併せて今後の動向、傾向を分析していく必要性があります。
- ・重度訪問介護の数値が伸びており、障がい重度の人に対する支援が必要とされているため、量および質の確保が課題です。今後も研修情報の提供等の事業所支援に努めます。
- ・相談支援事業はサービス利用の要であり、きめ細やかなサービス利用調整が行えるよう、よりの一層の人材育成に努めます。

(2) 日中活動系サービス 計画書 P85

◆サービスの実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み量
		R2	R3	R4	R5※
生活介護	時間	2,443	2,489	2,432	2,495
	人／月	133	134	130	131
自立訓練 (機能訓練)	時間	0	10	1	10
	人／月	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	時間	25	84	28	28
	人／月	1	5	2	2
就労移行支援	時間	354	306	428	433
	人／月	22	19	27	26
就労継続支援 A 型	時間	528	573	560	722
	人／月	28	30	31	39
就労継続支援 B 型	時間	1,602	1,910	2,071	2,424
	人／月	110	120	134	157
就労定着支援	人／月	11	10	13	11
療養介護	人／月	4	4	3	2
短期入所 (福祉型)	時間	143	143	145	153
	人／月	16	16	13	12
短期入所 (医療型)	時間	8	8	7	5
	人／月	3	3	1	2

※令和5年度は12月までの実績から算出した月あたり見込み値

◆日中活動系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	状況		見込み
	R3	R4	R5※
生活介護	5	6	6
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0
就労移行支援	2	1	1
就労継続支援 A 型	1	1	1
就労継続支援 B 型	8	13	14
就労定着支援	0	0	0
療養介護	0	0	0
短期入所 (福祉型)	2	2	2
短期入所 (医療型)	0	0	0

※令和5年度は3月1日現在の数

◆主な確保策と実施状況

- ・さらなるサービス事業所の拡充
- ・短期入所の重点的確保

〔 実施状況 〕

- ・就労継続支援B型の市内事業所数は、令和4年度に5事業所増となり、事業所数としては充足しています。利用者数の増は、その結果でもあります。またニーズは高く量と質の確保が望まれます。
- ・就労移行支援の事業所数は、令和4年10月より1減となっており、市内に就労アセスメントを行う事業所が少ない状況となっています。
- ・短期入所の利用については、増加傾向が見込まれます。家庭環境の変化への対応や、緊急時対応の観点からも地域生活支援拠点の整備とからめ、多様なニーズに対応できるよう体制づくりを進めます。

(3) 居住系サービス 計画書 P87

◆サービスの実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5 ※
自立生活援助	人／月	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	52	58	63	73
施設入所支援	人／月	33	34	33	34

※令和5年度実績は12月までの実績から算出した月あたり見込み値

◆市内事業所数の状況と見込み

サービス種別	状況		見込み
	R3	R4	R5※
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	7	8	8
施設入所支援	1	1	1

※令和5年度は3月1日現在の数

◆主な確保策と実施状況

- ・病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場として、グループホームの拡充

〔 実施状況 〕

- ・グループホームについては、利用者が増加傾向となっており、事業所数としては、令和4年度に1事業所増となっております。グループホームの内1か所は日中サービス支援型で令和2年9月1日に事業開始しています。グループホームは順調に増えてきていますが、親亡き後の対策としてさらなる拡充が求められます。
- ・施設入所者については、ほぼ横ばいで推移しています。

(4) 相談支援 計画書 P88

◆サービスの実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
計画相談支援	人／月	114	125	128	137
地域移行支援	人／月	1	0	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1

※令和5年度は12月までの実績から算出した月あたり見込み値

◆市内事業所数の状況と見込み

サービス種別	状況		見込み
	R3	R4	R5※
計画相談支援	7	7	7
地域移行支援	1	1	2
地域定着支援	1	1	2

※令和5年度は3月1日現在の数

◆主な確保策と実施状況

- ・各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるようバックアップ
- ・地域移行・地域定着支援について、体制の整った事業所に指定を促し、取組強化

〔 実施状況 〕

- ・計画相談支援は、相談内容が多岐に渡り調整時間も増加し、相談員1人にかかる仕事量が増加しているため、量及び質の確保が課題です。今後も各種研修情報の提供を行い、人材育成に努めます。
- ・地域移行・地域定着支援については、今後も体制強化を図っていきます。

◆障害福祉サービスの確保策 計画書 P89

- ・グループホームの整備促進、短期入所の整備促進、相談支援体制の充実
- ・一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労等、多様な支援が受けられる体制の整備
- ・重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービスについて、県の施設整備計画等を踏まえつつ検討
- ・共生型サービスの推進

〔 実施状況 〕

- ・家族形態の変化への対応として、グループホームの整備促進や短期入所の充足が課題であり、今後も重点的に取り組んでいきます。
- ・相談支援は、適切なサービス利用と安心の生活のため、体制整備を進めます。
- ・就労支援は、個々のケースに対応できるような体制を整備していきます。
- ・障がいを持つ人が高齢になっても安心して暮らせるよう、共生型サービスの推進に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は2月末現在

(2) 自発的活動支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4※	R5
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は2月末現在

(3) 相談支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
障害者相談支援事業	か所	6	7	7	7
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

※令和5年度は3月1日現在の数

(4) 成年後見制度利用支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
成年後見制度利用支援事業	人	10	10	5	4

※令和5年度は2月末時点の数量

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は2月末現在

(6) 意思疎通支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
手話通訳者派遣事業	件	30	44	83	149
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	件	1	1	1	1

※令和5年度は2月末時点の数量

(7) 日常生活用具給付等事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5 ※
介護・訓練支援用具	件	0	2	8	7
自立生活支援用具	件	11	11	9	6
在宅療養等支援用具	件	9	5	6	12
情報・意思疎通支援用具	件	14	10	11	7
排泄管理支援用具	件	1,595	1,635	1,599	1,587
居住生活動作補助用具	件	1	0	0	1
合計	件	1,630	1,663	1,633	1,620

※令和5年度は2月末時点の数量

(8) 手話奉仕員養成研修事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5 ※
手話奉仕員養成研修 (研修修了者数)	人	0	5	5	1

※令和5年度は2月末時点の数量

(9) 移動支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5 ※
移動支援事業	時間／月	810	834	851	877
	人／月	86	95	97	100

※令和5年度は1月までの実績から算出した月あたりの見込み値

(10) 地域活動支援センター事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5 ※
地域活動支援センター事業	人日／月	64	35	34	50
	人／月	5	2	2	3

※令和5年度は1月までの実績から算出した月あたりの見込み値

(11) 日中一時支援事業

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5 ※
日中一時支援事業	回分／月	775	787	987	1024
	人／月	115	118	125	125

※令和5年度は1月までの実績から算出した月あたりの見込み値

(12) 訪問入浴サービス

◆実績と見込み量

サービス種別	単位	第5期	第6期計画		
		実績値	実績値		見込み
		R2	R3	R4	R5※
訪問入浴サービス	回分／月	70	73	61	61
	人／月	12	11	9	8

※令和5年度は1月末時点の実績から算出した月あたりの見込み値

◆地域生活支援事業の確保策

- ・地域での障がい者理解促進の取組
- ・相談支援事業の充実
- ・成年後見制度の活用と市民への制度周知
- ・「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」について、事業所の確保と制度整備

〔 実施状況 〕

- ・地域での障がい者理解促進の取組として、令和5年度はレクボッチャ大会を開催し、障がいの有無を超えた交流を図りました。また、「ひまわり作品展」を開催し、障がいのある方が作った芸術作品を展示し、障がいのある方の理解促進に努めました。
- ・相談支援委託事業として、豊明市障がい者基幹相談支援センター「フィット」や豊明市児童発達支援センター「どんぐり」が、障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行いました。
- ・移動支援事業については、26業者、日中一時支援事業者については、14業者、日常生活用具給付事業については、62業者を豊明市が指定しています。指定業者も徐々に増えており、事業所の確保は概ねできています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	実績値	目標値
令和元年度末時点の施設入所者 (A)	33 人	
令和 5 年度末における地域生活移行者数	1 人	1 人
(A) の時点から、令和 5 年度末時点における施設入所者の削減目標値	0 人 (3 人増)	1 人
令和 5 年度末時点の施設入所者	36 人	32 人

※令和 5 年度 現状は 2 月末現在の状況

〔 現状及び評価等 〕

- ・令和 2 年度から令和 3 年度までの地域生活への移行者は 0 人で、施設入所者の削減（死亡、入院等）は、6 人（令和 2 年度 死亡 2 人、入院 1 人、令和 3 年度 死亡 2 人、入院 1 人）でした。施設入所者数としては、横ばいとなっています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	目標数値（サービス量の目安量）※
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 (利用者数)	19 人 65 歳以上 7 人、65 歳未満 12 人

※豊明市の人口から算定した数値でサービス量を決定するための参考値。

項目	目標値
精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数・目標設定及び評価の実施回数	個々の事案に応じて協議の場を設け、制度的枠組みとして確立させる見込みのため目標数値設定なし

〔 現状及び評価等 〕

- ・令和 4 年度より重層的支援体制整備事業としてさまざまなケースについて支援会議を実施している。また、名古屋保護観察所と精神病院とのケア会議に参加し地域移行支援の協議を行っている。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	実績	目標値
地域生活支援拠点の整備数	令和 3 年度 2 か所設置完了	令和 2 年度 1 か所設置完了
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数の年間の見込数	令和 5 年度は令和 4 年度の評価を実施	1 回／年

〔 現状及び評価等 〕

- ・豊明市障害者地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点の機能や状況、実績について報告を行っています。令和4年度より、相談支援機能強化の一環としてサービス未利用者の実態調査を行っています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	R4 実績値	目標値
福祉施設からの一般就労移行者数	18 人	21 人
就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者数	10 人	17 人
就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労への移行者数	2 人	3 人
就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労への移行者数	4 人	1 人
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合	14.3%	80%
就労定着率 8 割以上の就労定着事業所割合	事業所なし	70%

※県からの情報提供による。令和5年度分は令和6年度夏頃情報提供される予定。

〔 現状及び評価等 〕

- ・福祉施設から一般就労への移行者については、目標値を下回っており、就労移行支援事業を通じての一般就労移行者も目標値を下回っています。市内に事業所が1か所しかないことも利用者を拡大させることの課題となっています。
- ・就労定着支援については、市内に事業所がなく目標値に対して利用者割合が少ないことが課題となっています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	R3 実績	R4 実績	R5 実績※	目標値
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	14 件／年	7 件／年	15 件／年	12 件／年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件／年	14 件／年	26 件／年	6 件／年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回／年	25 回／年	28 回／年	6 回／年

※令和5年度は2月末時点の実績値

〔 現状及び評価等 〕

本市では、豊明市基幹相談支援センターフィットにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施済みです。人材育成では、相談支援事業所研修会、初任者研修、現任者研修受講者フォローを行っています。相談機関との連携強化では、相談支援事業所連絡会を行っています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

◆豊明市における目標と進捗状況

項目		R3 実績	R4 実績	R5 実績※	目標値
県、関係機関の実施する、障害福祉サービス等の質の向上につながる研修の受講人数	基幹相談支援センター職員	10 人	13 人	12 人	18 人
	市職員	1 人	2 人	1 人	2 人
障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等への情報提供の実施回数		0 回	0 回	0 回	1 回／年

※令和 5 年度は 2 月末時点の実績値

〔 現状及び評価等 〕

基幹相談支援センター職員としては、高次脳機能障害、虐待対応、精神障がい者支援、地域移行等の研修を受講しています。市職員としては、居宅介護サービス等を受講しています。障害自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する情報提供については実施できていないので、サービス事業所連絡会や圏域会議等で実施を検討していきます。

(7) 発達障害者等への支援

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	R3 実績	R4 実績※	R5 見込み
ペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	0 人	0 人
ペアレントメンターの人数	—	0 人	0 人
ピアサポートの活動への参加人数	—	64 人	57 人

※令和 5 年度は 2 月末時点の見込値

〔 現状及び評価等 〕

発達障がい児の支援においては、日々子どもに接する家族等が子どもの発達特性を理解し、適切な対応を学ぶ機会を確保することが重要です。そのため、ペアレントメンターの育成は、発達障害者等への支援を行う上で重要なため、今後取り組んでいく予定です。ピアサポートの場としては、豊明市児童発達支援センターにおけるサロン等を適宜開催し、交流できる場の提供を行っています。

第 2 期豊明市障害児福祉計画 令和 5 年度進捗状況まとめ

障害児福祉サービス

(1) 障がい児福祉サービス 計画書 P104

◆サービスの実績と見込み量

サービス種別	単位	第 5 期	第 6 期計画		
		実績値	実績値		見込み量
		R2	R3	R4	R5 ※
児童発達支援	人日／月	451	476	568	775
	人／月	61	67	80	90
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日／月	1,963	2,216	2,695	3,436
	人／月	257	284	307	317
保育所等訪問支援	人日／月	2	1	1	1
	人／月	2	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0
障害児相談支援	人／月	46	55	58	78

※令和 5 年度は 12 月までの実績から算出した月あたり見込み値（豊明市児童発達支援センター分を含む）

◆障がい児福祉サービスの事業所数の状況と見込み

サービス種別	状況		見込み
	R3	R4	R5 ※
児童発達支援	9	12	14
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	14	15	16
保育所等訪問支援	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1
障害児相談支援	5	5	5

※令和 5 年度は 3 月 1 日現在の数（豊明市児童発達支援センターを含む）

◆主な確保策と実施状況

- ・放課後等デイサービスの事業所の確保と質の向上
- ・居宅訪問型児童発達支援のサービス提供体制の整備
- ・適切な障害児支援利用計画の作成とモニタリングの実施

〔 実施状況 〕

- ・放課後等デイサービスは、令和5年度は1事業所が新規に開設しました。放課後等デイサービスはニーズが大きいことから今後も増えていくと予想されます。質の向上については、県からの研修情報を各事業所へ提供したり、事業所連絡会を開催し、問題点や課題について話し合いを行っています。
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所としては、令和2年6月1日より1事業所が事業開始しましたが、令和6年2月末現在サービス提供の実績はないです。
- ・障害児支援利用計画については、相談支援専門員より提出された計画案のサービスの日数や週間計画、モニタリング実施の頻度が適切か確認を行っています。

◆児童福祉サービスの確保策 計画書 P105

- ・放課後等デイサービスの事業所の確保と質の向上に向けて事業所と連携を強化
- ・医療的ケア児に対応するコーディネーター配置等、支援体制の整備
- ・児童発達支援センターの設置

〔 実施状況 〕

- ・放課後等デイサービスの事業所は増加しているので、質の確保に向けて事業所連絡会を実施し話し合いの場を設けています。
- ・医療的ケア児に対応するコーディネーターは配置済みで、支援体制の強化を図ってまいります。
- ・児童発達支援センターは令和4年4月1日に豊明市児童発達支援センターを設置済みです。

(2) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備

◆保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ体制整備

項目	R3 実績	R4 実績	R5 見込み※
保育園	125 人	131 人	117 人
認定こども園	1 人	0 人	1 人
放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	11 人	12 人	14 人

※令和5年度は2月までの実績

〔 現状及び評価等 〕

障がい児の受入れは順調に進んでおり、体制整備が進められています。

障害福祉計画に係る成果目標 計画書 P106～

(1) 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

◆豊明市における目標と進捗状況

項目	R5 実績値	目標値
児童発達支援センターの設置	1 か所整備済	1 か所
保育所等訪問支援の充実	整備済	整備
重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所	整備済	整備
放課後等デイサービス事業所	整備済	整備
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	6 人配置済	5 人

〔 現状及び評価等 〕

令和4年度より児童発達支援センターが開設され、障がい児を支援する体制が強化されました。保育所等への訪問支援は、同支援センター事業として実施されており、障がいのある子どもへの支援提供体制は整備されています。

第4次 豊明市障害者福祉計画

第7期 豊明市障害福祉計画

第3期 豊明市障害児福祉計画

【計画案】

令和6年3月

豊明市

目 次

第1章 計画の基本事項	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 他計画との関連	4
4 計画の期間	5
5 豊明市におけるこれまでの障がい者福祉施策の状況	6
（1）豊明市の障がい者福祉に関わる主なできごと	6
6 計画の策定体制	7
（1）アンケート調査の実施	7
（2）現行計画の進捗評価	7
（3）パブリックコメントの実施	7
（4）豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会の設置	7
7 SDGsの視点を踏まえた施策の推進	7
8 国の第5次障害者基本計画の方針	8
9 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針	9
第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況	13
1 人口の推移	13
2 手帳所持者の状況	15
（1）手帳別の所持者の状況	15
（2）年齢別の手帳所持者の状況	16
（3）身体障害者手帳所持者の種別	17
（4）等級別の手帳所持者の状況	18
3 指定難病特定医療費公費負担受給者数（難病患者）	21
4 発達障がいのある人の状況	21
5 障がいのある児童生徒の状況	22
（1）なかよし教室、豊明市児童発達支援センターどんぐりの状況	22

(2) 保育園の状況	22
(3) 特別支援学級・通級指導教室の児童生徒の状況	23
(4) 特別支援学校の児童生徒の状況	23
6 自立支援医療の状況	24
7 障害支援区分の状況	25
第3章 アンケート・ヒアリング調査の実施	29
1 アンケート調査結果のまとめ	29
(1) アンケート調査の実施概要	29
(2) 調査結果（障害者手帳等所持者調査）	30
(3) 調査結果（サービス事業所調査）	48
2 当事者団体ヒアリング調査結果のまとめ	52
(1) 当事者団体ヒアリング調査の実施概要	52
3 アンケート等から得られた課題	58
第4章 第4次豊明市障害者福祉計画	63
1 基本理念	63
2 基本目標	64
3 障害者福祉計画の施策体系	65
4 施策の展開	66
基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり	66
(1) 子どもに対する教育・啓発の実施	66
(2) 多様な障がいや特性への理解促進	67
(3) 地域における交流・共生の促進	67
(4) 合理的配慮の提供促進	67
基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり	68
(1) サービス利用のための支援の充実	69
(2) 障がい福祉サービス等の充実	69

(3) 総合的なサービス提供体制の整備	70
基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実	71
(1) 心の健康づくりの推進	71
(2) 障がいのある人の健康管理への支援	72
(3) 医療にかかる経済支援の実施	72
(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実	73
(1) 障がいの早期発見・早期療育への支援	73
(2) 小中学校における特別支援教育の実施	74
(3) 障がい児への児童福祉サービスの充実	75
基本目標5 障がい者の雇用・就労・生きがいづくりの促進	76
(1) 就労支援の充実	76
(2) 生きがいづくりへの支援	77
(3) 移動の支援やバリアフリーの推進	77
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	78
(1) 障がい者の権利を守る仕組みづくり	79
(2) 防災・防犯等対策の充実	79
(3) 情報取得や意思疎通の支援	80

第5章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況..... 83

1 障害福祉計画に係る成果目標の達成状況	83
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	83
(2) 地域生活支援拠点等における機能の充実	83
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	84
(4) 相談支援体制の充実・強化等	85
(5) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	85
2 障害児福祉計画に係る成果目標の達成状況	86
(1) 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等	86

3 障がい福祉サービス利用の状況	87
(1) 訪問系サービス	87
(2) 日中活動系サービス.....	88
(3) 居住系サービス	91
(4) 相談支援	92
4 児童福祉サービスの状況.....	93
5 計画見込量と実績（障がい福祉サービス）	95
(1) 訪問系サービス	95
(2) 日中活動系サービス.....	96
(3) 居住系サービス	97
(4) 相談支援サービス	97
(5) 障がい児支援サービス.....	98
6 計画見込量と実績（地域生活支援事業）	99
(1) 必須事業	99
(2) 任意事業	100

第6章 第7期障害福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～..... 103

1 第7期計画の成果目標及び活動指標	103
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	103
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	104
(3) 地域生活支援の充実.....	106
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	107
(5) 相談支援体制の充実・強化等	108
(6) 障福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	110
2 障がい福祉サービスの見込量	111
(1) 訪問系サービス	111
(2) 日中活動系サービス.....	113
(3) 居住系サービス	116

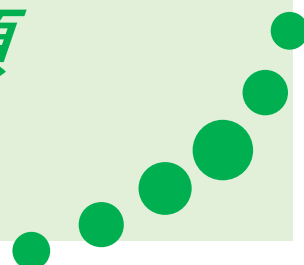
(4) 相談支援サービス	117
3 地域生活支援事業の見込量	118
(1) 必須事業	118
(2) 任意事業	123
第7章 第3期障害児福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～	127
1 第3期計画の成果目標及び活動指標	127
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	127
2 障がい児福祉サービスの見込量	129
(1) 障がい児通所支援等	129
(2) 子ども・子育て支援	131
第8章 計画の推進体制	135
1 計画の推進体制	135
(1) 計画の推進体制	135
(2) 団体、事業者等との連携	135
(3) 県や近隣市町村との連携	135
2 計画の推進体制	135
(1) 計画の進捗管理の手法	135

「障害」の「害」の字のひらがな表記について

本計画では、法律名や個別の計画、固有名称以外において、障害の「害」の字をひらがな表記としております。

第1章

計画の基本事項



第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

我が国の障がい者施策に関する法律をみると、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法（昭和45年法律第84号）」に端を発することとなり、平成5年同法は「障害者基本法」と改正されました。さらに、平成16年の改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そのような中、平成18年12月に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、国連総会にて「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。

我が国においても、この条約の批准に向け、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」の制定など、国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組み、平成26年1月に正式に国内で批准されました。

その後も平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行、5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行、令和2年4月には「障害者雇用促進法」の一部改正、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきました。

本市においては、令和3年3月に「第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版）・第6期豊明市障害福祉計画・第2期豊明市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現をしてきました。

全国的には高齢化が進む中、障がい者の重度化・高齢化により、障がい福祉サービスの利用ニーズも多様化してきています。障がい者の高齢化に加え、介護する家族の高齢化も進んでおり、家族による介護のみでは十分な対応が困難な状況となっており、「親なき後」を見据え、障がいを持つ人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。

このような状況の中、「第3次豊明市障害者福祉計画・第6期豊明市障害福祉計画・第2期豊明市障害児福祉計画」が令和5年度末をもって終了することとともない、これまでの本市の取組を踏まえ、「第4次豊明市障害者福祉計画・第7期豊明市障害福祉計画・第3期豊明市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

「第4次豊明市障害者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置付けられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

また、「第7期豊明市障害福祉計画」及び「第3期豊明市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したものです。

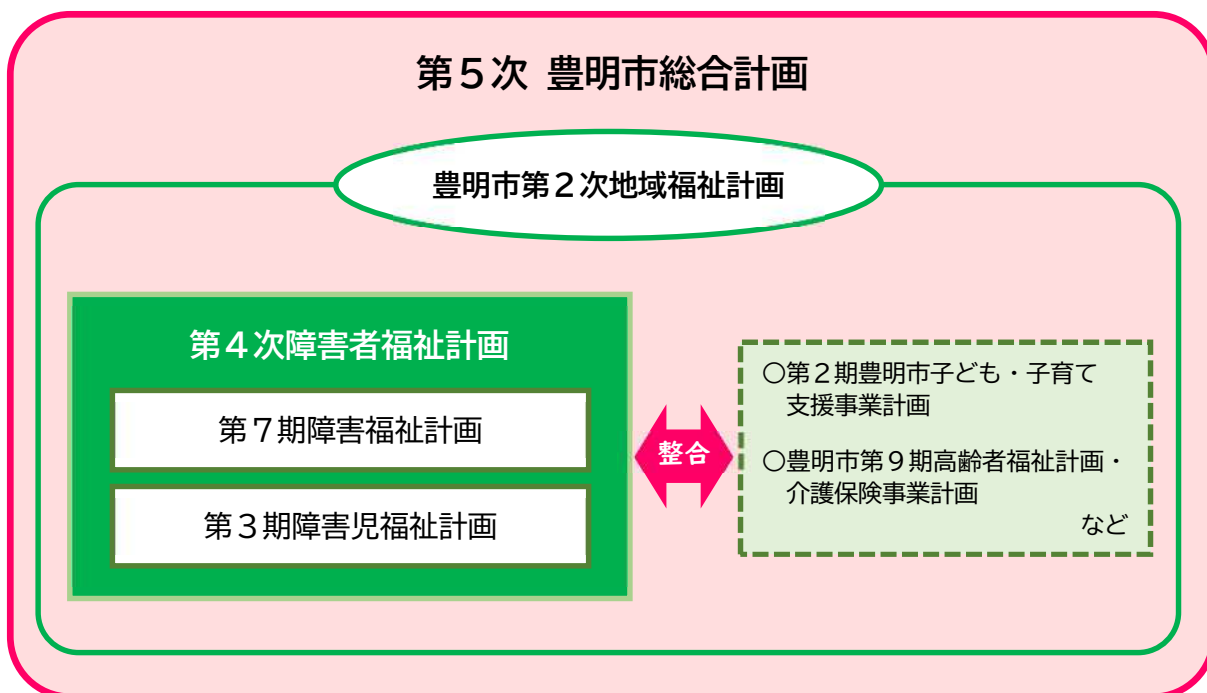
本市においては「第4次豊明市障害者福祉計画」「第7期豊明市障害福祉計画」及び「第3期豊明市障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定するものとします（以下、これら3計画を合わせて「本計画」と言います。）。

3 他計画との関連

本計画は、平成28年度からの第5次豊明市総合計画における「めざすまちの姿」の実現に向けたものです。また、市の他の関連計画との整合を図り、策定しています。

さらに、本計画の策定にあたっては、国、県等の計画との整合を図るとともに、障害福祉計画と障害児福祉計画に係る部分に関しては厚生労働省が示す基本指針に基づき策定しています。

■ 計画の関連イメージ



4 計画の期間

本市における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第4次豊明市障害者福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期豊明市障害福祉計画」及び「第3期豊明市障害児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の改訂を行うものとします。

■ 計画の期間

令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第5次豊明市総合計画					次期計画			
第3次			第4次豊明市障害者福祉計画					
第6期豊明市障害福祉計画 第2期豊明市障害児福祉計画			第7期豊明市障害福祉計画 第3期豊明市障害児福祉計画			第8期計画（予定） 第4期計画（予定）		

5 豊明市におけるこれまでの障がい者福祉施策の状況

(1) 豊明市の障がい者福祉に関わる主なできごと

本市におけるこれまでの障がい福祉施策は次のとおりです。

年 度	内 容
平成19年度	第2次豊明市障害者福祉計画策定
平成20年度	第2期豊明市障害福祉計画策定
平成22年度	豊明市障がい者相談支援センター「フィット」開所
平成23年度	第3期豊明市障害福祉計画策定
平成24年度	計画相談支援の対象が拡大し、指定特定相談支援事業所を2か所指定 障害者虐待防止センターを市社会福祉課（現：地域福祉課）内に位置付ける
平成25年度	「フィット」を基幹型相談支援センターに位置付ける障害児相談支援事業 委託開始（市児童福祉課に障害児相談員を配置）
平成26年度	第4期豊明市障害福祉計画策定
平成27年度	手話奉仕員養成講座を開催（長久手・日進・東郷町と共同開催）
平成28年度	障害福祉サービス開設費・人件費補助金事業を実施 障がい者の就労機会拡大のため、市内に農園事業を誘致 市役所に手話通訳者の設置を開始
平成29年度	第3次豊明市障害者福祉計画・第5期豊明市障害福祉計画・第1期豊明市 障害児福祉計画策定 ヘルプカード作成配布開始
平成30年度	障がい者差別解消事業開始 障がい児者スポーツ振興事業（ボッチャ体験会）開始
令和元年度	障がい児者スポーツ振興事業（ボッチャ用具貸出）開始
令和2年度	第3次豊明市障害者福祉計画の改訂・第6期豊明市障害福祉計画・第2期 豊明市障害児福祉計画策定 新型コロナウイルス感染症対策事業として、豊明市介護・障害福祉サービス事業所 支援給付金事業を実施
令和3年度	新型コロナウイルス感染症対策事業として、豊明市新型コロナウイルス感染防止対 策補助金事業を実施
令和4年度	「豊明市共生交流プラザ（愛称：カラット）」内に豊明市児童発達支援セン ター（愛称：どんぐり）を開所 市制50周年記念レクボッチャ大会を開催

6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、障害児通所受給者証所持者、サービス提供事業所、障害者団体を対象とし、障がい福祉に関する本市の現状把握を目的に、「障がい福祉に関するアンケート」を実施しました。

(2) 現行計画の進捗評価

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障がい福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年1月4日から2月2日にかけて、本計画の策定内容に関して広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

(4) 豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会の設置

本計画の策定にあたり、「豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会」で、調査実施内容や調査結果、計画内容等について検討を行いました。

7 S D G s の視点を踏まえた施策の推進

S D G s（エスディージーズ）とは「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

S D G s の「誰一人取り残さない」という基本理念は、障害福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす共生社会と方向性を同じくするものです。本計画では、第4章の各施策において、関連する目標の実現をめざしていきます。



8 国の第5次障害者基本計画の方針

本計画は、国の第5次障害者基本計画の理念や施策の方向性などを踏まえて、見直しを行います。

<国の第5次障害者基本計画の理念・方向性>

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

- ・社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消

②安全・安心な生活環境の整備

- ・移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

④防災・防犯等の推進

- ・災害発生時における障がい特性に配慮した支援

⑤行政等における配慮の充実

- ・司法手続きや選挙における合理的配慮の提供等

⑥保健・医療の推進

- ・精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

⑧教育の振興

- ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

- ・総合的な就労支援

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

⑪国際社会での協力・連携の推進

- ・文化芸術・スポーツを含む障がい者の国際交流に推進

9 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に則して作成する必要があります。第7期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5年5月に告示されました。基本指針の主な見直し事項は以下の通りです。

<国の基本指針の見直しの主な事項>

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ I C Tの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章

豊明市の障がい者を 取り巻く状況



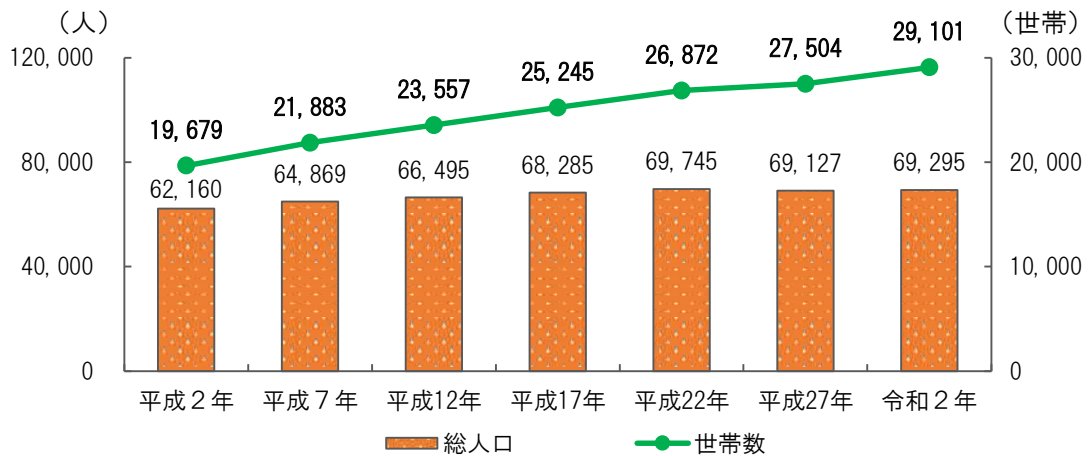
第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移

国勢調査による本市の総人口をみると、平成22年までは増加していましたが、その後は減少傾向に転じています。

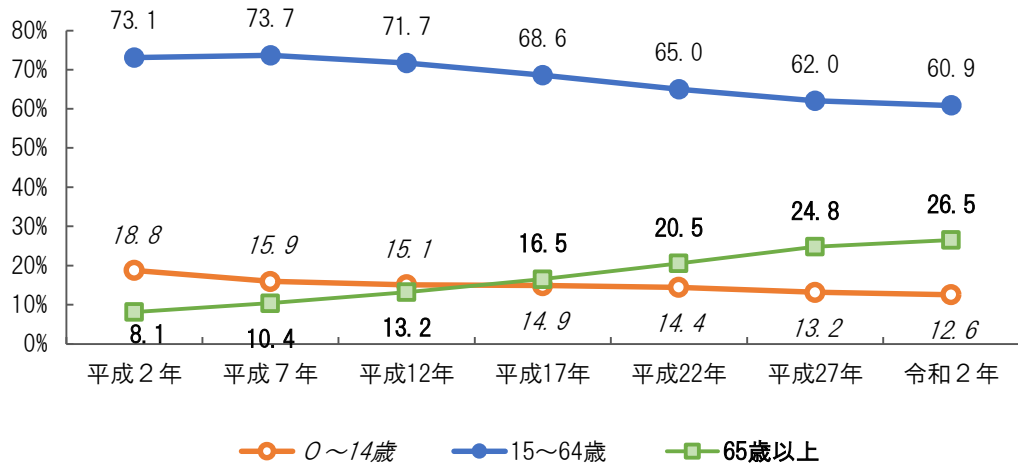
また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、「0～14歳人口」と「15～64歳人口」は年々減少し、一方、「65歳以上人口」は年々増加しています。また、平成17年を境に「0～14歳人口」の割合を「65歳以上人口」の割合が上回り、その後も差が大きくなっていることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

■ 総人口の推移（国勢調査）



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口割合の推移（国勢調査）



※割合は、分母から年齢不詳を除いて算出しています。

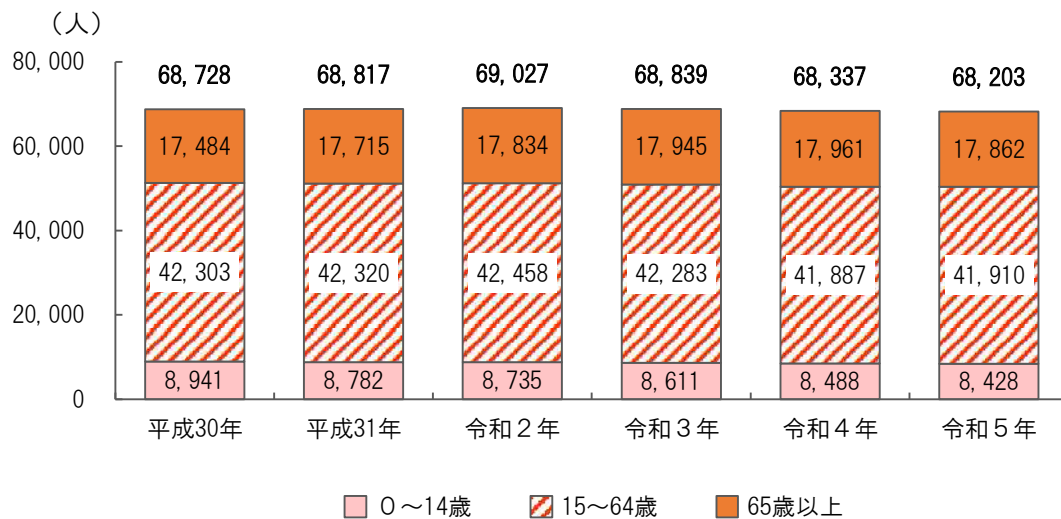
資料：国勢調査

住民基本台帳による本市の総人口は、令和2年以降は年々減少しています。

また、年齢3区分別にみると、「0～14歳人口」は毎年100人前後の減少がみられ、令和5年は8,428人と平成30年より513人減少しています。

一方、「65歳以上人口」は令和3年まで大きく増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳）



資料：とよあけの統計（各年4月1日現在）

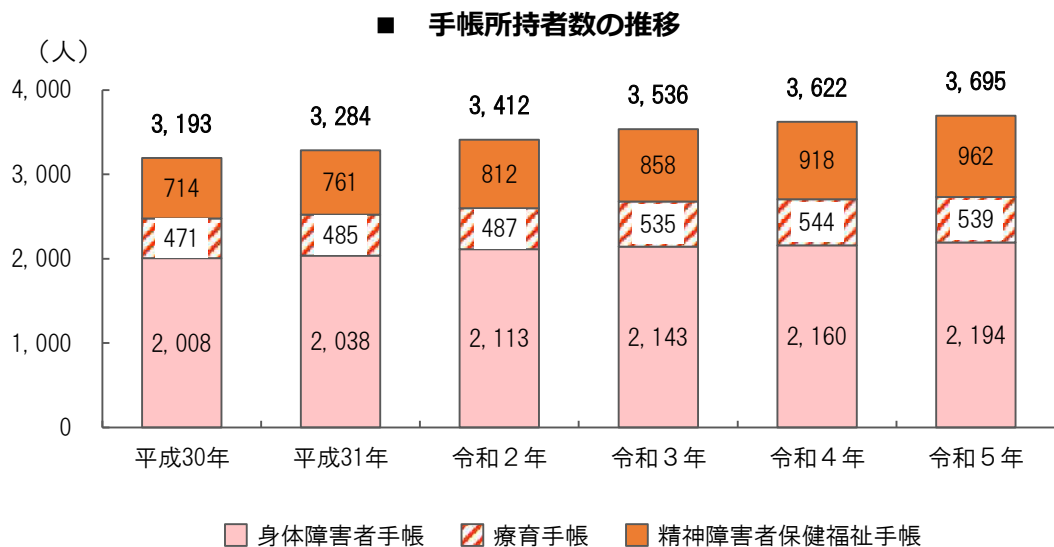
2 手帳所持者の状況

(1) 手帳別の所持者の状況

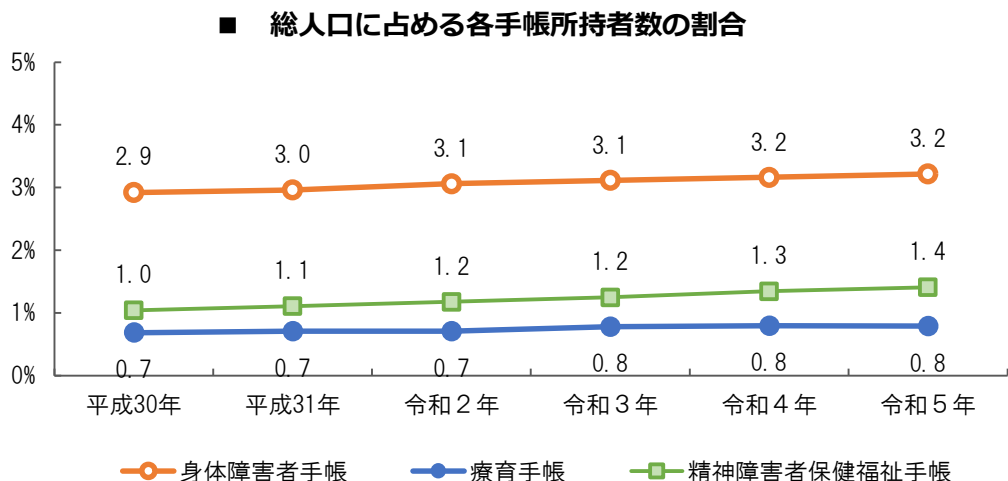
手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年では3,695人となっています。

手帳種別にみると、3手帳ともに増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は毎年50人前後の増加がみられ、令和5年では962人と平成30年より248人増加しています。

総人口に占める手帳所持者の割合は、令和5年では身体障害者手帳所持者が3.2%、療育手帳所持者が0.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者が1.4%となっています。



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）



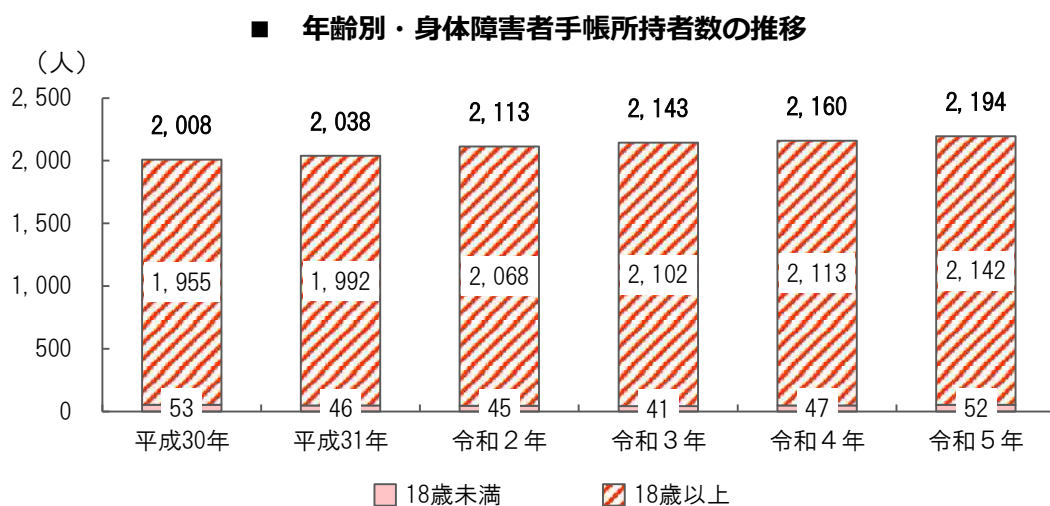
資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

(2) 年齢別の手帳所持者の状況

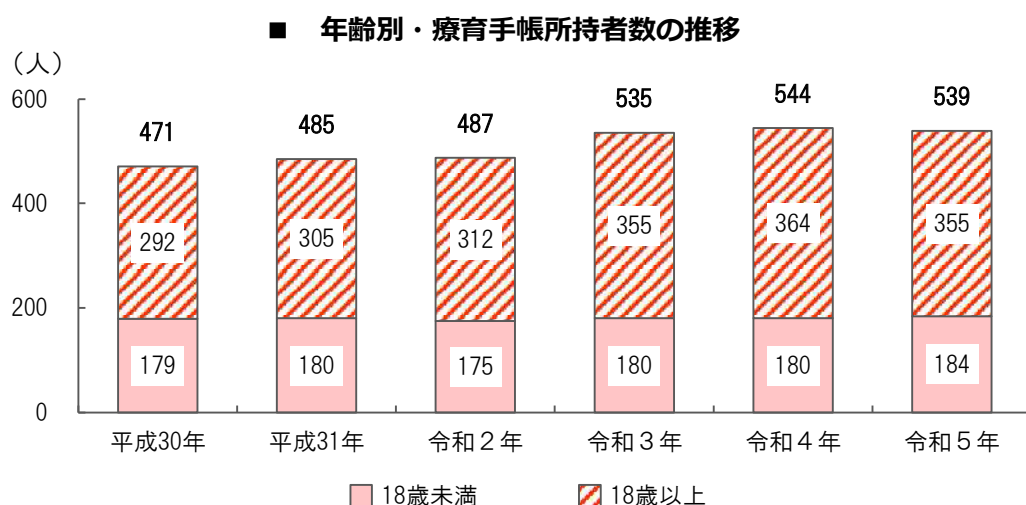
身体障害者手帳所持者数を年齢区分別にみると、そのほとんどが18歳以上となっており、18歳未満の人は40～50人前後と全体2%前後で推移しています。

療育手帳所持者数を年齢区分別にみると、18歳未満は180人前後で推移、18歳以上は300前後で推移しており、ともに増加傾向となっています。総数は令和3年以降500人を超えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢区分別にみると、そのほとんどが18歳以上となっており、18歳未満の人は全体2～3%ですが、その数は増加傾向にあります。また、18歳以上の方は毎年40人以上の増加で推移し、令和5年は平成30年の1.3倍の934人となっています。

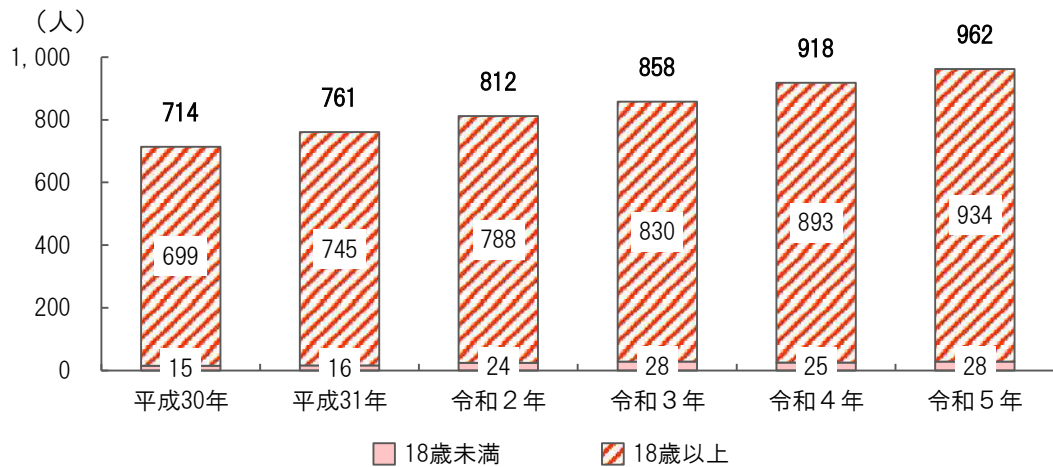


資料：地域福祉課（各年4月1日現在）



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

■ 年齢別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

（3）身体障害者手帳所持者の種別

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」「内部障がい」が多くなっており、「肢体不自由」はほぼ横ばいで推移していますが、「内部障がい」は増加で推移しています。

また、種類別の割合をみると、すべての年で「肢体不自由」の割合が最も高いものの、その割合は年々低くなっており、2番目に割合が高い「内部障がい」は年々高くなっていきます。

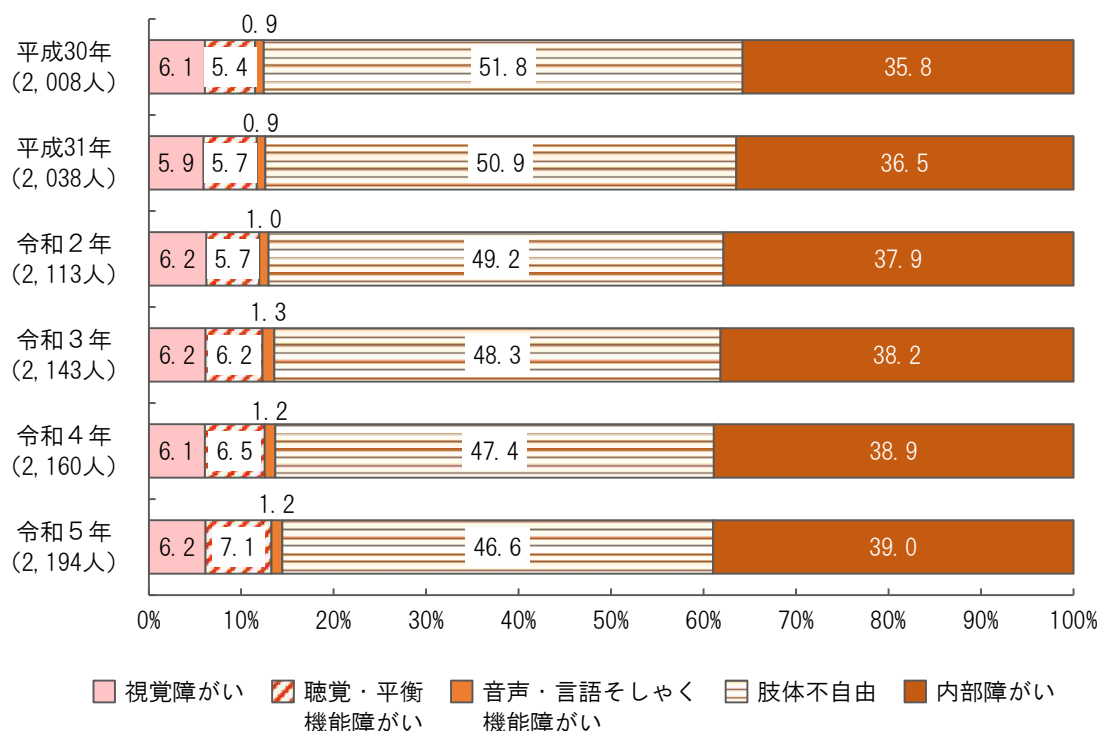
■ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	122	121	132	132	131	135
聴覚・平衡機能障がい	109	117	121	132	140	156
音声・言語・そしゃく機能障がい	19	19	21	27	25	26
肢体不自由	1,040	1,038	1,039	1,034	1,024	1,022
内部障がい	718	743	800	818	840	855
合 計	2,008	2,038	2,113	2,143	2,160	2,194

資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別割合の推移



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

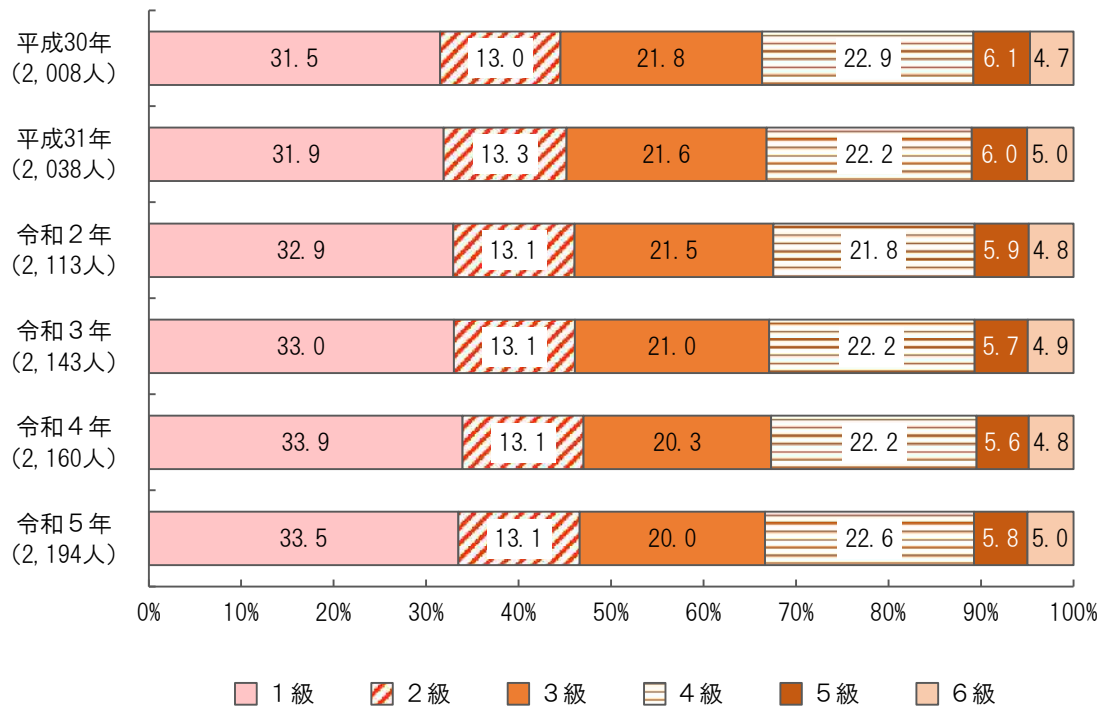
（４）等級別の手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の等級別割合をみると、令和5年では「１級」が33.5%と最も高く、次いで「４級」が22.6%、「３級」が20.0%となっています。また、平成30年から令和5年の推移をみると、最も重度な「１級」は2.0ポイント高くなっています。

療育手帳所持者の等級別割合をみると、令和5年では「C（軽度）」が38.8%と最も高く、次いで「A（重度）」が37.3%となっています。また、平成30年から令和5年の推移をみると、「C（軽度）」は1.6ポイント高くなっています。

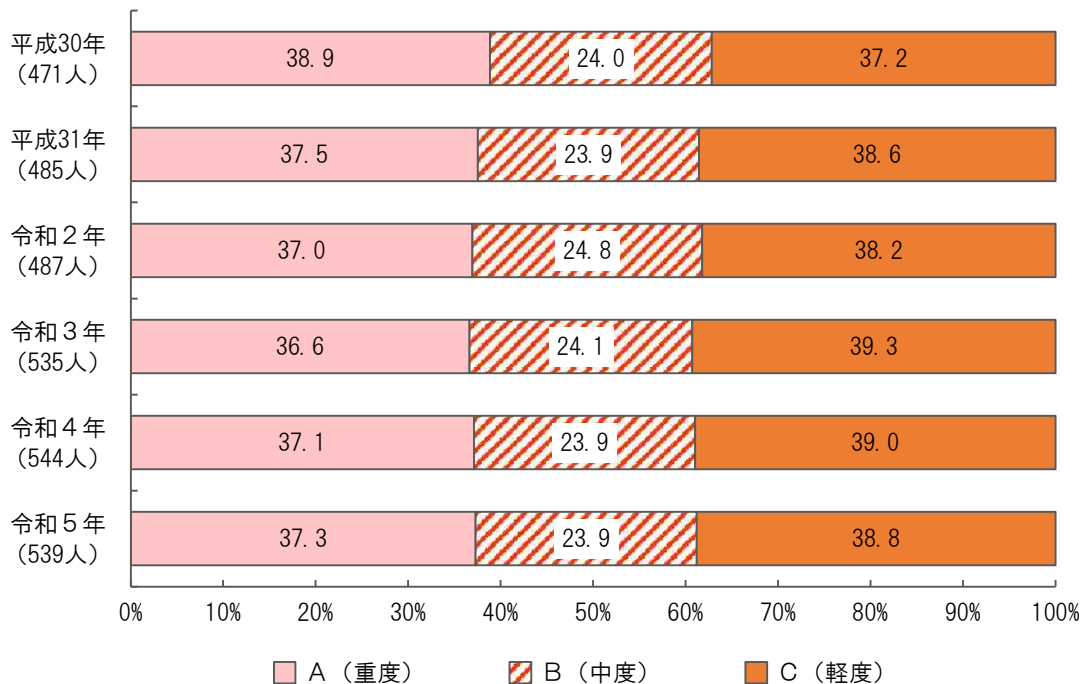
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、いずれの年も「２級」が7割以上を占めています。また、平成30年から令和5年の推移をみると、「２級」は3.0ポイント高くなり、「３級」は3.8ポイント低くなっています。

■ 等級別・身体障害者手帳所持者割合の推移



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

■ 等級別・療育手帳所持者割合の推移



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

■ 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移



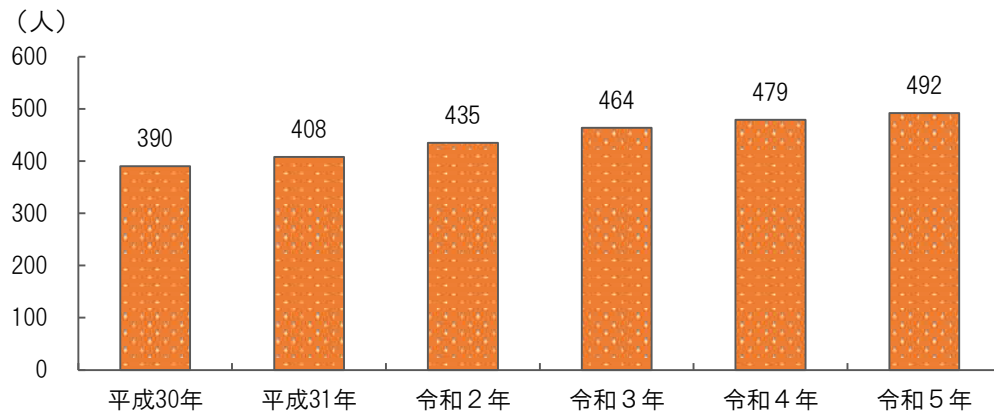
資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

3 指定難病特定医療費公費負担受給者数（難病患者）

指定難病特定医療費公費負担受給者数は、年々増加し、令和5年は492人と平成30年より102人増えています。

また、医療費助成の指定難病の種類についても段階的に増加しています。

■ 指定難病特定医療費公費負担受給者の推移



資料：瀬戸保健所（各年3月31日現在）

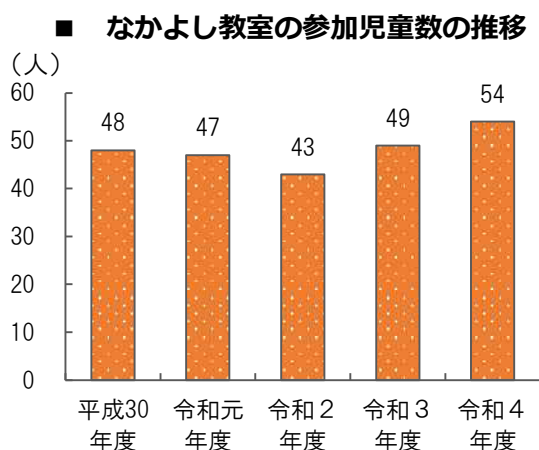
4 発達障がいのある人の状況

「発達障害者支援法」では、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。
~~現時点において、~~発達障がいについては、成人になって判明することもあるため、発達障がいのある人の人数を正確に把握することは困難な状況です。

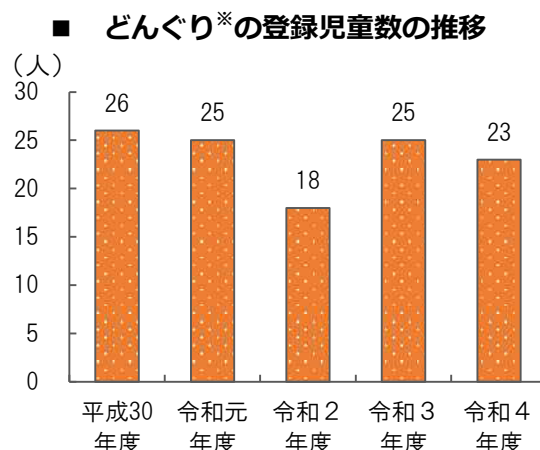
5 障がいのある児童生徒の状況

(1) なかよし教室、豊明市児童発達支援センターどんぐりの状況

幼児健診事後フォロー教室であるなかよし教室の参加児童数は40人台で推移していましたが、令和4年度は50人を超えています。また、豊明市児童発達支援センターどんぐり（令和3年度まではどんぐり学園）に登録児童数は、毎年20人前後で推移し、令和4年度は定員の25人に対し、23人が登録しています。



資料：子育て支援課

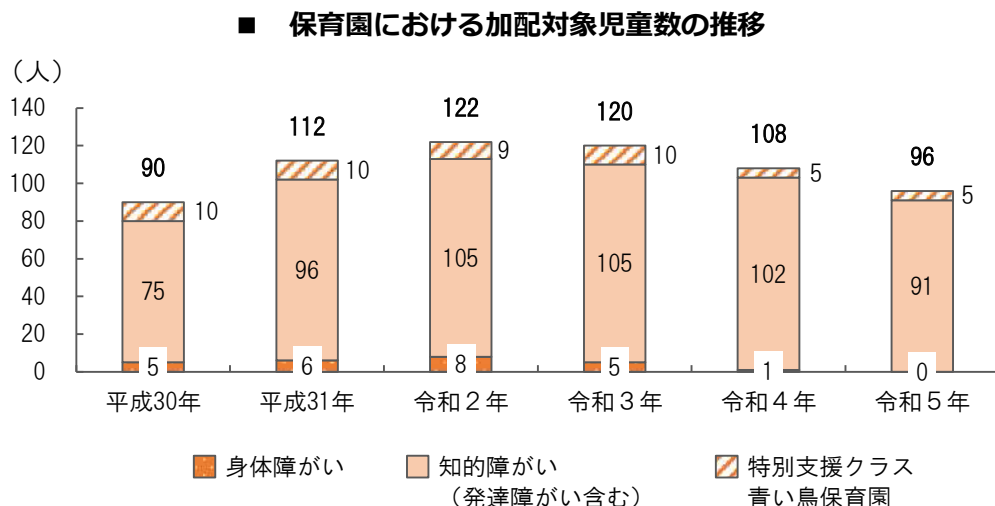


資料：子育て支援課

※令和3年度まではどんぐり学園の登録児童数

(2) 保育園の状況

保育園における加配対象児の推移をみると、身体障がい児、知的障がい児（発達障がい含む）ともに令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度以降は減少に転じています。支援が必要な児が減少とみられますが、全体的に少子化の中においては、増加傾向となっています。また、支援保育を行う特別支援クラスが青い鳥保育園にあり、その児童数は、5～10人で推移しています。

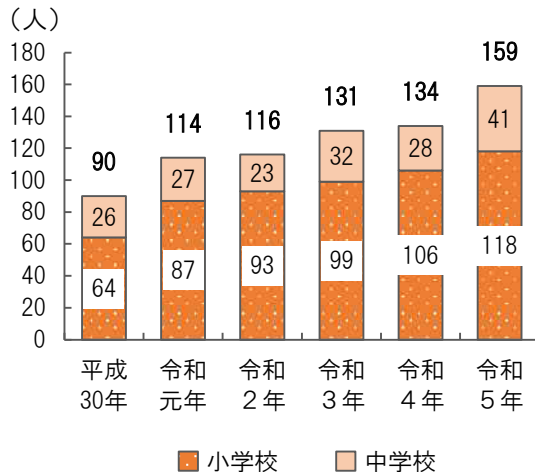


資料：こども保育課（各年4月1日現在）

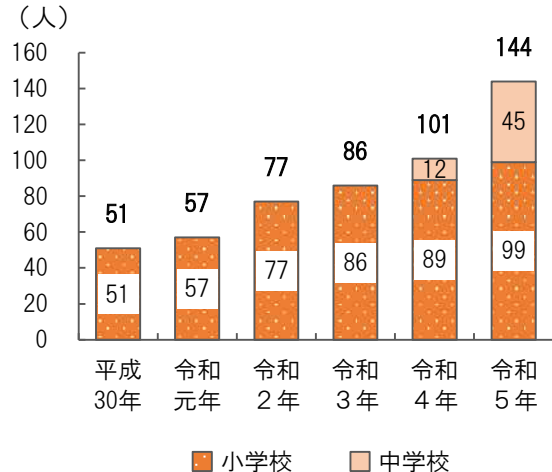
(3) 特別支援学級・通級指導教室の児童生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。また、通級指導教室に在籍する児童生徒数は、小学校では年々増加傾向にあり、中学校では平成30年から令和3年までは在籍者がいませんでしたが、令和5年に大きくは、令和4年・5年度で全中学校に設置され、在籍者数は増加しています。

■ 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移 ■ 通級指導教室に在籍する児童生徒数の推移



資料：学校支援室（各年5月1日現在）



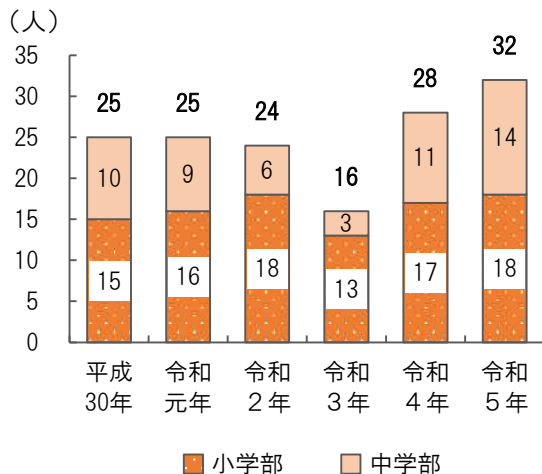
資料：学校支援室（各年5月1日現在）

(4) 特別支援学校の児童生徒の状況

特別支援学校に在籍している児童生徒数は、小学部では増減があるものの、10人台で推移しています。また、中学部では令和4年以降は増加傾向にあります。

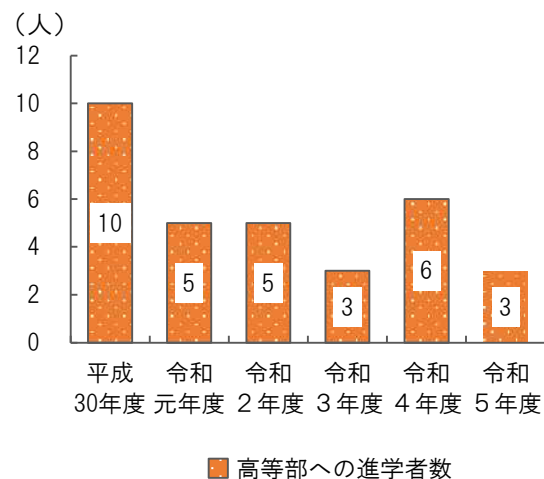
高等部への進学者数をみると、令和5年度は3人が高等部に進学しています。

■ 特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■ 特別支援学校高等部への進学者数

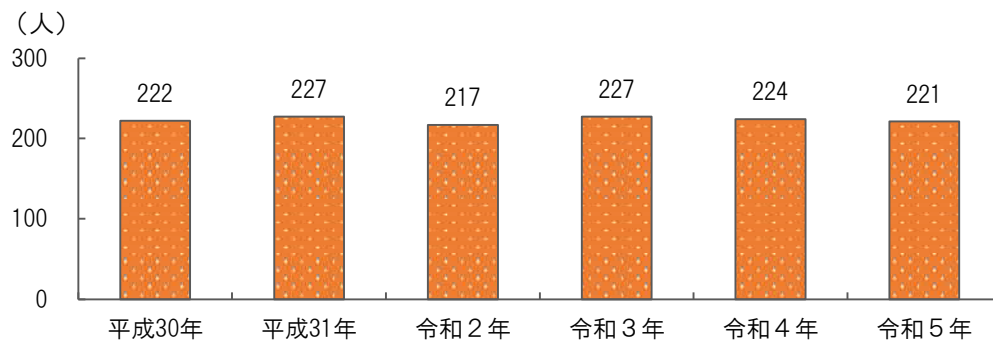


資料：学校教育課

6 自立支援医療の状況

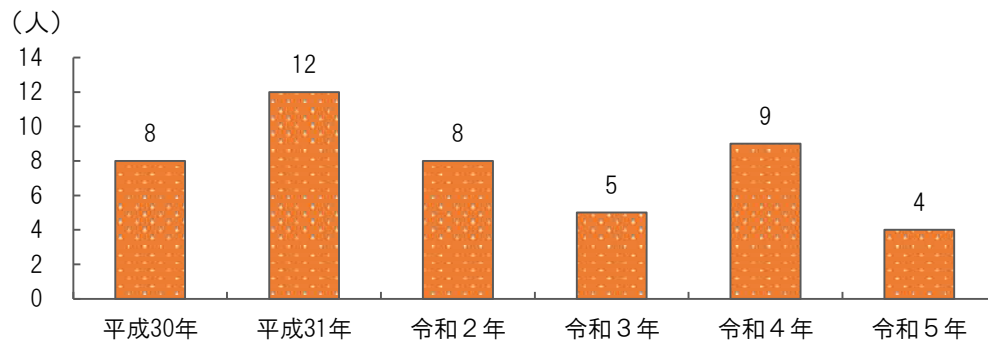
更生医療受給者数は概ね横ばいで推移、育成医療受給者数は年により増減はありますが10人前後で推移、精神通院医療受給者数は年々増加しています。

■ 更生医療受給者数の推移



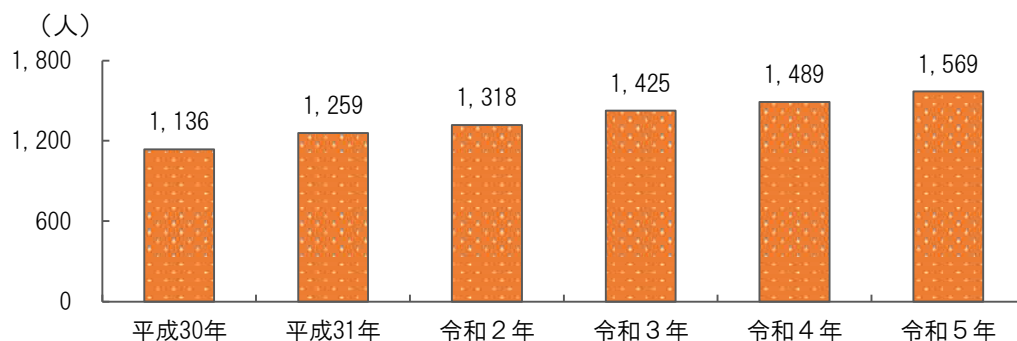
資料：保険医療課（各年4月1日現在）

■ 育成医療受給者数の推移



資料：保険医療課（各年4月1日現在）

■ 精神通院医療受給者数の推移



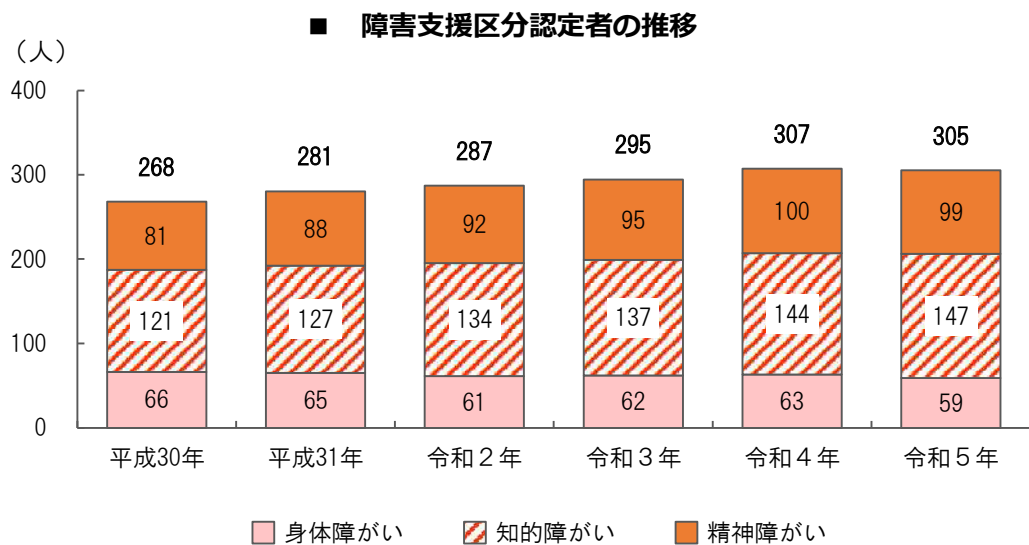
資料：保険医療課（各年4月1日現在）

7 障害支援区分の状況

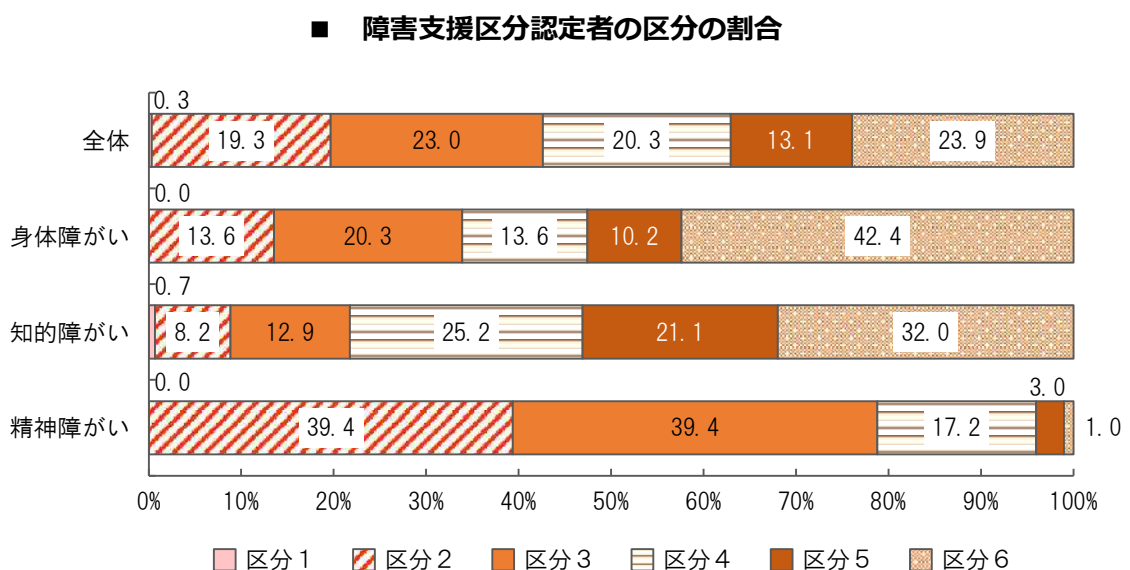
障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す尺度です。

本市の障害支援区分の認定者は知的障がい者で最も多く、次いで精神障がい者、身体障がい者が続いています。

3障がい別に障害支援区分の区分1～区分6までの割合をみると、身体障がい者、知的障がい者では支援の度合いが高い区分6の割合が高くなっており、精神障がい者では区分2、3の割合が高くなっています。



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）



資料：地域福祉課（令和5年4月1日現在）

第3章

アンケート・ヒアリング 調査の実施



第3章 アンケート・ヒアリング調査の実施

1 アンケート調査結果のまとめ

(1) アンケート調査の実施概要

アンケート調査は、計画策定にあたって、本市に居住する障害者手帳所持者及び障害児通所受給者証所持者を対象に生活実態やサービスの利用状況、今後の施策ニーズ、サービス事業所等の意向を把握するとともに、障がい福祉サービス事業所に対して、運営における現状・課題等をお訪ねし、基礎資料とすることを目的に実施しました。

	障害者手帳等所持者調査	サービス事業所調査
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所受給者証をお持ちの方	市内に所在する障がい福祉サービス等事業者
調査票配布数	1,000人	57事業所
抽出方法	無作為抽出	全数調査
調査方法	郵送配布、回収については、郵送及びWebアンケートを併用して実施	郵送配布・回収
調査時期	令和5年7月28日～8月18日	令和5年8月10日～8月29日

単位：上段/件、下段/%

	配布数	回収数	有効	無効
障害者手帳等所持者調査	1,000 —	455 45.5	455 45.5	0 0.0
サービス事業所調査	57 —	42 73.7	42 73.7	0 0.0

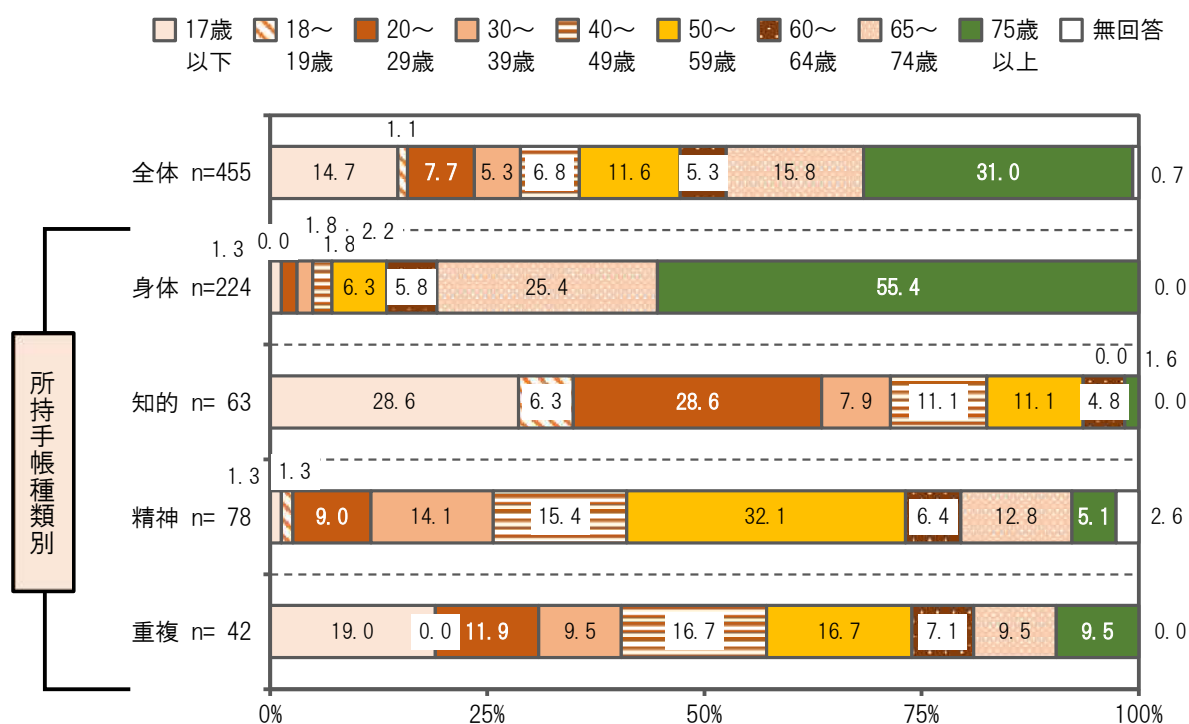
(2) 調査結果（障害者手帳等所持者調査）

① 属性について

対象者の年齢は、「75歳以上」が31.0%と最も高く、次いで、「65～74歳」が15.8%となっており、65歳以上が約半数を占めています。

所持手帳種類別にみると、身体では「75歳以上」（55.4%）、知的では「17歳以下」と「20～29歳」（各28.6%）、精神では「50～59歳」（32.1%）、重複では「17歳以下」（19.0%）が最も高くなっています。

■ 対象者の年齢【所持手帳種類別】

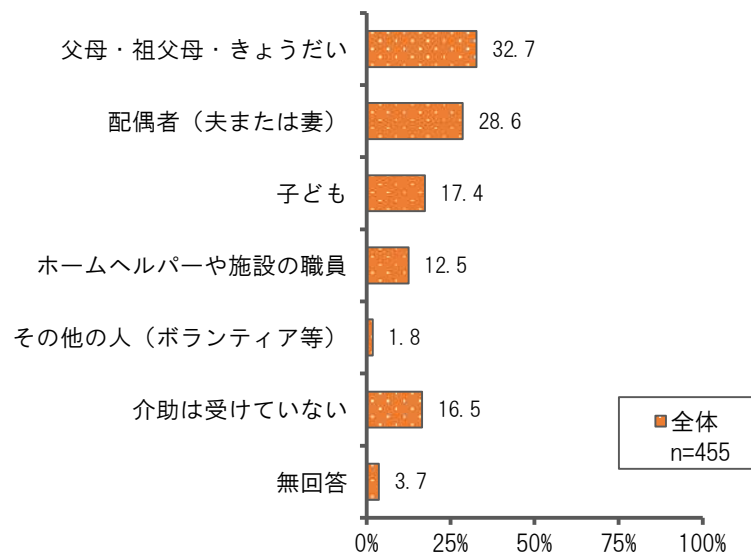


② 介助者について

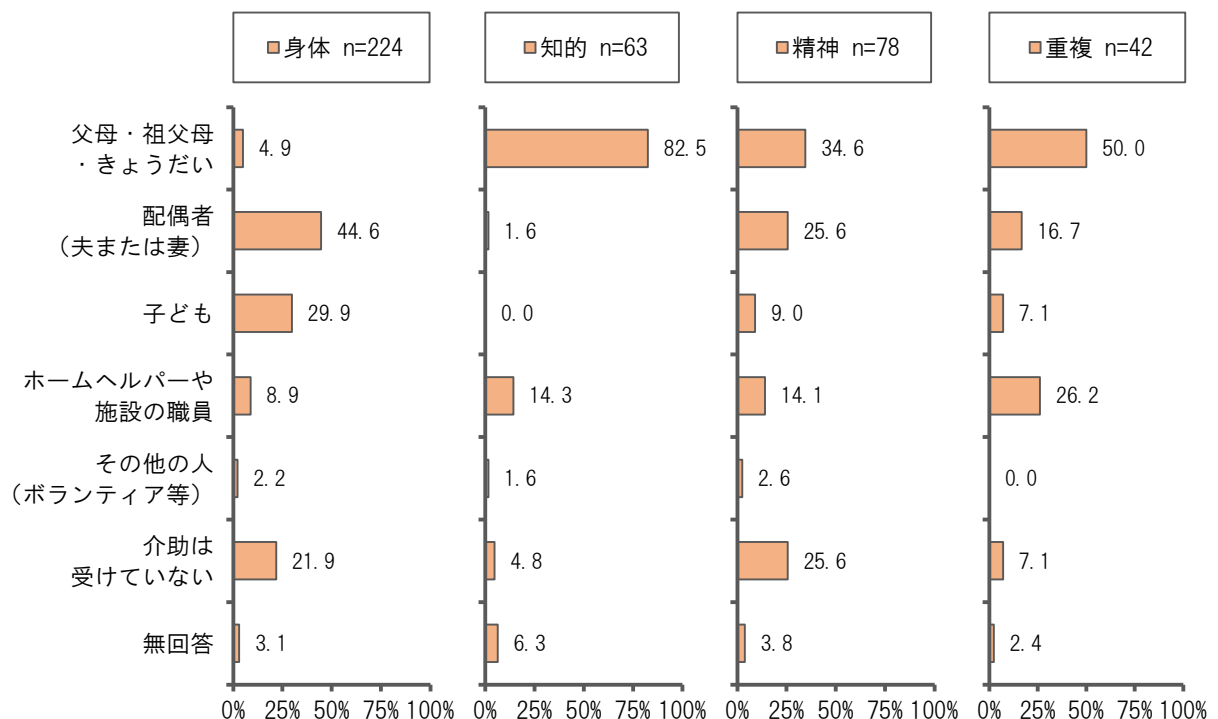
主な介助者は、「父母・祖父母・きょうだい」が32.7%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が28.6%となっています。

所持手帳種類別にみると、身体では「配偶者（夫または妻）」（44.6%）、知的・精神・重複では「父母・祖父母・きょうだい」（82.5%・34.6%・50.0%）が最も高くなっています。

■ 主な介助者



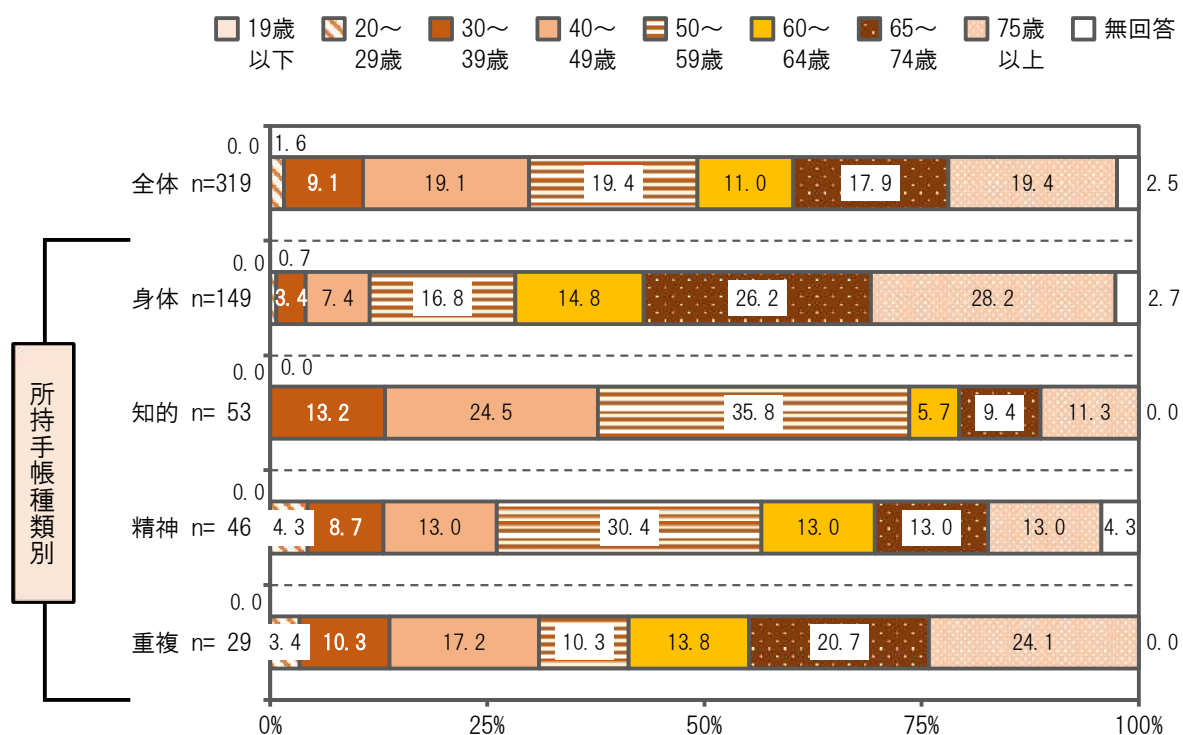
■ 主な介助者【所持手帳種類別】



主な家族介護者の年齢は、「50～59歳」「75歳以上」がともに19.4%と最も高く、次いで「40～49歳」が19.1%となっています。

所持手帳種類別にみると、身体・重複では「75歳以上」（28.2%・24.1%）、知的・精神では「50～59歳」（35.8%・30.4%）、が最も高くなっています。

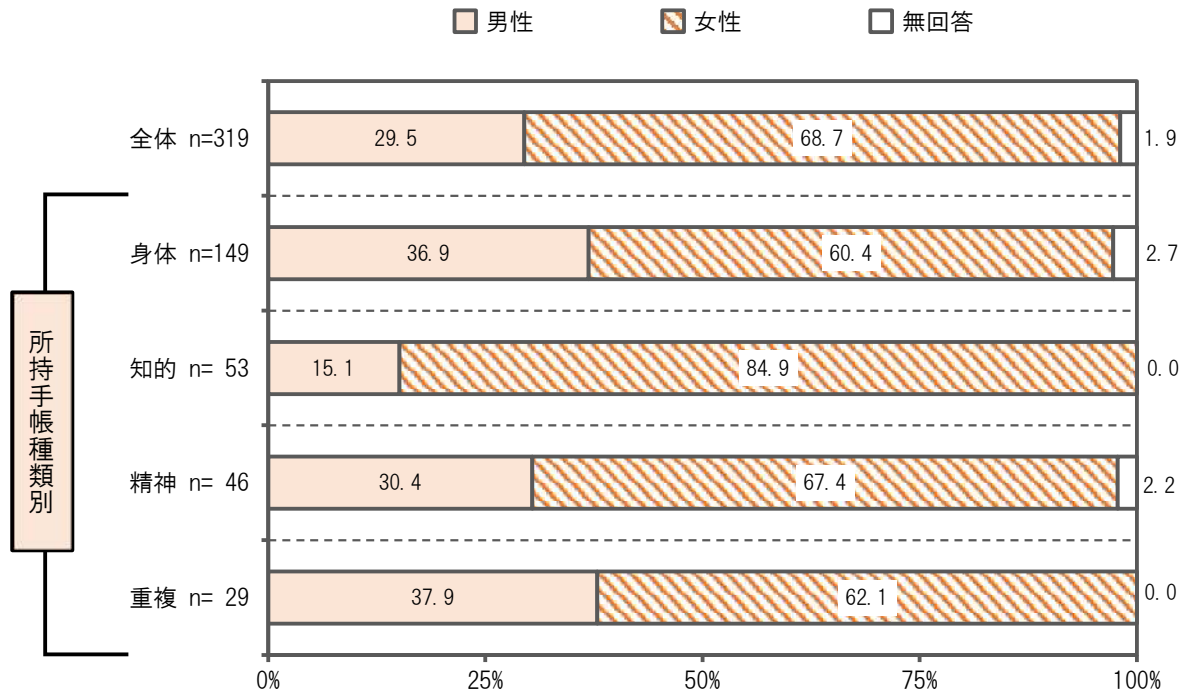
■ 主な家族介護者の年齢【所持手帳種類別】



主な家族介護者の性別は、「男性」が29.5%、「女性」が68.7%となり、女性の介護者が多くなっています。

所持手帳種類別にみると、身体・知的・精神・重複すべてで「女性」の割合が高く、特に知的では8割以上と高くなっています。

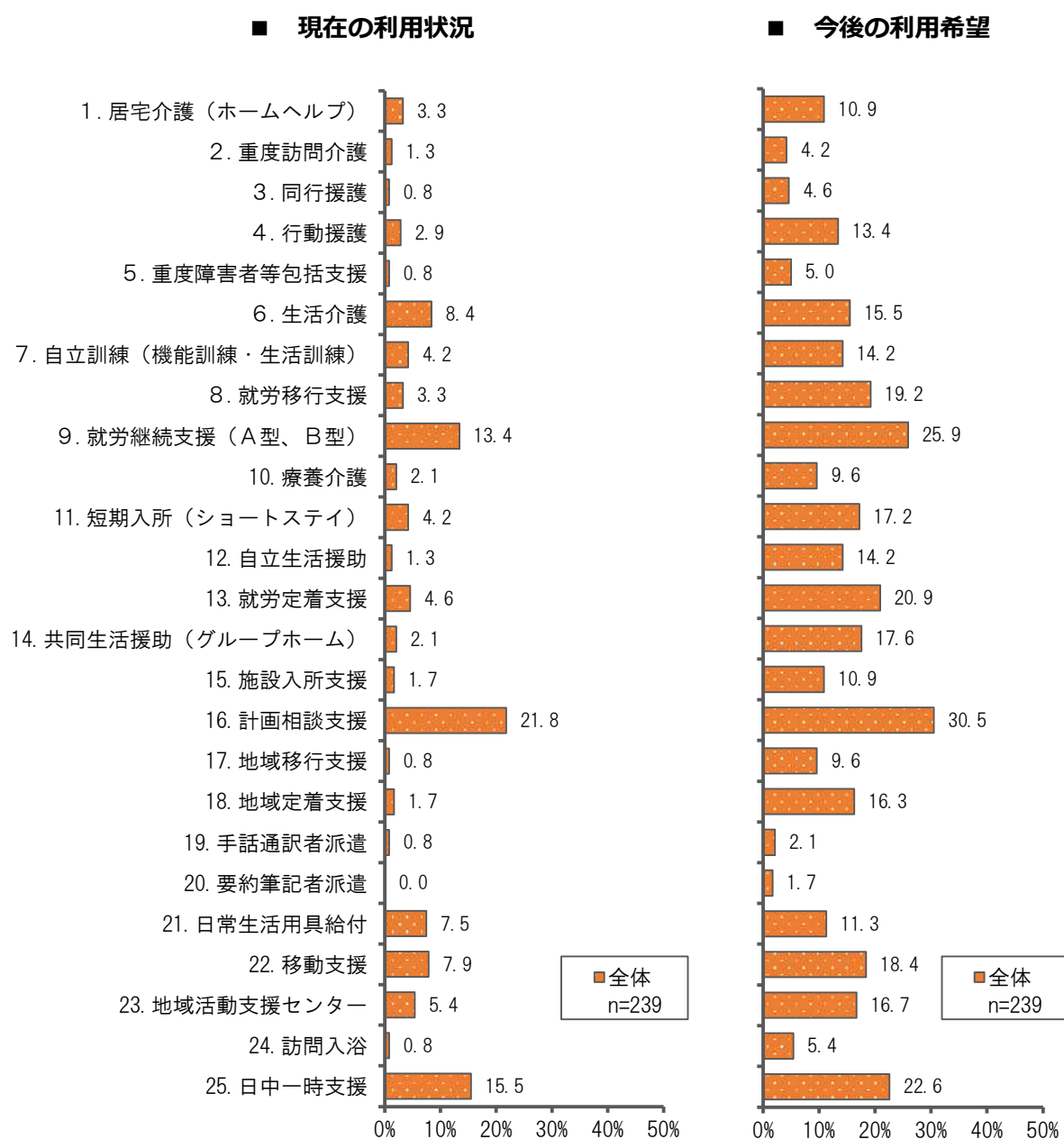
■ 主な介護者の性別【所持手帳種類別】



③ 障がい福祉サービス等の利用について

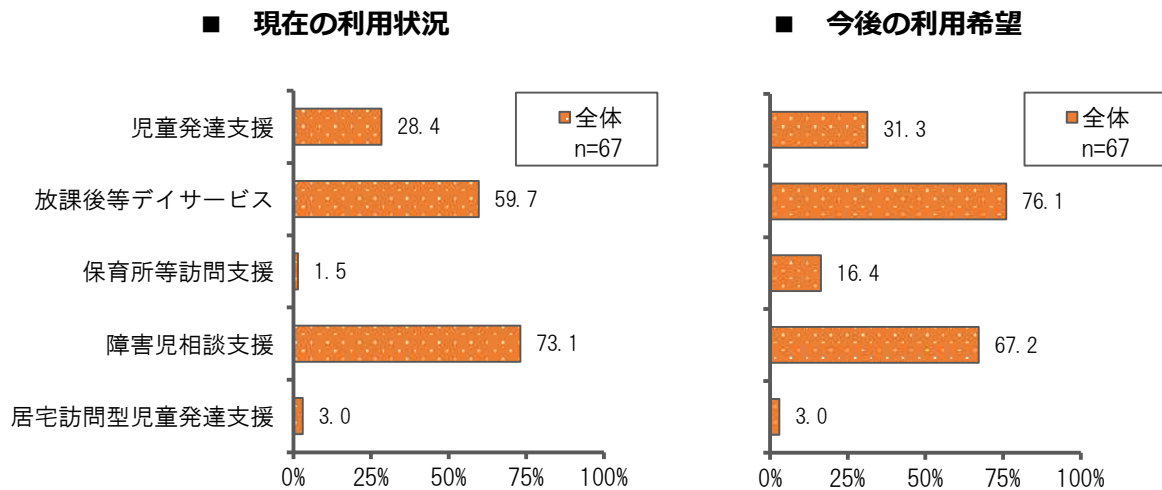
障がい福祉サービスの現在の利用状況をみると、「16.計画相談支援」が21.8%と最も高く、次いで「25.日中一時支援」が15.5%、「9.就労継続支援（A型、B型）」が13.4%となっています。

今後の利用希望は、「16.計画相談支援」が30.5%と最も高く、次いで「9.就労継続支援（A型、B型）」が25.9%、「25.日中一時支援」が22.6%となっています。また、いずれのサービスも利用希望が利用状況を上回っていることから、潜在的な利用ニーズがうかがえ、特に「13.就労定着支援」、「8.就労移行支援」は現在の利用に対し、利用希望が高くなっています。



障がい児福祉サービスの現在の利用状況をみると、「障害児相談支援」が73.1%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が59.7%、「児童発達支援」が28.4%となっています。

今後の利用希望は、「放課後等デイサービス」が76.1%と最も高く、次いで「障害児相談支援」が67.2%、「児童発達支援」が31.3%となっています。また、「放課後等デイサービス」は利用希望が利用状況を16.4ポイントと大きく上回っています。

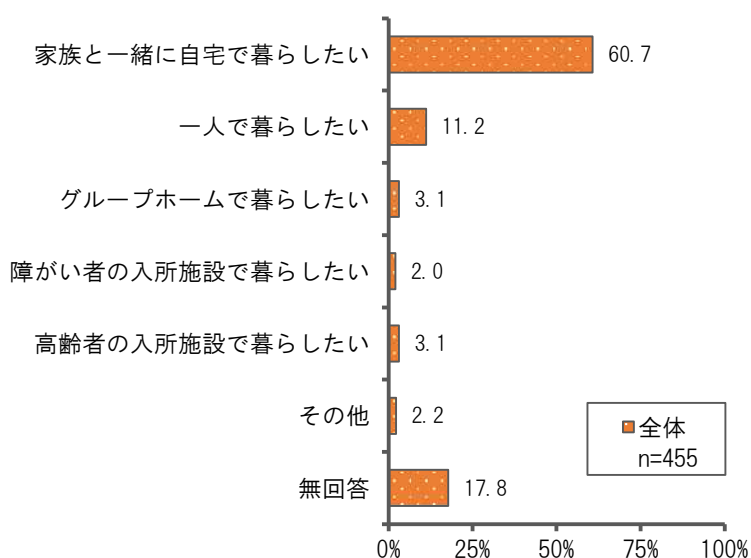


④ 住まいや暮らしについて

今後3年以内に希望する暮らし方は、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が60.7%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が11.2%となっています。

所持手帳種類別にみると、いずれの障がいにおいても「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。また、「グループホームで暮らしたい」は重複が11.9%と他の障がいより高くなっています。

■ 今後、暮らしたいと思う場所



■ 今後、暮らしたいと思う場所【所持手帳種類別】

単位：%

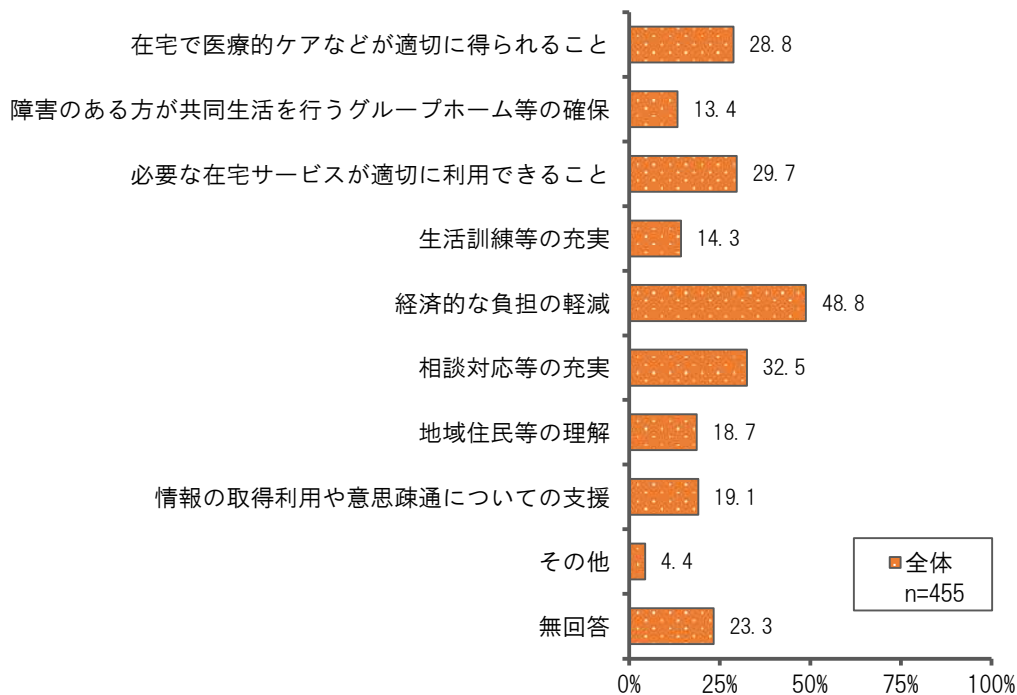
	身体 n=224	知的 n=63	精神 n=78	重複 n=42
家族と一緒に自宅で暮らしたい	56.3	68.3	59.0	42.9
一人で暮らしたい	12.1	9.5	16.7	11.9
グループホームで暮らしたい	0.9	6.3	3.8	11.9
障がい者の入所施設で暮らしたい	2.2	1.6	1.3	4.8
高齢者の入所施設で暮らしたい	4.5	0.0	2.6	4.8
その他	1.3	0.0	6.4	2.4
無回答	22.8	14.3	10.3	21.4

※最も割合が高い箇所に網掛けをしています。

地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が48.8%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」が32.5%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が29.7%となっています。

所持手帳種類別にみると、身体では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(41.5%)、知的・精神・重複では「経済的な負担の軽減」(60.3%・67.9%・45.2%)が最も高くなっています。

■ 地域生活に必要な支援



■ 地域生活に必要な支援【所持手帳種類別】

単位：%

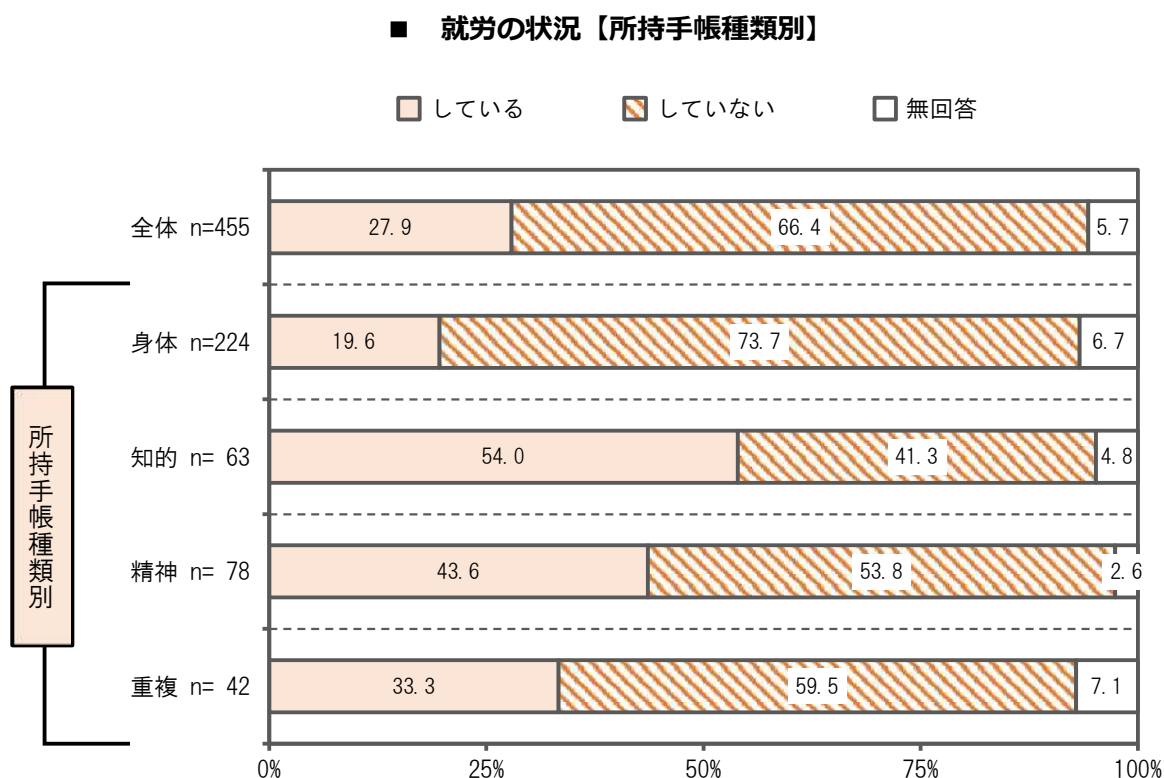
	身体 n=224	知的 n=63	精神 n=78	重複 n=42
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	41.5	17.5	17.9	14.3
障害のある方が共同生活を行うグループホーム等の確保	5.8	36.5	5.1	38.1
必要な在宅サービスが適切に利用できること	33.9	28.6	20.5	31.0
生活訓練等の充実	6.7	27.0	11.5	16.7
経済的な負担の軽減	36.6	60.3	67.9	45.2
相談対応等の充実	20.1	42.9	42.3	42.9
地域住民等の理解	6.3	34.9	28.2	38.1
情報の取得利用や意思疎通についての支援	11.6	25.4	19.2	28.6
その他	5.8	1.6	3.8	7.1
無回答	29.9	17.5	14.1	23.8

※最も割合が高い箇所に網掛けをしています。

⑤ 就労について

現在、仕事を「している」は27.9%、「していない」は66.4%となっています。

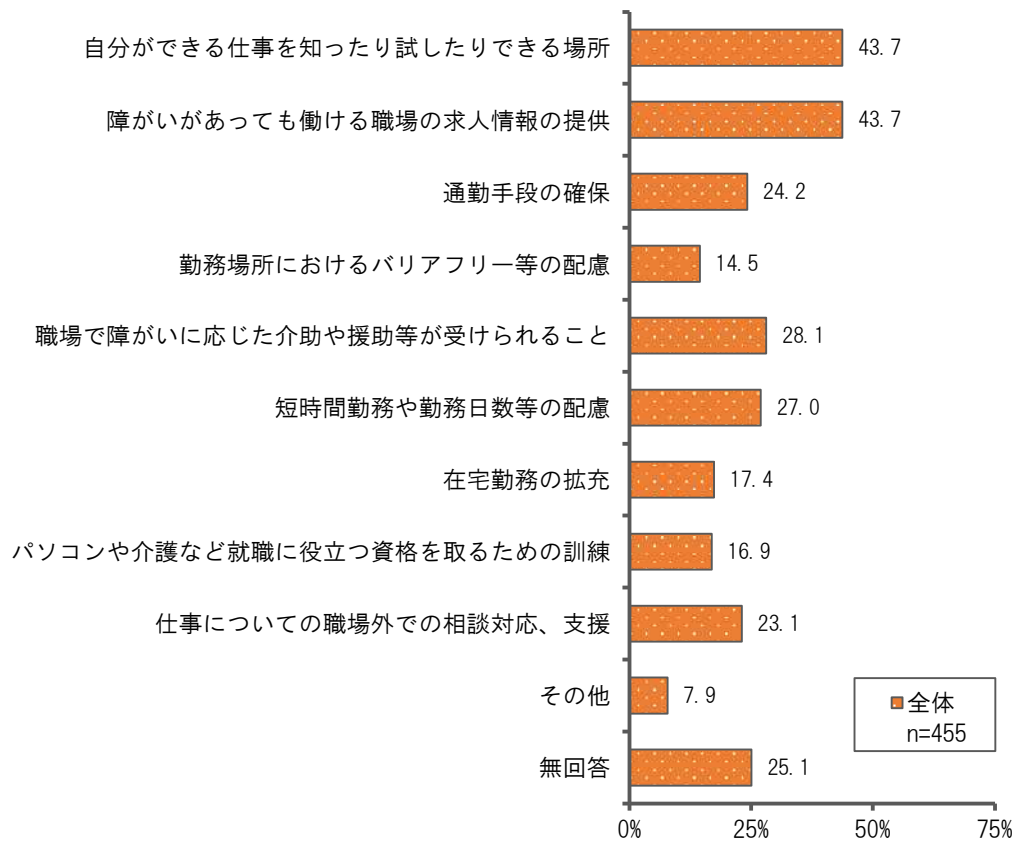
所持手帳種類別にみると、仕事を「している」は、身体では19.6%、知的では54.0%、精神では43.6%、重複では33.3%となっています。



障がい者の就労に必要な支援は、「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」、「障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供」がともに43.7%と最も高く、次いで「職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること」が28.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が27.0%となり、障がい者の就労に対するニーズは多岐に渡っています。

所持手帳種類別にみると、身体・精神では「障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供」(36.6%・52.6%)、知的では「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」(65.1%)、重複では「職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること」(42.9%)が最も高くなっています。

■ 就労に必要な支援



■ 就労に必要な支援【所持手帳種類別】

単位：％

	身体 n=224	知的 n=63	精神 n=78	重複 n=42
自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所	31.7	65.1	48.7	45.2
障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供	36.6	46.0	52.6	42.9
通勤手段の確保	21.4	31.7	21.8	28.6
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	17.4	12.7	7.7	19.0
職場で障がいに応じた介助や援助等が受けられること	17.4	46.0	32.1	42.9
短時間勤務や勤務日数等の配慮	21.0	20.6	44.9	28.6
在宅勤務の拡充	16.1	7.9	28.2	11.9
パソコンや介護など就職に役立つ資格を取るための訓練	13.4	14.3	25.6	9.5
仕事についての職場外での相談対応、支援	10.3	38.1	33.3	23.8
その他	8.5	6.3	6.4	11.9
無回答	35.7	15.9	9.0	19.0

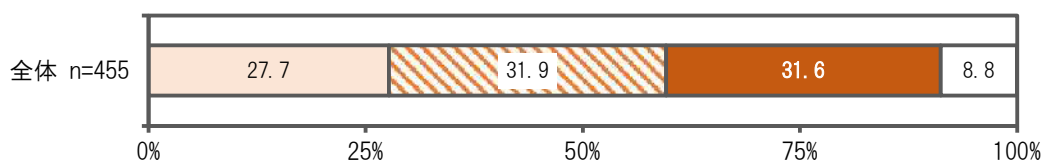
※最も割合が高い箇所に網掛けをしています。

⑥ 権利擁護について

成年後見制度の認知度は、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が31.9%と最も高く、「名前も内容も知っている」(27.7%)を合わせた“名前の認知度”は約6割(59.6%)となっています。

■ 成年後見制度の認知度

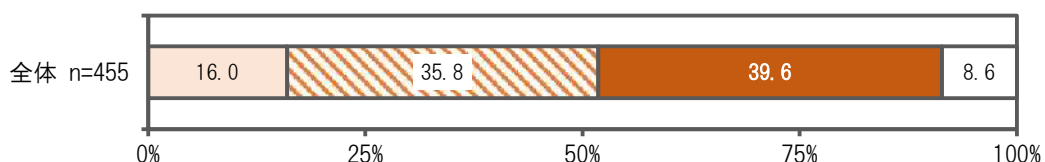
☐ 名前も内容も知っている
 ☒ 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
 ☐ 名前も内容も知らない
 ☐ 無回答



障害者虐待防止法の認知度は、「名前も内容も知らない」が39.6%と最も高くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」(16.0%)と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(35.8%)を合わせた“名前の認知度”は約5割(51.8%)となっています。

■ 障害者虐待防止法の認知度

☐ 名前も内容も知っている
 ☒ 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
 ☐ 名前も内容も知らない
 ☐ 無回答

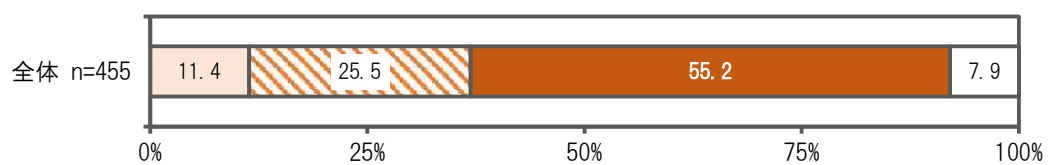


⑦ 障がいへの理解、地域共生社会について

障害者差別解消法の認知度は、「名前も内容も知らない」が55.2%と最も高くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」(11.4%)と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(25.5%)を合わせた“名前の認知度”は4割弱(36.9%)となっています。

■ 障害者差別解消法の認知度

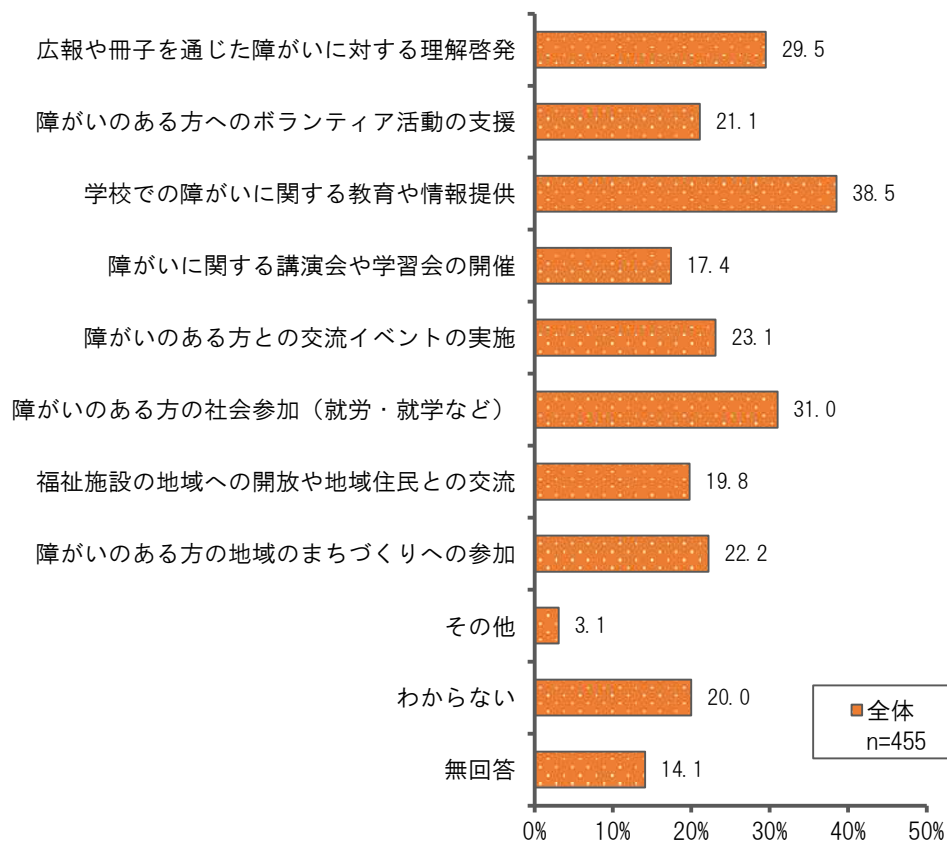
☐ 名前も内容も知っている
 ☒ 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
 ☐ 名前も内容も知らない
 ☐ 無回答



障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要なこととして、「学校での障がいに関する教育や情報提供」(38.5%)、「障がいのある方の社会参加(就労・就学など)」(31.0%)、「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」(29.5%)が上位にあげられています。

所持手帳種類別にみると、身体では「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」(28.6%)、知的・重複では「学校での障がいに関する教育や情報提供」(50.8%・50.0%)、精神では「障がいのある方の社会参加(就労・就学など)」(44.9%)が最も高くなっています。

■ 障がい者理解に必要なこと



■ 障がい者理解に必要なこと【所持手帳種類別】

単位：%

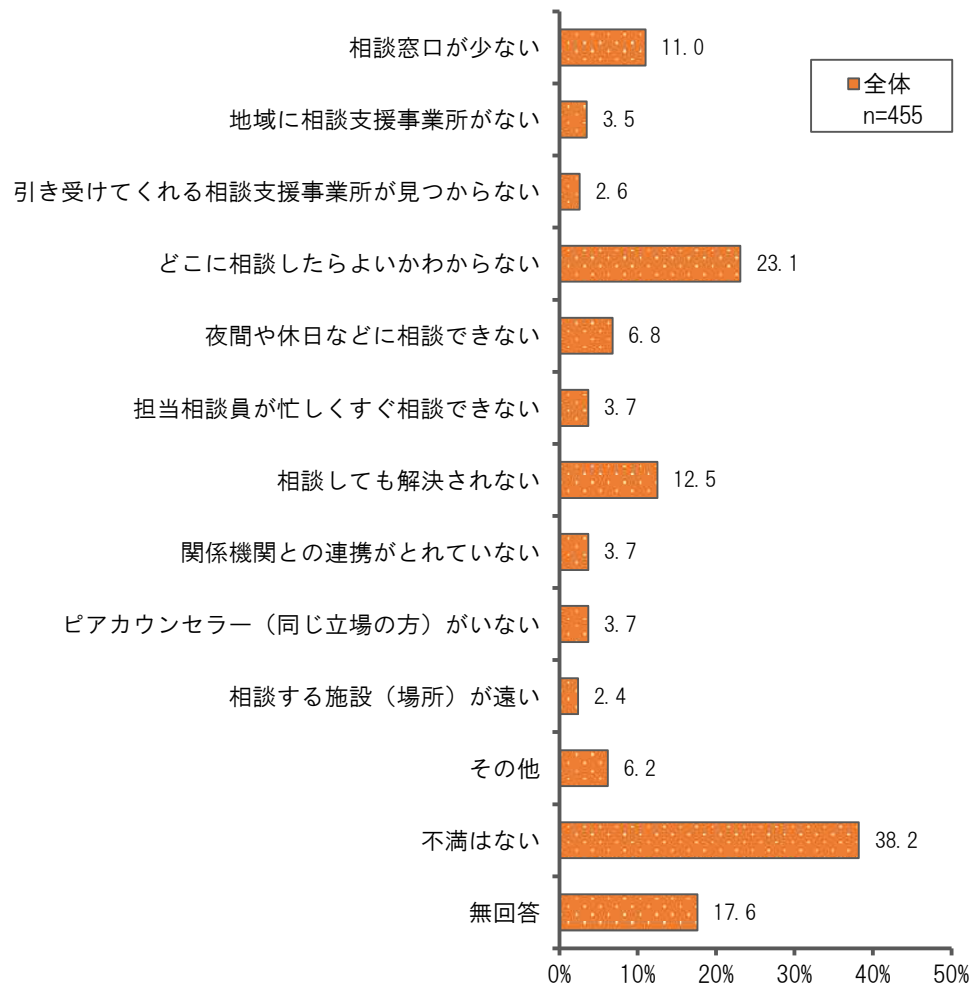
	身体 n=224	知的 n=63	精神 n=78	重複 n=42
広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発	28.6	36.5	29.5	31.0
障がいのある方へのボランティア活動の支援	21.9	30.2	16.7	26.2
学校での障がいに関する教育や情報提供	27.7	50.8	38.5	50.0
障がいに関する講演会や学習会の開催	9.8	23.8	28.2	23.8
障がいのある方との交流イベントの実施	15.2	38.1	26.9	33.3
障がいのある方の社会参加（就労・就学など）	20.5	44.4	44.9	33.3
福祉施設の地域への開放や地域住民との交流	14.3	28.6	19.2	31.0
障がいのある方の地域のまちづくりへの参加	13.4	31.7	29.5	31.0
その他	2.2	3.2	3.8	9.5
わからない	21.0	15.9	25.6	21.4
無回答	19.6	7.9	6.4	9.5

※最も割合が高い箇所に網掛けをしています。

⑧ 相談相手・情報の入手について

現在の障がい者支援に関する相談体制の不満についてみると、「不満はない」が38.2%と最も高いものの、2割強は「どこに相談したらよいかわからない」、1割強は「相談しても解決されない」や「相談窓口が少ない」と回答しています。

■ 相談体制に関する不満



所持手帳種類別にみると、いずれの障がいにおいても「不満はない」が最も高くなっています。一方で、不満なことは身体・知的・精神では「どこに相談したらよいかわからない」、重複では「相談しても解決されない」を上位にあげています。

■ 相談体制に関する不満【所持手帳種類別】

単位：％

	身体 n=224	知的 n=63	精神 n=78	重複 n=42
相談窓口が少ない	6.3	9.5	19.2	16.7
地域に相談支援事業所がない	2.2	1.6	6.4	2.4
引き受けてくれる相談支援事業所が見つからない	2.2	0.0	3.8	2.4
どこに相談したらよいかわからない	21.0	19.0	29.5	9.5
夜間や休日などに相談できない	3.6	6.3	14.1	9.5
担当相談員が忙しくすぐ相談できない	0.4	3.2	10.3	11.9
相談しても解決されない	9.8	6.3	14.1	21.4
関係機関との連携がとれていない	1.8	4.8	2.6	4.8
ピアカウンセラー（同じ立場の方）がいない	1.3	1.6	9.0	2.4
相談する施設（場所）が遠い	0.4	3.2	7.7	2.4
その他	6.7	1.6	7.7	9.5
不満はない	41.5	36.5	37.2	31.0
無回答	20.1	27.0	5.1	21.4

※最も割合が高い箇所に網掛けをしています。

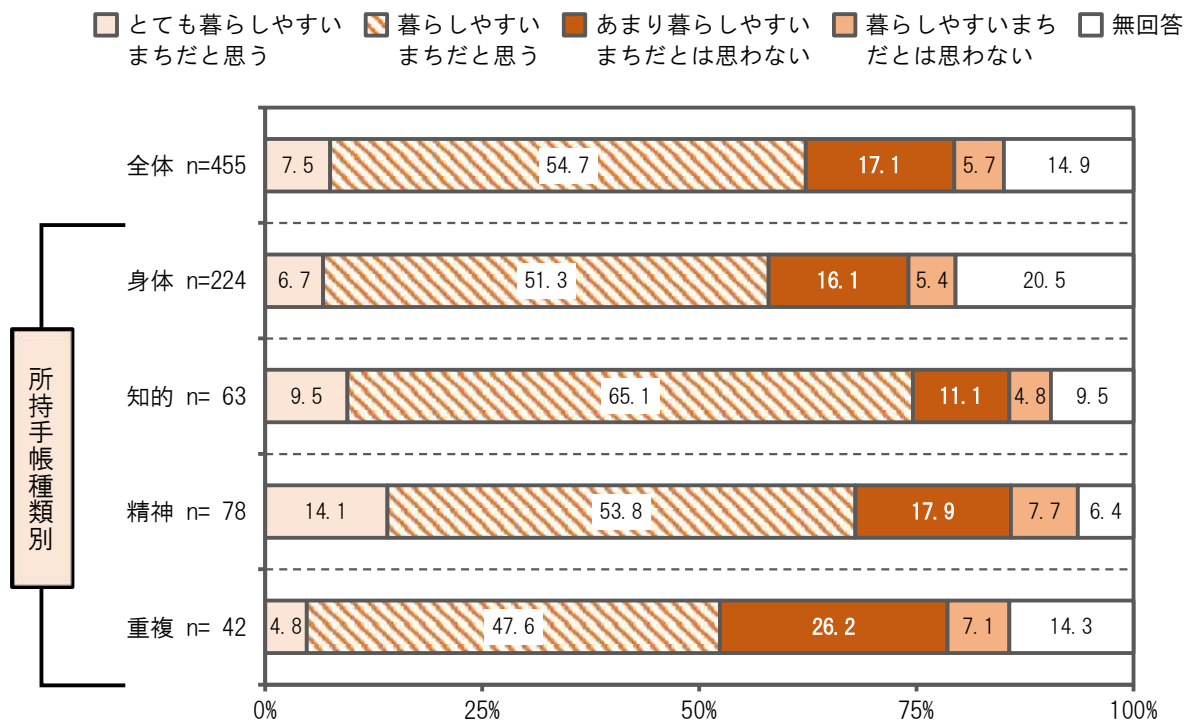
⑨ 暮らしやすさや将来の生活について

障がい者にとっての豊明市の暮らしやすさをみると、「暮らしやすいまちだと思う」が54.7%と最も高く、「とても暮らしやすいまちだと思う」（7.5%）を合わせた62.2%が「暮らしやすい」と回答しています。

一方、「暮らしやすくない」（「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」＋「暮らしやすいまちだとは思わない」）は約2割（22.8%）となっています。

所持手帳種類別にみると、「暮らしやすい」は、身体では58.0%、知的では74.6%、精神では67.9%、重複では52.4%となり、知的が最も高くなっています。

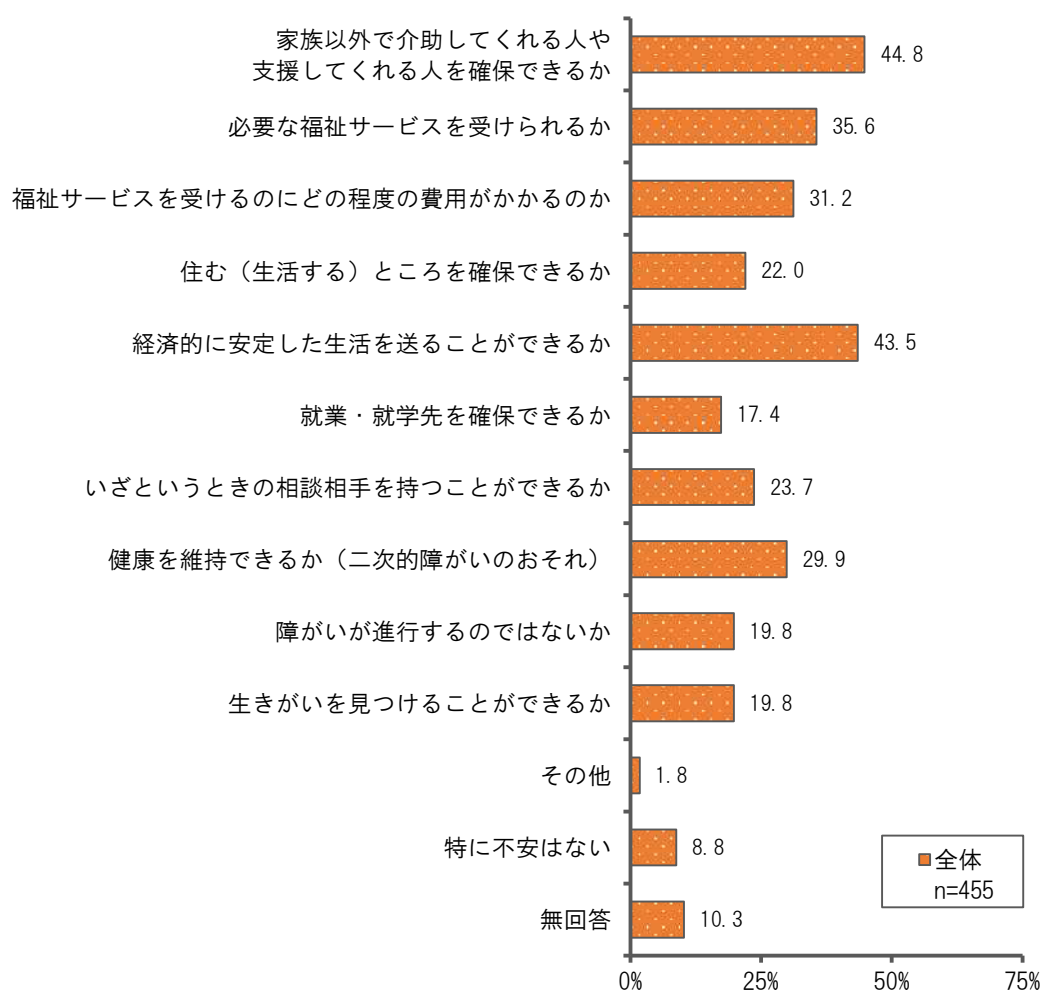
■ 豊明市の暮らしやすさ【所持手帳種類別】



将来の生活に対する不安についてみると、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が44.8%と最も高く、次いで「経済的に安定した生活を送ることができるか」が43.5%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が35.6%、「福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか」が31.2%となっています。

所持手帳種類別にみると、身体・知的・重複では「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」(33.9%・65.1%・66.7%)、精神では「経済的に安定した生活を送ることができるか」(71.8%) が最も高くなっています。

■ 将来の生活に対する不安



■ 将来の生活に対する不安【所持手帳種類別】

単位：％

	身体 n=224	知的 n=63	精神 n=78	重複 n=42
家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	33.9	65.1	46.2	66.7
必要な福祉サービスを受けられるか	33.5	41.3	30.8	52.4
福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか	29.0	33.3	28.2	40.5
住む（生活する）ところを確保できるか	9.4	31.7	38.5	42.9
経済的に安定した生活を送ることができるか	30.8	50.8	71.8	40.5
就業・就学先を確保できるか	4.0	28.6	20.5	16.7
いざというときの相談相手を持つことができるか	12.9	31.7	38.5	26.2
健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）	27.7	23.8	41.0	33.3
障がいが増進するのではないか	21.4	1.6	29.5	28.6
生きがいを見つけることができるか	12.1	19.0	37.2	23.8
その他	1.3	1.6	2.6	4.8
特に不安はない	14.3	4.8	2.6	4.8
無回答	14.3	7.9	3.8	4.8

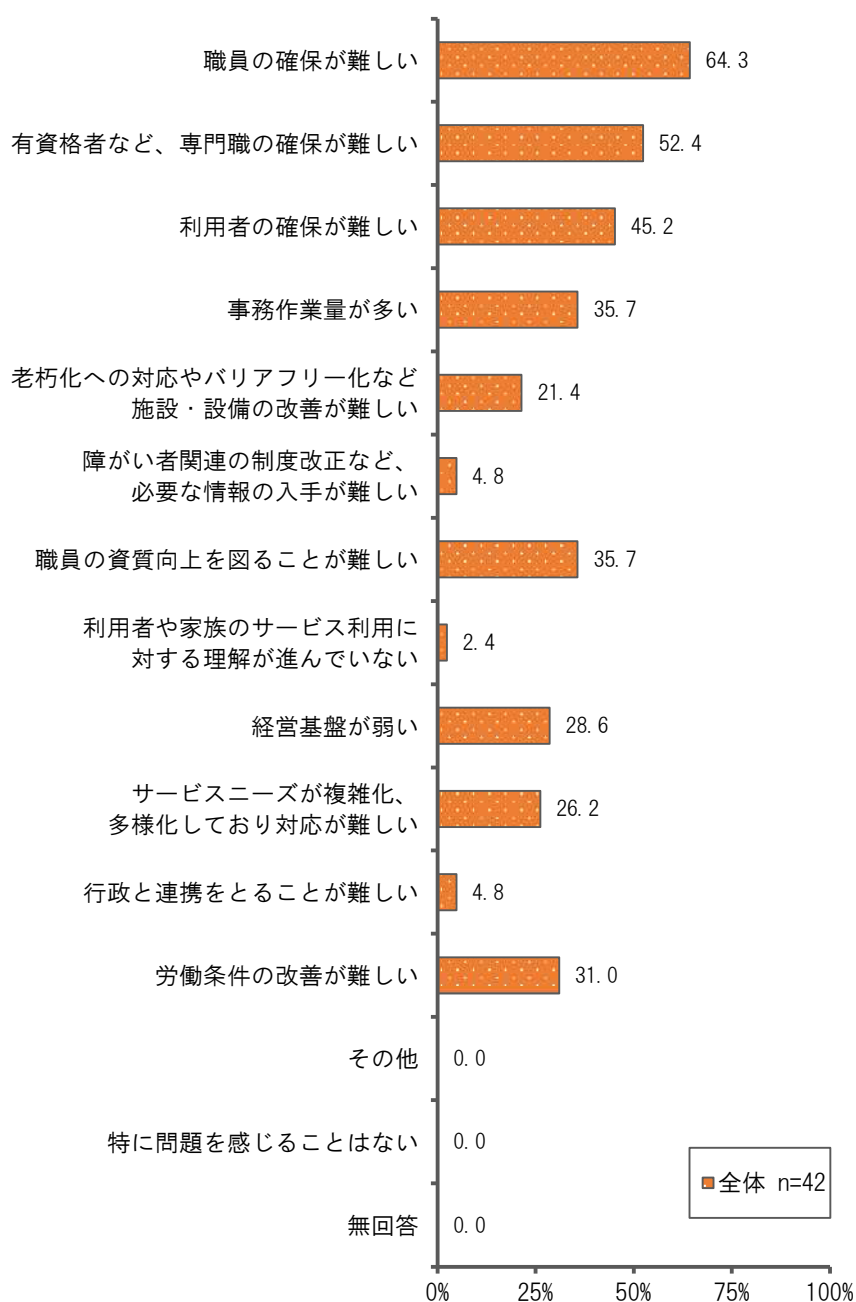
※最も割合が高い箇所に網掛けをしています。

(3) 調査結果（サービス事業所調査）

① 法人の運営等について

円滑な事業運営を進めていく上で、問題と感じていることは、「職員の確保が難しい」が64.3%と最も高く、次いで「有資格者など、専門職の確保が難しい」が52.4%、「利用者の確保が難しい」が45.2%となっています。

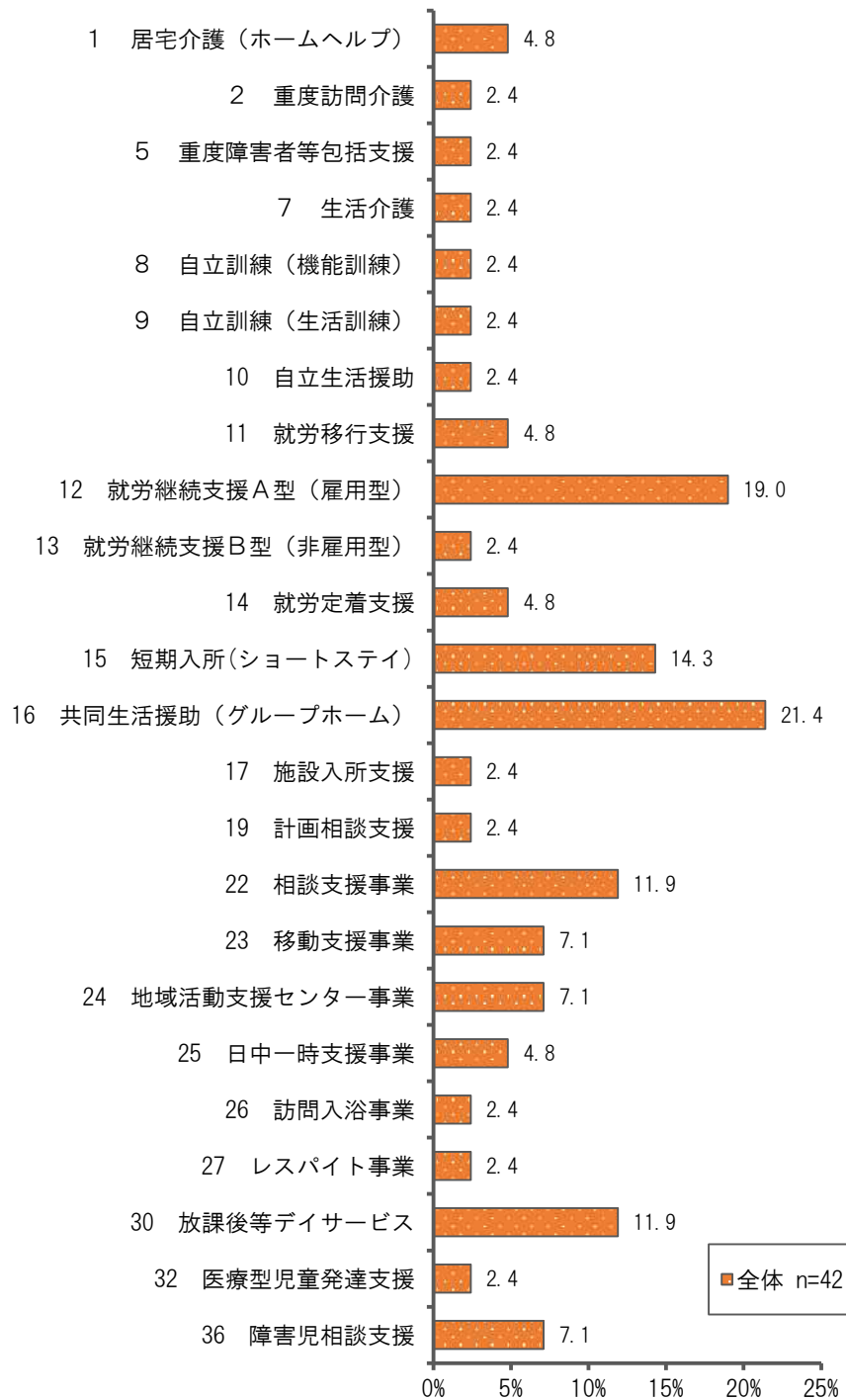
■ 運営する上で感じている問題



② サービスについて

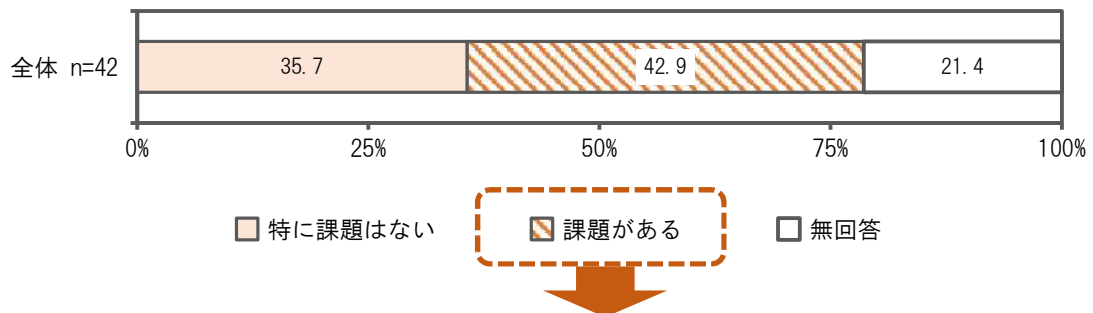
不足していると思われる福祉サービスは、「16 共同生活援助（グループホーム）」が21.4%と最も高く、次いで「12 就労継続支援A型（雇用型）」が19.0%、「15 短期入所（ショートステイ）」が14.3%となっています。

■ 不足している福祉サービス・支援



市内で提供されている障がい福祉サービス等のうち、提供における「課題がある」との回答は42.9%となっています。一方、「特に課題はない」は35.7%となり、課題がある事業所が上回っています。

■ サービス提供における課題の有無



■ 課題があると思うサービスと具体的な課題の内容

課題があると思うサービス	件数	具体的な課題の内容
1 居宅介護（ホームヘルプ）	2件	○勤務時間帯によっては、若い職員の確保が難しい、職員の高齢化。 ○労働条件が改善しにくい中での慢性的な人手不足や支援者の高齢化。
2 重度訪問介護	2件	○重度訪問介護と載せていても実際に受け入れできる所がない。 ○労働条件が改善しにくい中での慢性的な人手不足や支援者の高齢化。
3 同行援護	1件	○労働条件が改善しにくい中での慢性的な人手不足や支援者の高齢化。
4 行動援護	1件	○労働条件が改善しにくい中での慢性的な人手不足や支援者の高齢化。
7 生活介護	1件	○偶然か特に身体障がいの方で自己負担上限額が37,200円の方が少なくない。比較的、就労継続支援B型と生活介護の間のような柔軟性を求められるケースが少なくなく、試行錯誤している。
11 就労移行支援	1件	○市内にアームズがあることは貴重だが、B型ばかり増えているため、いずれ就労アセスメントが間に合わないことが予想される。
12 就労継続支援A型（雇用型）	1件	○A型が市内にほとんどない。
13 就労継続支援B型（非雇用型）	3件	○利用者様に合った仕事の提供ができずに、計算ドリルなどをやらせている事業所があると聞く。ただ工賃を高く払えば良いということだけでなく、障がいをもった方が自分らしく豊かな人生を送られるように、やりがいのもてる仕事を提供してほしいと願う。 ○数が増えているため、利用者の新規獲得が課題。 ○精神に障がいをお持ちの方が外に出たいという希望を持っていても、なかなか結びつきにくく、そこをサポートできるよ

課題があると思うサービス	件数	具体的な課題の内容
		うな仕組みづくりが活発になれば良い。
15 短期入所 (ショートステイ)	1件	○職員の定着化が難しく、支援の質の向上が難しい。
16 共同生活援助 (グループホーム)	5件	○少人数での支援となる場合が多いので、虐待予防の研修等充実できると良い。 ○満員で入れない。 ○勤務時間帯によっては、若い職員の確保が難しい、職員の高齢化。 ○職員の定着化が難しく、支援の質の向上が難しい。 ○労働条件が改善しにくい中での慢性的な人手不足や支援者の高齢化。
19 計画相談支援	1件	○ご利用者の情報を相談支援事業者から提供されますが、深く、広く、情報を提供していただきたいと考える場面が多いと考えます。このような情報も、重要かと別紙で提示してくださる事業者との仕事は質が高くなるように考えています。
22 相談支援事業	2件	○相談支援員数が少なく、適切なアセスメント・モニタリングができていない。 ○仕方のない事もありますが、相談員さんによつての質の違いや対応の仕方の違いの大きさに困ります。連絡が取れなかったり、書面さえ届かない人が居て正直困ることがあります。事業所よりも保護者の方々が悩み相談を受けることがあります、その場合どのようにしたら良いのでしょうか。
23 移動支援事業	3件	○特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保証は、本来国レベルでの支援の制度化が求められるが、一事業所が看護師を一人につき一人（うちの場合は2人を2人）雇って移動支援しているが、法人の負担はかなり大きく、改善されるべき課題である。 ○移動支援による通学支援について回数が限られている。 ○通学等、利用回数に制限がある。早朝のヘルパー不足。ひまわりバスの減少。それにかかるチョイソコは利用できる曜日や時間に限りがある。
29 児童発達支援	1件	○働いている保護者が安心して療育や保育を受けられるためには、利用時間が対応できていないと感じる（長時間のサービス利用は子どもの負担となる部分もある）。
30 放課後等 デイサービス	2件	○学校の送迎は各学校の時間によってはかなり余裕がなくなるケースもある。契約時に特にお迎えの時間に関しては保護者様に相談させていただくようにしてトラブル防止に努めている。 ○移動支援による通学支援について回数が限られている。放課後等デイサービスの利用について夕方の時間延長や長期休暇の際の時間が対応できないことが多い。
—	—	○ひまわりバスやチョイソコの兼ね合いで自力通所ができない人が増えた。

2 当事者団体ヒアリング調査結果のまとめ

(1) 当事者団体ヒアリング調査の実施概要

本調査は、当事者団体の実態や今後の活動意向、障がい福祉全般に関して感じている課題等の状況を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

① 団体について

団体	概要・活動目的	取り組んでいる活動の内容
A団体	豊明市内の重度心身障がい児・者とその父母きょうだいの親睦を図ることと、多様性の社会をめざして障がい者(児)の理解を求め、啓蒙する活動を行う。	○ボッチャ体験会の委託事業、当会の会員の親睦を深める集会
B団体	精神障がい者が地域において正しく理解され、適切な医療と処遇を受け、かつ社会復帰が円滑に行われるよう家族が協力し、精神障がい者に対する福祉と精神保健思想の普及啓発を図ることを目的とする。	○偶数月に会員参加の定例会を実施、相互に情報交換を図っている。 ○愛知家族会連合にも参加し他家族会の活動状況・情報を入手し、意見交換をしている。 ○年末には障がい者と一緒になり食事会を開催して親睦を深めている。
C団体	知的障がい児(者)の保護者ならびに本会の趣旨に賛同する者をもって会員として、心身障がい児(者)の福祉の向上を図り相互の連絡と親睦ならびに社会の啓蒙に役立つことを目的として活動している。	○青年部行事【フライングディスクの会、スポーツ交流会、プチ運動会、料理教室、年末交流会】 ○学齢部行事【お楽しみ会、料理教室、勉強会(親)、プチ運動会】 ○豊明市中心身障害者(児)福祉団体連合会の行事【ボラフェスタ参加、クリスマス会、オリエンテーリング、教養講座】 ○青年部・学齢部合同行事【お茶とお花の会、各種勉強会・研修会、交流会(親)】 ○知的障がい児(者)のための情報誌「手をつなぐ」の毎月発行

② 活動上の課題

	団体A	団体B	団体C
新規メンバーの加入が少ない	①	①	①
メンバーに世代などの偏りがある	2	2	②
活動メンバーの専門性が不足している	3	3	③
役員のなり手がいない	4	④	④
会議や活動の場所の確保に苦勞する	5	5	⑤
活動がマンネリ化している	6	⑥	6
資金が不足している	⑦	7	7
活動に必要な情報が集まらない	8	8	8
情報発信する場や機会が乏しい	9	9	9
他の団体と交流する機会が乏しい	10	10	10
その他	11	11	11
特に困ったことはない	12	12	12

③ 障がい福祉全般に関して感じている課題（問題）

- 重心（重度心身障がい児・者）の子が市内に少なく、なかなか法律が変わっても生活に困難を感じる面があるが、一番の課題は親なき後の子ども達の暮らせる場所が少なすぎることで課題と考えます。
- 一般の市民から偏見のない認識が得られ、障がい者やその家族が普通に生きられる社会を作るのが最大の課題と感じている。
- 知的障がいであっても精神障がいであっても、行政・福祉サービス等との繋がりを持つとしない人が多くみられる。繋がりを持ったとしても、助言には乗らず様子を静観せざるを得ない家庭が増えている。今後、親なき後の生活に不安が残ることは必至。
- 行政、福祉サービス、事業所、就労先、それぞれとの関係がしっかりある人であっても、グループホーム・レスパイト・ショートステイ等の数の少なさに懸念を抱く。現在落ち着いた環境で暮らせている人でも、ベースが整って初めて安心してこの町で暮らしていくことができると思う。
- 適切な支援の提供が必要である。
- 母（家族）亡き後、障がい児（者）の精神的配慮が必須である。
- 福祉サービス向上のための人材確保が不可欠である。
- コロナ禍で障がい者施策に関するいろいろな会議等の中止・縮小・延期などがあり、市民の意見を聞いていただく機会、行政の動向を知り得る機会もなかった（少なくなった）ように感じる。そんな今だからこそ障がい者福祉関係の流れがどのように推移しているのかを、行政側より発信していただきたいです。例として、障害者差別解消法が改正されまし

た。その内容や施行がいつからなのかなど、リーフレット等で広く市民に周知を図ることなどを期待します（ペーパーレス・SNS時代であります、リーフレットなどの「紙」での配布も必要だと思う）。日進市が、障害者差別解消法が改正された際に「私の障害者差別解消法宣言！」というリーフレットを作成されたそうです。

④ 分野別の課題について

1) 「共生社会」実現に向けた意識づくりについて

共生社会実現に向けた、障がいや障がい者への理解促進（市民への啓発）の現状や課題

- ボッチャ大会などを開催することで当会は市民の皆さんに我が子の現状を知ってもらう機会をつくっている。
- 精神障がいの場合は、障がいの特徴から理解促進が得られにくいのが現状です。同じ統合失調症でも、症状・病識・行動は複雑であり、他の精神障がいを含めると千差万別であり一般に受け入れられにくい。学校教育・公共・地域・家庭が連携した長期的な理解活動が必須だと思います。
- 障がいといっても多くの種類があるので、障がいを身近なこととして多岐にわたる知識が必要だと思う（今は関係なくとも自身や親族が障がいを持つことになることもある）。
- 大人の発達障がい近年になり多く診断されている。社会人になってから社会や組織・人間関係に悩みトラブルになり精神疾患を発病する。病院での診断により初めて発達障がいと言われることも多々ある現代なのだ。成人の発達障がいに対しての正しい知識を多く、広く持つてほしい。
- SNSの普及で文字だけのコミュニケーションが多いこともあり、このことによりコミュニケーション障がいでのトラブルが多くみられる。見えないところで被害者になりうるし、加害者にもなりうる。行政・福祉サービスなど多くの人間との関わりを持つことで、それらのトラブルを未然に防ぐことができると思うので、声かけ・関わりを多く持つてほしい。
- 現時点で、自身や親族・周囲の人間が障がいに関係なくとも、今後、障がい者と関わる環境になることも。そのためには児童の時から学校などで障がいについての差別・偏見などを課題とした「正しい知識」を学ぶための時間を多く取り入れてほしい。
- 幼少期から障がい者の療育施設や特別支援（学校・支援級）に通っている子どものことを、通常学校へ通う子ども・保護者らに理解を求めても難しい。交流の場は低学年頃から必要だと思うが、それらの取組があることでも理解までにはなかなか至らない。
- 支えあい精神（豊明市内地域差はあるものの）はいろいろな方法で進んできているような気がする。しかし、その中に障がいのある人への理解があるかというと、まだまだ道半ばと感じることが多い。
- 障がいのある人が合理的配慮をいただけたら（そのような環境なら）地域の一員として社会参加しやすくなるはず。そして、そのような合理的配慮等の施策の存在を、どうしたらもっともっと多くの一般市民の方に知っていただけるかが課題だと思う。

2) 地域における生活支援・生活環境づくりについて

障がい福祉サービスや相談体制等障がい者の地域での暮らしを支援する体制の現状と課題

- 豊明市では他の市町に比べて柔軟な対応をして下さるので助かっている。利用できる（重心の子が）施設の数少なすぎるので選択できないという困難さがある。
- 障がい福祉サービスや相談体制等は充実してきており、家族会としては感謝している。半面で、自分の住んでいる町内などでどう暮らしているか、精神の場合は隠れて生活している部分が多いように思っています。区・町内レベルで理解され共生できる状況が作れるのが理想だと思っています。
- 進展、拡充はされているが、例えば、移動支援・社会援護について、豊明市という地域においては地下鉄（短距離移動に便利）・市バス（金額が一律でわかりやすい）が通っていない。名鉄バス・ひまわりバス・チョイソコなどの利用も考えられるが、移動に関して使い勝手が悪い。これらのことから個々のニーズに応じた支援の妨げになっている（停留所の削減・本数減少などもそれらにあたる）。
支援中、自動車というツールで移動することはできないものか。
- グループホームが全く足りていない。夜間の支援員不足。新たなグループホームの見通しもない。
- 重度知的障がい者の入浴介助サービスの事業所がない。親の高齢化・病気等で入浴介助ができなくなってくる。
- 相談員の人員不足。
- 福祉支援員の給与、賃金の向上による人材確保に努めてほしい。
- 福祉サービス従事者の全般的な人材不足。
- 相談事業は、相談員に現状と要望をお伝えしてもなかなか進展は期待できない。しかし、本人に寄り添ってというお気持ちは重々感じられる。
- 福祉サービスは、各事業所の人手不足が否めないだろうと利用していて非常に感じる。福祉関連の人材確保＝福祉の増進が大きな課題だと感じる。
- 障がいのある人が親の付添いありで入院した場合、レスパイト要素も含めてヘルパー利用ができる。そんなサービスができるとありがたいと思います。

3) 健やかに暮らせる保健・医療の充実について

保健・医療、精神保健等の現状と課題

- 精神の場合、医療体制に課題があるように思います。適正な医療が適切なタイミングで受けられるか疑問があります。当事者の状況が悪化した時には、入院などの処置をとるのが困難な場合が多く、病院・家族・警察などの公共機関の間には隙間があって、家族が戸惑うことがあります。
- 障がい者本人が情緒不安定時、自傷・他害などを起こす心配がある。そのための緊急時に入院できる病院がない（少ない）。
- 病院によって対応できるかだが、隔離部屋での待機が可能な病院があるといい。
- 医療費制度はありがたく感じている。
- 医療を受ける際に、何かしらのコミュニケーションツールがあると自分の症状などを訴えることができるのではないかと。逆に訴えを受け止められる手段にはどんなものがあるか聞きたい。

4) 障がいのある子どもへの療育や支援充実について

障がいのある子どもへの療育、小中学校の特別支援教育等の現状と課題

- 教育委員会で柔軟に働きかけてくれるため、障がいがあっても学校を選択できたり相談にものってもらえるので助かっている。天白区の支援学校になると通学に時間がかかるかと少し不安を抱いている。
- 家族会は統合失調症の家族が多く、当事者への教育期間は終わっていることが多く、あまり議論したことがない状況です。しかし近年、精神障がいにはさまざまな症例が解ってきており、小中学校の取組は始まったばかりの状況です。今後、一般児童・当事者・教育者（精神医療に関わる医師・研究者含め）がバランスの取れた考えが持てる状況にしていくことが必要だと思います。
- 特別支援学級に通う児童、保護者に対して進路先などの情報が乏しい。
- 地域の学校の中で「特別支援学級」という居場所を間借りしているようだった。改まった形でも良いので、日常的に支援を受けている「障がい児」プラスその保護者と指導者と、そうでないいわゆる「健常児」プラス保護者が、お互いの感覚を感じられるような環境をめざしていくのが本来の特別支援学級であり、地域の学校（特別支援学級）に通う利点になるのではないかと思う。それが今はまだ達成できていない気がする。受持つ教員、支援員、知識、熱量に言葉を選ばず言えば「おんぶにだっこ」「丸投げ」感が否めなかった。障がいの有無に限らず人には「個人差」があるので、ある程度のカリキュラムの骨組みがあってもよかったのではないかと感じる。これらの定まりがないことで大人（保護者）の負担が大きかった。
- 特別支援学校児童、生徒については手帳保持者がほとんどであることから、福祉サービス等の利用なども簡単に取り入れられるが、支援学級についてはサービスの存在すら知らないこともある（放課後等デイサービス・日中一時支援・移動支援等）。
- 特別支援学級に通う児童、生徒を持つ保護者は、特別支援学校に通う児童、生徒の保護者と比べ考え方に違いがある方がチラホラあり「障がい」を受け入れにくい場合がある。そういった理由から学校の先生方や、支援員の方達の歩み寄りがセンシティブな形になり、適切な助言・提供もできないことがあるのではと感じる。
- 特別支援学級の受入れ体制の充実（特に加配の充実を望む）。

5) 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進について

障がい者の雇用や就労、居場所づくりについての現状と課題

- いくら待っていても豊明市に重心の子の雇用や就労・居場所はなかったので、当会親で団結しNPOを設立した。ただ資金繰りに困っている。
- 精神の場合は、安定して就労できている場合もあるが、家庭内で就労に関する不満を抱えて、引きこもっている場合も多いように思われます。親なき後、どのように社会の中で生活していけるのかとても不安な状況です。
- 経済重視のグループホーム運営が増えた気がしてしまう。経営に重きを置くことで支援員等の質の悪化で、本来の利用者主体の考えがなくなっている感が。少ない施設と親の高齢化で、このような劣悪な施設であっても入れざるを得ない状況がある。
- 障がい者の就職・就労について、学校卒業後、選択できる進路の幅が狭い。障がい者雇用について理解ある企業が増えれば、学校在籍中に企業と連携して見学や作業体験ができる。個々のニーズにあった就職・就労先の確保が必要（そのためには、より良い人材づくり、人材確保も必要になってくるが）。
- 生活介護事業所の数が少ない。
- 成人の日中一時支援事業の数が少ない。
- 短期入所（ショートステイ）サービスがかなり少ない。特に知的障がいには利用できるショートステイが乏しく、近隣他市町に頼るしかないのが現状である。連泊も難しい。
- 緊急時レスパイトの数が少ない。情報も少ない。
- 現在は事業所に通えているが、将来、一般の老人介護施設のデイサービスを利用しないといけないのか。知的障がい者が利用できる専用の介護施設はできてくるのか。
- 障がいを持った人が働く上で職種を選べるようになってきている現状は素晴らしい。しかし、労働に見合った賃金（報酬）が得られているのか疑問である。どんな仕事でも本人にとっては、頑張って働いて得る大切なお金に変わりない。

6) 安全・安心な暮らしの確保について

障がい者の権利を守る仕組み（成年後見制度・日常生活自立支援事業、虐待防止の取組み等）、災害時の避難行動要支援名簿の整備等の現状と課題

- まだ子どもが若く現実味がない。
- 成年後見制度は、財産管理に関してはある程度状況が理解できますが、日常生活についてはとても不安です。
- 災害時では、パニックになることも考えられるので、そのことも含めた避難行動用支援名簿を整備する必要があると思います。そのためには、地域での精神障がい者への理解が重要です。災害時には区・町レベルでの支援が必須ですが、一般市民の避難行動支援が主体で対応できていないと思われます。そこで、障がい者専門の支援体制を名簿の整理も含めて進めることが、今後の課題と考えます。
- 豪雨避難の際、放送で小浮市長のかけ声が良く聞こえた。
- 自治会の民生委員の方がすぐに自宅に来て、避難勧告を行ってくれた。
- 災害時の支援名簿を提出したが自治体からの連絡がない。自治体からの支援を教えてほしい。互いの情報交換があっても良いと思う。
- 成年後見制度は、少ない収入の中から後見人に支払う負担がかなり大きい。後見人への支払いの見直しが必要、障がい者の支払い能力は一般人と比べるとかなり低い。
- 一度、後見人をつけたら一生外せないことを改定して、例えばピンポイントで後見人の活用ができるようになるなどしてほしい。障がい者本人の意思がおざなりになるケースも少なくない（もちろんそんな後見人ばかりではないが）。成年後見制度を活用している割合が潜在的な後見ニーズのわずか2%程ということは本当に意味があるものなのかという辺りで見直しが絶対条件だと考える。

3 アンケート等から得られた課題

障がいのある人へのアンケート調査や事業所への調査を実施し、計画に反映すべき主な課題を取りまとめました。

<アンケート等から得られた主な課題>

①障がいへの理解

- ・障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、4割を超える人が「ある」又は「少しある」と回答しています。また、その差別や嫌な思いをした場所は、学校・仕事場、外出先、病院などの医療機関と生活を送る様々な場面で感じており、差別解消に向け、さらなる周知・啓発を図る必要があります。
- ・障害者差別解消法の認知度は、「名前も内容も知らない」が55.2%と半数を超える人が「知らない」と回答しており、さらなる周知を図る必要があります。
- ・障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要なこととして、「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加」「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」などの回答が多くなっており、幼い頃からの障がいに対する教育や市民全体に向けた幅広い周知・啓発を継続して行うとともに、障がいのある人の社会参加の機会を作ることが重要と考えられます。

②将来の生活に対する不安

- ・将来の生活の不安については、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が44.8%と最も多く、「経済的に安定した生活を送ることができるか」「必要な福祉サービスが受けられるか」が続いています。このように、親なき後の不安が最も多くっており、知的障がい、重複障がいそれぞれ6割以上を占めています。このため、今の段階から将来に向けての準備をする必要があり、不安解消のための様々な情報提供や地域生活の機会づくりを進めていく必要があります。また、地域生活拠点の整備に向けた取組を進めていく必要があります。

③障がい福祉サービスの充実・改善について

- ・障がい福祉サービスについて充実・改善を望むサービスについては、「短期入所（ショートステイ）」「日中一時支援」「共同生活援助（グループホーム）」等が多くなっています。3つのサービスに共通しているのは、「サービス事業所が足りない」という意見がみられました。日中一時支援は、「利用時間を拡大してほしい」という意見がみられました。このような利用者の意見を踏まえ、充実や改善が求められます。

④障がい者支援に関する相談体制について

- ・障がい者支援に関する相談体制の不満については、「不満はない」が最も多いものの、「どこに相談したらよいかわからない」「相談しても解決されない」「相談窓口が少ない」という回答がみられました。障がいの種別でみると、精神障がいでは「どこに相談したらよいかわからない」「相談窓口が少ない」という回答が比較的多くっており、相談二

ズが高いことがうかがえます。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するにあたって、相談支援体制の充実が課題となります。

⑤障がい児福祉サービスの充実・改善について

- ・障がい児福祉サービスについて充実・改善を望むサービスについては、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が多くなっています。放課後等デイサービスは「利用時間を拡大してほしい」、「サービス事業所が足りない」という意見がみられました。障害児相談支援は、「事業所の対応を改善してほしい」という意見がみられました。このような利用者の意見を踏まえ、充実や改善が求められます。

⑥就労について

- ・仕事をしているか（福祉的就労を含む）については、「していない」が66.4%、「している」が27.9%となっており、約3割が何らかの仕事をしています。就労しているという回答の中で就労継続支援A型、B型、その他福祉的就労を選択した方に一般就労の希望をお聞きしたところ、「一般就労を希望する」が20.5%、「一般就労を希望しない（現状のまま働きたい）」が56.4%となっており、障がい別では精神障がいでは該当者の半数が一般就労を希望していることがわかりました。今後、一般就労への移行を促進するためにも、関係機関の連携した支援体制や職場の環境づくり等を進めていく必要があります。

⑦地域での生活について

- ・今後3年以内に暮らしたい場所については、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が60.7%と最も多く、「一人で暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」「高齢者の入所施設で暮らしたい」が続いています。
- ・地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が48.8%で最も多く、「相談対応等の充実」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が続いています。
- ・住み慣れた地域で、家族と一緒に暮らしたり、一人で暮らしたりするためにも、経済的な支援や福祉サービス、医療の充実を図る必要があります。また、情報の取得利用や意思疎通についての支援は、19.1%と約2割が必要と回答しており、重複障がい、知的障がいと比較的多くなっていることがわかりました。今後は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者のニーズを把握しながら、情報取得の促進や意思疎通支援について取り組む必要があります。

⑧人材の確保について（事業所調査）

- ・円滑な事業運営に関する問題については、「職員の確保が難しい」が64.3%と最も多く、「有資格者など、専門職の確保が難しい」「一人で暮らしたい」「利用者の確保が難しい」が続いています。職員の確保について、障がい福祉サービスには不可欠であり、事業所のみでの問題ではなく、利用者への今後の影響も懸念されます。本市でできることとして障害者地域自立支援協議会を通じて人材育成に努めていますが、さらに職員確保に向けた支援を検討していく必要があります。

第4章

第4次豊明市障害者福祉計画



第4章 第4次豊明市障害者福祉計画

1 基本理念

本市では「第3次豊明市障害者福祉計画」において、『誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして』を基本理念として掲げ、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進してきました。

本計画においても、この考えを継承し、基本理念を定めるとともに、地域共生社会の実現の理念や第5次豊明市総合計画との整合を図りながら、引き続き、障がいのある方がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現をめざしていきます。

基 本 理 念

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

2 基本目標

◆基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもの頃からの障がいや障がい者理解のための教育や学習機会の充実を図ります。

◆基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり

各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援し、さらには、親なき後の支援体制の構築を進めます。

◆基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取り組み、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。また、精神障がい者等にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、相談業務などの体制づくりを進めます。

◆基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。さらには、重症心身障害児や医療的ケア児の支援の体制整備に努めます。

◆基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。

◆基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時等の防災の取組や日頃の防犯活動、さらには、情報取得利用や意思疎通の支援に取り組めます。

3 障害者福祉計画の施策体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり



- (1) 子どもに対する教育・啓発の実施
- (2) 多様な障がいや特性への理解促進
- (3) 地域における交流・共生の促進
- (4) 合理的配慮の提供促進

基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり



- (1) サービス利用のための支援の充実
- (2) 障がい福祉サービス等の充実
- (3) 総合的なサービス提供体制の整備

基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実



- (1) 心の健康づくりの推進
- (2) 障がいのある人の健康管理への支援
- (3) 医療にかかる経済支援の実施
- (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実



- (1) 障がいの早期発見・早期療育への支援
- (2) 小中学校における特別支援教育の実施
- (3) 障がい児への児童福祉サービスの充実

基本目標5 障がい者の雇用・就労・生きがいづくりの促進



- (1) 就労支援の充実
- (2) 生きがいづくりへの支援
- (3) 移動の支援やバリアフリーの推進

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保



- (1) 障がい者の権利を守る仕組みづくり
- (2) 防災・防犯等対策の充実
- (3) 情報取得や意思疎通の支援

4 施策の展開

基本目標 1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

豊明市の現状と課題



- 本市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、様々な障がい者福祉施策を推進しています。
- 障がいのある方へのアンケートによると、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験が「ある」又は「少しある」とした人は、全体で4割を超えています。また、知的障がいと精神障がいのある人では半数以上となり、さらに重複障がいの人では約7割と多く人が差別や嫌な思いを経験しています。
その上、『障害者差別解消法』の認知度は約1割にとどまっていることから、差別や嫌な思いをした場合でも有効な対処をとることができていない現状がうかがえます。
- 共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが様々な障がいについて理解し、相互に支え合う意識を高めていく必要があります。
障がいのある方へのアンケートによると、障がいのある方に対する市民の理解を深めるために必要だと思うこととして、「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」などで高い割合となりました。
特に子どもの頃からの教育は、その後の人権意識、相互理解の考え方に大きな影響を与えることから、様々な機会をとらえて推進していく必要があります。

施策と取組

(1) 子どもに対する教育・啓発の実施

取 組	内 容
①福祉実践教室の実施	▶当事者団体やボランティア団体との連携のもと、小学生・中学生・高校生に対し、車いすや高齢者の疑似体験、手話、点字などに関する体験を行う福祉実践教室を開催します。
②児童生徒のボランティア体験の実施	▶中学生・高校生に対し、夏休みを利用したボランティア体験事業を実施します。

(2) 多様な障がいや特性への理解促進

取 組	内 容
①障がい者週間などを通じた啓発	▶12月3日から12月9日までの「障がい者週間」において、広報への啓発記事の掲載等を通じて障がい理解の浸透を図ります。
②地域福祉実践教室等の実施	▶大人が障がいや障がい特性について理解を深めることができるよう、地域における福祉実践教室等の開催について検討を進めます。
③障がい理解についての研修や講演会の実施	▶障がい福祉講演会や障がい者児作品展を開催し、障がいに対する理解の浸透を図ります。
④市民や当事者団体による啓発活動への支援	▶当事者団体などが実施する啓発活動等について、情報把握しその活動を支援します。

(3) 地域における交流・共生の促進

取 組	内 容
①障がい者支援に携わるボランティアの育成	▶視覚、聴覚障がい者支援のボランティア養成講座を開催し、障がい者福祉に関する活動を行うボランティアの育成を図ります。

(4) 合理的配慮の提供促進

取 組	内 容
①市役所における対応要領の整備	▶平成29年4月に定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊明市職員対応要領」に基づき、適切な対応を行います。 ▶新規採用職員研修の中で、地域福祉計画や障害者差別解消の内容を実施することで、配慮等について理解を深めます。
②市民や市内企業等への周知・啓発	▶市内の企業や店舗等を対象に、「障害者差別解消法」等の趣旨に関する周知を図ります。 ▶内の企業や店舗等において障がいのある人への配慮が広がるよう、周知・啓発を進めます。 ▶外見からは配慮を必要としているか分かりにくい方の意思表示を支援するため、ヘルプカード・ヘルプマークの普及に努めます。

基本目標 2 地域における生活支援・生活環境づくり

豊明市の現状と課題



- 障がいのある方へのアンケートによると、今後3年以内に希望する暮らし方として「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が6割以上を占め、多くが地域での生活を望んでいます。このように、地域生活を続けるためには、訪問系サービスを始めとした様々な支援サービスは欠かすことができません。
しかし、サービス事業所へのアンケートによると、事業運営上の問題として半数以上が「職員の確保が難しい」や「有資格者など、専門職の確保が難しい」をあげており、福祉の現場での担い手不足が深刻です。
- 福祉の現場での担い手不足に関しては、「豊明市障害者地域自立支援協議会」の「そだつ部会」にて今後も継続して研修の企画・実施や連携強化を図る必要があります。
また、複雑・多様化する障がい福祉ニーズに応え、障がいのある方一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるよう、さらには親なき後も見据えた包括的な支援の充実も必要となります。
- 自立と社会参加の視点からも障がいのある方への就労支援は重要となり、本市においても令和4年度に就労継続支援B型事業所を4施設増やすなど、充実を図っていますが、障がいのある方へのアンケートによると、「就労継続支援（A型・B型）」「就労移行支援」「就労定着支援」の就労系サービスは、今後利用を希望する割合が実際の利用割合を大きく上回っており、さらなる拡充が求められています。
- 複雑・多様化する障がい福祉ニーズに応え、障がいのある方一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるように、親なき後も見据えた包括的な支援体制の整備が重要となります。

施策と取組

(1) サービス利用のための支援の充実

取 組	内 容
①障がい福祉サービス利用に関する情報提供	▶基幹相談支援センターや市内の指定相談支援事業所との連携のもと、障がい福祉サービスの利用に関する情報提供等を行います。
②豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂	▶豊明市障害者地域自立支援協議会の専門部会員が中心となって作成した「豊明市福祉ガイドブック」について、活用を通じて情報の提供を進めます。 ▶「豊明市福祉ガイドブック」は適宜、改訂・見直しを行うとともに、より生活に即した情報が盛り込めるよう、内容の充実について検討します。
③サービス等利用計画に基づく支給決定	▶指定特定相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人のニーズ・特性に応じたサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施します。 ▶基幹相談支援センターを中心として、相談支援業務の資質の向上のための取組を進めます。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

取 組	内 容
①訪問系サービスの利用支援	▶居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等の訪問系サービスの利用を促進し、障がいのある人の自宅での生活を支援します。 ▶ニーズが高まることが見込まれるため、人材の確保や支援技術の向上に向けた取組を行います。
②日中活動系サービスの利用支援	▶障がいのある人の日中活動や就労の場として、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等の各種サービスの利用を支援します。 ▶平成30年度から新たに開始された就労定着支援サービスについて周知を進め、利用を促進します。 ▶短期入所サービスについては、ニーズが高まっているため、提供体制の拡大に向けた検討を進めます。
③居住系サービスの利用支援	▶施設への入所が必要な障がいのある人が円滑に施設を利用できるよう、支援を行います。 ▶今後、親なき後の生活の場として共同生活援助（グループホーム）の需要が増加することが見込まれるため、整備を促進します。
④地域生活支援事業の実施	▶地域の実情に沿った事業として、障がいのある人のニーズに合わせた地域生活支援事業を実施します。

(3) 総合的なサービス提供体制の整備

取 組	内 容
①相談支援の実施	▶就労相談、施設や長期入院者の地域移行相談などの専門的な相談にも対応できるよう、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。
②ピアカウンセリングの実施	▶当事者団体などによるピアカウンセリングの機会を提供します。
③障がい福祉に関わる人材育成への支援	▶県等が実施する研修に関する情報を、各サービス事業所等へ提供します。 ▶障害者地域自立支援協議会の専門部会等で、人材育成を目的とした勉強会を定期的に開催することで人材育成と資質の向上を図ります。
④親なき後の支援体制の構築	▶自立支援協議会の専門部会における検討結果をもとに、地域生活支援拠点（面的整備型）を整備します。
⑤「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討	▶「豊明市障害者地域自立支援協議会」の本会議、専門部会を定期的に開催し、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりについて具体的な検討を進めます。
⑥近隣市町と連携した協議の実施	▶定期的に開催される尾張東部圏域会議等を通じ、近隣市町の状況把握と連携に努めます。

基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

豊明市の現状と課題



- 障がいには様々な種類がありますが、疾病に起因する障がいも多くあり、これらは日常的な健康づくりや生活習慣の改善等により予防することが可能です。広く市民に対し、健診の受診などを働きかけ、健康づくりに取り組むことで障がいを予防する意識を浸透させることが重要です。
- 障がいのある方へのアンケートによると、誰かに相談したいこととしては「自分の健康や治療のこと」が最も多くなっています。特に精神障がいのある人でその割合は高く、全体では3割強なのに対し、精神障がいでは約6割となっています。また、精神障がいのある人は「生活費など経済的なこと」を5割以上があげています。
- 障がいのある人の多くが健康や治療に関して不安を抱えており、安心して保健・医療にかかることができる体制づくりが医療費の助成も含め求められています。
- また、近年では心の健康づくりにも注目が集まっており、精神疾患に関する知識の普及を図ることも重要となっています。心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、心の健康づくり対策を推進し、精神疾患の予防と早期発見を図り、適切な支援につなげることが重要です。

施策と取組

(1) 心の健康づくりの推進

取 組	内 容
①心の健康づくりに関する啓発や情報提供	▶心の健康や精神障がい及び精神障がい者に対する関心と理解を深めるために、地域住民に普及・啓発を行います。 ▶自殺予防対策に関する総合的な対応を図るため、「自殺対策計画」を策定し、計画に基づき取組を推進します。
②精神保健福祉相談の実施	▶精神障がい者を含めた総合相談窓口として、基幹相談支援センターの機能充実を図ります。

(2) 障がいのある人の健康管理への支援

取 組	内 容
①心身障害者（児）歯科保健指導の実施	▶希望する市内の障害者福祉施設にて歯科検診、口腔健康管理指導を行います。

(3) 医療にかかる経済支援の実施

取 組	内 容
①自立支援医療の給付	▶心身に障がいのある人が医療を受けた場合、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）により自己負担額の一部を助成します。制度の内容や利用の流れについての情報提供に努めます。
②医療費の助成	▶一定以上の障がいのある人を対象に、自己負担額の全額もしくは一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

取 組	内 容
①保健・医療・福祉関係者による協議	▶「豊明市障害者地域自立支援協議会」などの機能を発展させるかたちで体制の整備を検討します。
②精神障がい者の相談支援の実施	▶「豊明市障がい者基幹相談支援センター」「フィット」を中心に専門機関との連携を図り精神障がい者の相談支援の充実を図ります。

基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

豊明市の現状と課題



- 「児童福祉法」改正により、各市町村で「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの新設や既存サービス対象の拡大など、より専門的なサービスの充実が必要とされています。特に、重症心身障害児や医療的ケアが必要な児童など、障がい児のニーズが多様化していることを踏まえたサービス提供の体制づくりが求められています。
- 本市では、豊明市児童発達支援センター（愛称：どんぐり）における支援や、事業所等が行う児童発達支援、放課後等デイサービスなどの各種サービスの利用支援を行っていますが、障がいのある方へのアンケートによると、障がい児が今後利用したいサービスとしては「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。また、現在「放課後等デイサービス」を利用している方からも「利用時間を拡大してほしい」や「サービス事業所が足りない」という意見が出ており、サービスの拡充が求められています。
- 身近な地域での療育を希望することが多いことから、放課後等デイサービスによる療育の場の確保や放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの促進、重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援提供体制の構築を進めていく必要があるため、引き続き、障がいのある子どもへの総合的なサポートについて検討を進めていきます。

施策と取組

（1）障がいの早期発見・早期療育への支援

取 組	内 容
①乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施	▶ 3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳3か月児歯科健診、3歳児健診及びその後の精密検査を通じ、障がいの早期発見の確保に努めます。また、適切な療育を早期に受けてもらうため、その保護者からの相談に応じ、適切な助言、支援を行います。 ▶ 職員の資質向上や健診票等の見直し、関係機関との連携を強化することで早期発見と保護者の支援の充実をさらに図ります。
②「なかよし教室」の開催	▶ 幼児健診事後フォロー教室である「なかよし教室」を開催し、臨床心理士による個別相談等を実施するなど、健全な成長を促すため個々の特性に応じた支援を行い、また、必要に応じ療育につなげることができるよう関係者間でさらなる連携を行います。

取 組	内 容
③「たんぼぼ教室」の開催	▶豊明市児童発達支援センターどんぐりにおいて、親子通所の「たんぼぼ教室」を開催し、障がいのある子どもとその家族の支援を推進します。
④発達相談の実施	▶豊明市児童発達支援センターどんぐりにおいて、発達相談を行います。
⑤保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援）	▶臨床心理士及び保育士による保育所等への訪問支援を実施します。
⑥保育所等への障がい児受入れの実施	▶市内の保育所等において、特別支援クラスにて、障がいのある子どもの受入れ実施します。
⑦保育士に対する研修の実施	▶保育士を対象とした療育支援研修を実施します。

（２）小中学校における特別支援教育の実施

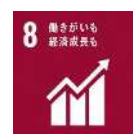
取 組	内 容
①教育支援の実施	▶教育支援委員会を定期的に開催するとともに、支援が必要な児童生徒とその保護者に対する個別相談等を通じて教育支援を行います。
②特別支援教育の実施	▶特別支援教育に係る個別相談・ケース会議等を実施し、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行います。
③通級指導教室の充実	▶通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じた指導を行う通級指導教室の充実を図ります。
④教職員に対する研修の実施や支援員の配置	▶教職員が障がいのある児童生徒に関する知識や指導技術を高められるよう、特別支援教育担当者研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会等を開催します。また、教職員の各種研修機会への参加を促進します。 ▶発達障がいやその疑いがある児童生徒及び日常生活に介助を要する児童生徒などの特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級や学年に支援員の配置を行います。
⑤教育現場における合理的配慮の提供	▶児童生徒一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化等の合理的配慮の提供に努めます。

(3) 障がい児への児童福祉サービスの充実

取 組	内 容
①放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援	▶放課後児童クラブを希望する配慮が必要な児童に対して、面接等を実施し、受入れを行います。
②障害児相談支援に基づく支給決定	▶指定障害児相談支援事業所との連携のもと、障がいのある子どものニーズ・特性に応じた障害児支援利用計画の作成やモニタリングを実施します。 ▶指定障害児相談支援事業所における人材の確保や資質の向上に向け、支援を行います。
③児童福祉サービスの利用支援	▶児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がいのある子どもに対する各種サービスについて、情報提供に努めるとともに利用を支援します。
④重症心身障害児、医療的ケア児に対する支援の検討	▶障害者地域自立支援協議会の「子ども部会」を中心に、医療的ケア児への支援に関する検討を進めます。

基本目標 5 障がい者の雇用・就労・生きがいの促進

豊明市の現状と課題



- 本市では、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」での相談支援や、就労系サービスの利用支援などを通じ、障がいのある人の就労を支援しています。
- 障がいのある方へのアンケートによると、就労に対する支援として「自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所」「障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供」を上位にあげ、就労場所の確保や求人情報の提供が特に求められています。
そのため、障がい者の就労できる環境づくりに向け、市内企業に対してハローワークと連携しながら、障がい者雇用に関する啓発や情報発信など、就労支援に係る取組を進めていく必要があります。
- 豊かな生活や社会参加を促進する上で、スポーツ・レクリエーションや文化芸術などの余暇活動は重要となります。
本市においても、障がいのある方が参加できる各種教室を開催していますが、参加にあたっては、情報や施設のバリアフリーの状況、移動の問題などが出てくる場合があります。できる限り多くの人々が充実した生活を送ることができるよう、このような機会においても様々な視点からバリアの解消、当事者の視点からの配慮等を行っていく必要があります。

施策と取組

(1) 就労支援の充実

取 組	内 容
①市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施	▶ハローワーク等との連携のもと、市内企業に対して障がい者の就労促進についての情報提供を行います。
②市役所における雇用の促進	▶豊明市役所において、障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。
③物品等の優先調達の実施	▶市内の障がい者施設等に対して調達実績の調査を行い、調達計画を作成した上で、物品等の優先的な調達の推進を図ります。
④就労選択支援の体制整備の推進	▶令和6年度以降のサービス開始に向けて関係機関と連携し、体制整備の構築を検討します。

(2) 生きがいづくりへの支援

取 組	内 容
①障がい者スポーツの促進	▶障がいのある人が参加できるスポーツの機会を提供するとともに、愛知県が実施する障がい者スポーツ大会への参加を支援します。
②趣味や生涯学習などの機会の充実	▶障がいのある人が開催・参加する作品展や文化展、発表会等の開催を支援し、障がいのある人の芸術・文化、趣味活動等の活性化を図ります。

(3) 移動の支援やバリアフリーの推進

取 組	内 容
①ひまわりバスにおける支援の充実	▶ひまわりバスにおいて、ノンステップ及び車いす使用者の乗車に対応できる車輛を使用します。 ▶ひまわりバスにおいて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯している人と付き添い1名の基本運賃無料を継続していきます。
②バリアフリーのまちづくり	▶公共施設や道路等の新設や改修時には、障がいのある人を含めて誰もが利用しやすいバリアフリーの環境とします。

基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保

豊明市の現状と課題



- 判断能力が十分でない障がいのある人の権利の保護・尊重に向けては、財産の管理やサービスの利用契約などにおいて適切に支援するための制度が必要です。
本市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進などについて周知を進めるとともに、尾張東部地区5市1町で運営する「尾張東部権利擁護支援センター」において支援を行っています。
- 障がいのある方へのアンケートによると、『成年後見制度』の認知度は、「名前も内容も知っている」が3割弱、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が3割強となり、名前を知っている人は約6割となっています。
今後は、制度の内容理解に向けた周知・啓発が必要となります。
- 障がいのある方へのアンケートによると、水害や地震等の災害時の一人での避難について、「できない」が4割以上を占めています。特に、知的障がいのある人や重複障がいの方は、6割以上が一人で避難は「できない」と回答しています。
本市では、避難行動要支援者支援制度により、障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者に対し、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、隣近所などの地域が連携して支援をしていく体制をとっていますが、いざという時に備え、障がいのある人の避難行動要支援者名簿への登録を促進していく必要があります。
- 災害が起こった場合、障がいのある人や高齢者など、一般の避難所では生活に支障を来す人を対象に、福祉避難所を設定しています。
障がいのある方へのアンケートによると、水害や地震等の災害時に困ることとしては「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多くなっています。障がい種別では、身体障がい・精神障がいのある方は「投薬や治療が受けられない」、知的障がいのある方は「周囲とコミュニケーションがとれない」、重複障がいの方は「安全なところまで、迅速に避難することができない」を一番困ることとしており、障がい特性や一人ひとりの状況により、求める支援が違うことがうかがえます。
- 障がいのある人の避難においては、生活スペースや情報の取得、薬等の必要な物資、避難所生活への適応などにおいて様々な問題が出る場合があるため、一人ひとりが事前に対応策を検討しておくことが重要です。
- 災害時に感じる不安は、障がいの特性によって異なることも多く、障がいの特性に応じた防災対策を市民や団体、事業者等関係機関の連携のもと進めていく必要があります。また、障がいの特性によっては、情報の取得や意思疎通が困難な場合があるため、それぞれの障がいの特性を理解した上で、情報を伝える仕組みを整えることが必要です。

施策と取組

(1) 障がい者の権利を守る仕組みづくり

取 組	内 容
①成年後見制度の利用支援	▶障がい等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、制度内容等の周知に努めます。 ▶「尾張東部権利擁護支援センター」と連携し、必要な人への制度利用の相談や支援等を行います。
②日常生活自立支援事業の利用支援	▶判断能力が十分でない障がいのある人に対し、豊明市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。
③虐待の防止と被害者の保護	▶「障害者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止等に関する広報・啓発活動を行います。 ▶地域福祉課内に設置する「障害者虐待防止センター」において、相談や事実確認、被害者保護、加害者への指導等を行います。

(2) 防災・防犯等対策の充実

取 組	内 容
①避難行動要支援者名簿の整備	▶対象となる避難行動要支援者への通知を行い、名簿登録を促進するとともに、適宜、既存の登録者の変更内容の更新等を行います。 ▶整備した名簿を必要に応じて地域の関係者等に提供することで、災害時の適切な名簿の利用を支援します。
②避難場所に関する対策の実施	▶災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所を設置します。
③防災訓練への障がいのある人の参加促進	▶防災に関する広報・啓発などにより、地域で実施する防災訓練等への障がいのある人の参加を促進します。
④防犯対策の充実	▶犯罪被害を未然に防止するため、警察や関係機関と連携し、犯罪及び防犯に関する情報提供を市の広報紙等を活用して行います。

(3) 情報取得や意思疎通の支援

取 組	内 容
①情報提供体制の拡充	▶ボランティアの協力のもと、視覚障がいのある人を対象に「声の広報とよあけ」を提供します。
②コミュニケーション手段の確保	▶関係団体との連携のもと、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を実施します。また、市役所における手話通訳者の配置を行います。
③手話通訳者・要約筆記者の養成	▶手話通訳者・要約筆記者の養成講座を開催し、聴覚障がい者の意思疎通支援に関する人材を育成します。

第5章

第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画 の進捗状況



第5章 第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 障害福祉計画に係る成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	第6期計画目標	実 績
令和元年度末時点の福祉施設入所者数		33人
●令和5年度末における地域生活移行者数	1人	1人
●令和5年度末の施設入所者数	32人	36人
●削減見込み数	1人	0人

◇目標の達成状況

- 令和元年度末の施設入所者数33人のうち、1人（3.0%）が地域生活に移行するという目標設定に対し、計画期間である令和3年度から令和5年度の移行者数の実績（見込み）は1人（3.0%）となり、目標達成となりました。
- 令和元年度末施設入所者33人から1人（3.0%）削減の32人を令和5年度末時点の施設入所者数の目標としていましたが、実績（見込み）は36人となりました。

(2) 地域生活支援拠点等における機能の充実

項 目	第6期計画目標	実 績
●地域生活支援拠点等の整備数	1か所	2か所
●地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数の年間の見込数	1回	1回

◇目標の達成状況

- 地域生活支援拠点等の整備数は目標の1か所に対し、2か所の整備実績となりました。
- 機能の充実に向けた検証及び検討の実施についても、目標どおり1回の実績となり、目標を達成しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①- 1 福祉施設から一般就労への移行

項 目	第 6 期計画目標	実 績
令和元年度の一般就労移行者数		16人
●令和 5 年度中の福祉施設からの一般就労移行者数	21人	13人

①- 2 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行

項 目	第 6 期計画目標	実 績
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数		13人
●令和 5 年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	17人	8人

①- 3 就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行

項 目	第 6 期計画目標	実 績
令和元年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数		2人
●令和 5 年度中の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数	3人	1人

①- 4 就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行

項 目	第 6 期計画目標	実 績
令和元年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数		0人
●令和 5 年度中の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数	1人	1人

② 就労定着率 8 割以上の就労定着事業所割合

項 目	第 6 期計画目標	実 績
●令和 5 年度の就労定着率が 8 割以上の就労定着事業所割合	70%	—

◇目標の達成状況

- 一般就労への移行者数は、令和 5 年度中に16人移行するという目標設定に対し、実績（見込み）は13人となっています。また、就労移行支援事業を通じた移行は目標13人に対し、実績（見込み）は 8 人、就労継続支援 A 型を通じた移行は目標 2 人に対し、実績（見込み）は 1 人となり、目標達成には至っていません。一方、就労継続支援 B 型を通じた移行は目標が 0 人でしたが、実績（見込み）は 1 人となり、目標達成となりました。
- 就労定着率 8 割以上の就労定着事業所を全体の70%以上とすることを目的としていましたが、令和 5 年現在、本市には就労定着事業所がないため、目標達成には至っていません。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	第6期計画目標	実 績
●令和5年度末までに、基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	実施	整備済み
●令和5年度末の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	15件
●令和5年度末の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	26件
●令和5年度末の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	28回

◇目標の達成状況

- 本市では、豊明市基幹相談支援センターフィットにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施済みです。今後、当該機能を充実させていきます。
- 地域の相談支援体制の強化では、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組のいずれも、目標値を達成しています。

(5) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項 目	第6期計画目標	実 績
●令和5年度の県、関係機関の実施する、障がい福祉サービス等の質の向上につながる研修の受講人数	基幹相談支援センター職員	18人
	市町村職員	12人
●令和5年度の障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等への情報提供の実施回数	2人	1人
	1回	0回

◇目標の達成状況

- 愛知県や関係機関が実施する障がい福祉サービス等の研修への参加人数は、基幹相談支援センター職員では18人の目標に対し、12人の実績、豊明市の職員では目標の2人に対し、1人の実績となっています。
- 障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等への情報提供の実施に関する目標は1回でしたが、実施はありませんでした。

2 障害児福祉計画に係る成果目標の達成状況

(1) 障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

項 目		第2期計画目標	実 績
●令和5年度末の児童発達支援センターの設置数		1か所	1か所
●保育所等訪問支援の充実		整備済み	整備済み
●重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	整備済み	整備済み
	放課後等デイサービス事業所	整備済み	整備済み
●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済み	設置済み
●医療的ケア児等コーディネーターの配置（令和5年度末時点）		5人	6人

◇目標の達成状況

- 児童発達支援センターの設置に関しては、令和4年度から唐竹小学校跡地を活用した施設「豊明市共生交流プラザ（愛称：カラット）」内に、豊明市児童発達支援センター（愛称：どんぐり）を開設しました。
- 保育所等訪問支援については、市内2事業所にて実施されており、目標を達成しています。
- 重症心身障害児を受け入れている児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所あり、目標を達成しています。
- 医療的ケア児支援のための協議の場は設置しており、医療的ケア児等コーディネーターについては、目標の5人を上回る6人の設置となっています。

項 目	第6期計画目標	実 績
●令和5年度のペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	0人
●令和5年度のペアレントメンターの人数	5人	0人
●令和5年度のピアサポートの活動への参加人数	10人	57人

◇目標の達成状況

- 令和5年度のピアサポートの活動への参加人数は、目標の10人を大きく上回る57人の実績となっています。

3 障がい福祉サービス利用の状況

本市における障がい福祉サービスの利用状況は、次のようになっています。

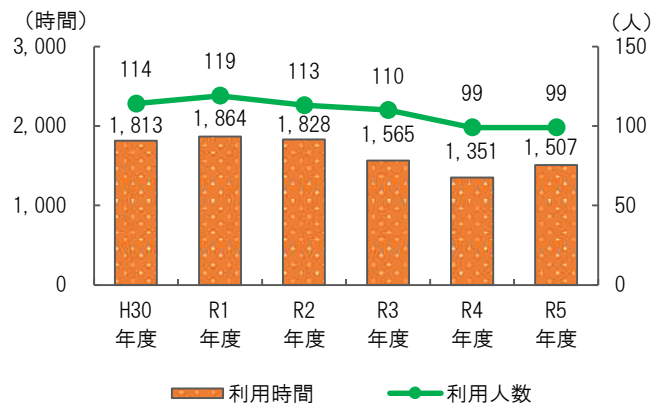
(事業所数は令和6年3月時点のものです。令和5年度は見込みの数値です。)

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

令和元年度をピークに、利用者数・利用時間ともに、減少傾向となっています。

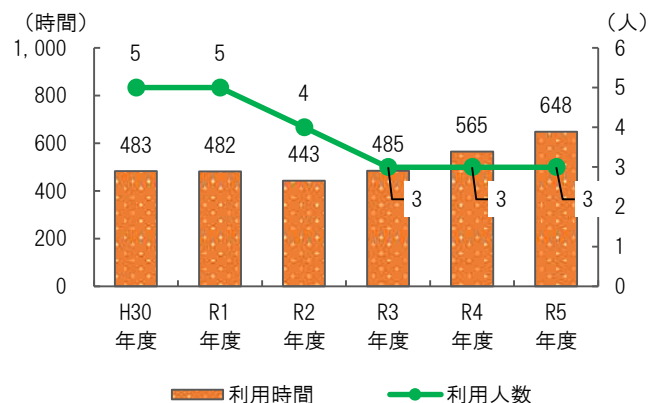
【市内事業所数：9事業所】



② 重度訪問介護

利用者数は令和3年度以降横ばい、利用時間は増加傾向となっています。

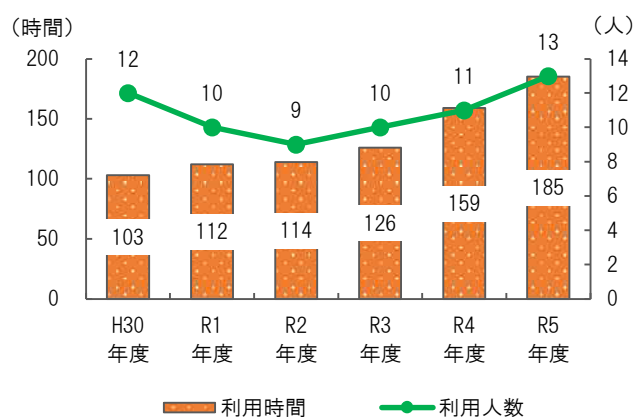
【市内事業所数：9事業所】



③ 同行援護

利用者数は平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向でしたが、令和3年度以降は増加に転じています。利用時間は増加傾向で推移しています。

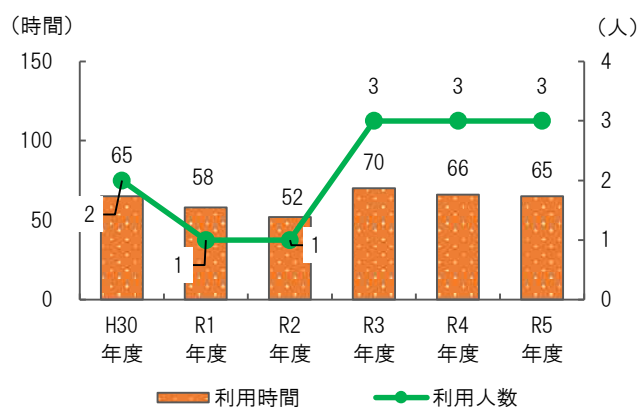
【市内事業所数：5事業所】



④ 行動援護

令和3年度以降の利用者数は3人となっています。

【市内事業所数：1事業所】



⑤ 重度障害者等包括支援

本市では、平成30年度から令和5年度までの5年間にサービスを利用した人はおらず、事業所也没有せん。

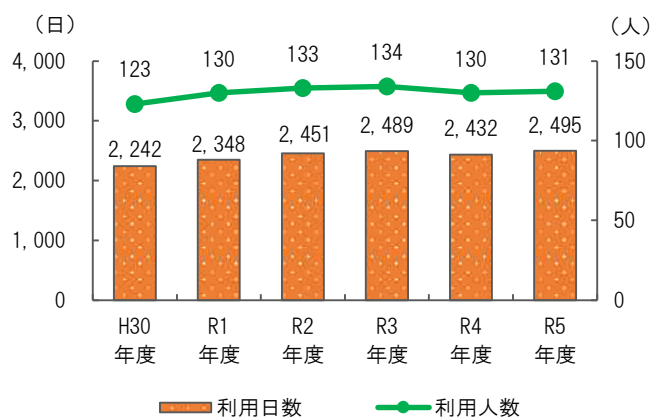
【市内事業所数：なし】

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

利用者数・利用日数ともに概ね横ばいで推移しています。

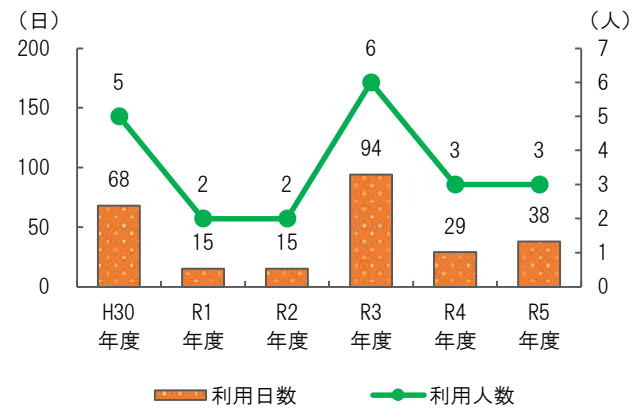
【市内事業所数：6事業所】



② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練、生活訓練を合わせた
利用者数は増減があり2～6人で
推移しています。

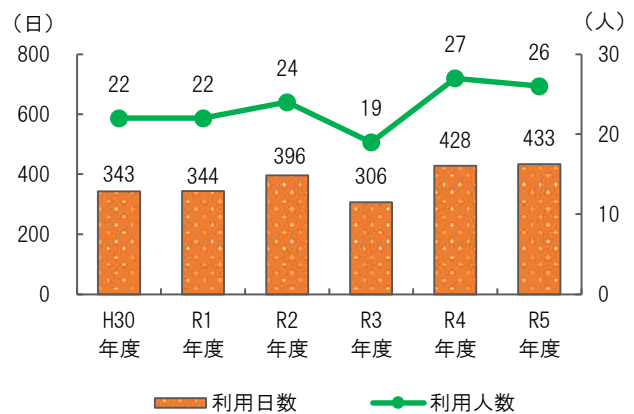
【市内事業所数：なし】



③ 就労移行支援

利用者数は増減があるものの、
概ね20人台で推移しています。

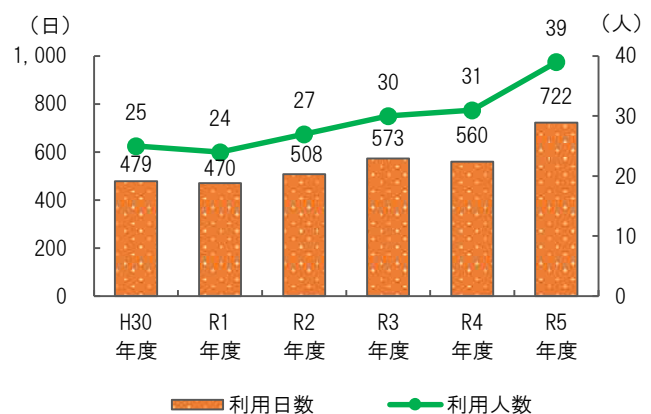
【市内事業所数：1事業所】



④ 就労継続支援（A型）

利用者数は令和2年度以降増加
傾向にあります。

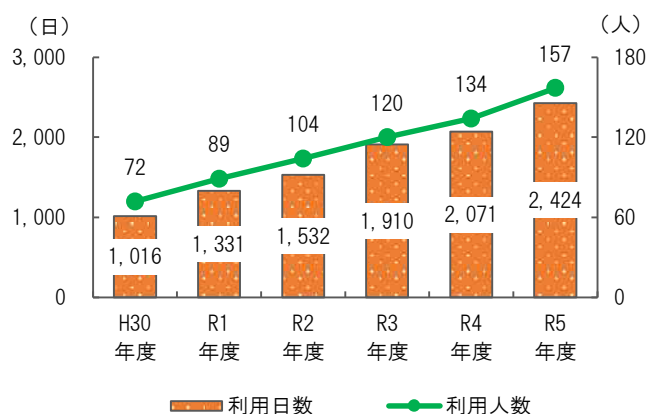
【市内事業所数：1事業所】



⑤ 就労継続支援（B型）

利用者数・利用日数ともに年々増加しています。

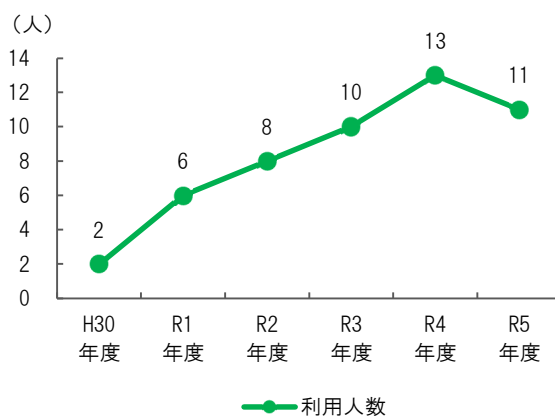
【市内事業所数：14事業所】



⑥ 就労定着支援

利用者数は令和4年にかけて毎年増加していますが、令和5年度はやや減少となっています。

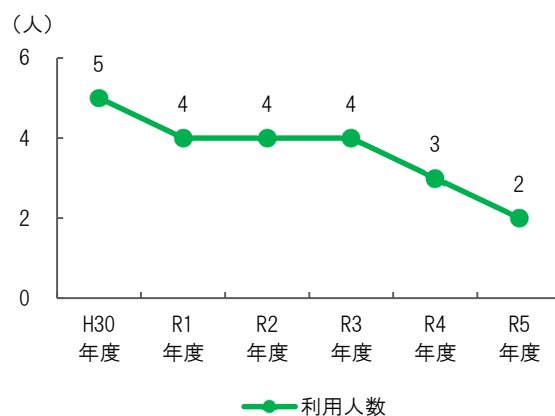
【市内事業所数：なし】



⑦ 療養介護

利用者数は平成30年度から令和3年度では毎年4～5人で推移していますが、その後は減少傾向となっています。

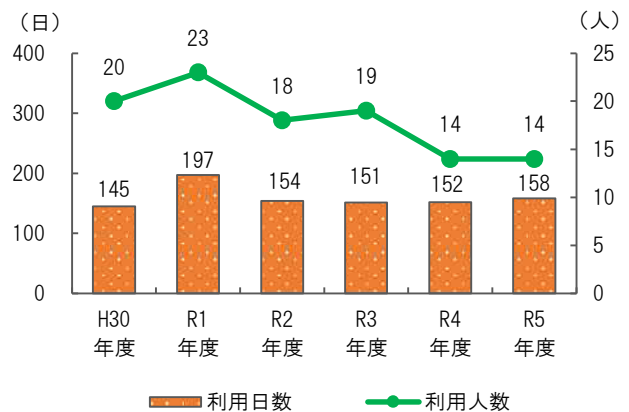
【市内事業所数：なし】



⑧ 短期入所

利用者数は増減があるものの、減少傾向で推移しています。一方、利用日数は令和2年度以降概ね横ばいとなっています。

【市内事業所数：2事業所】



（3）居住系サービス

① 自立生活援助

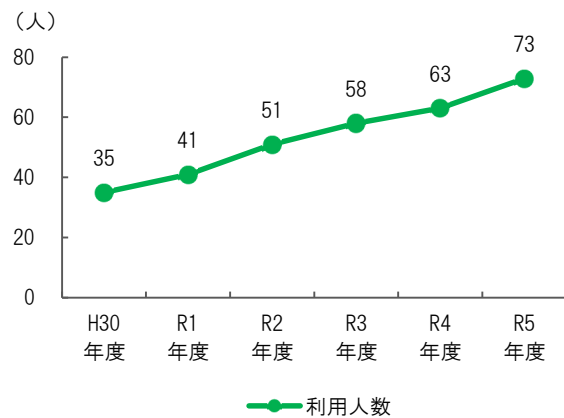
本市では、平成30年度から令和5年度までの5年間にサービスを利用した人はおらず、事業所也没有せん。

【市内事業所数：なし】

② 共同生活援助（グループホーム）

利用者数は、平成30年度以降増加傾向にあります。

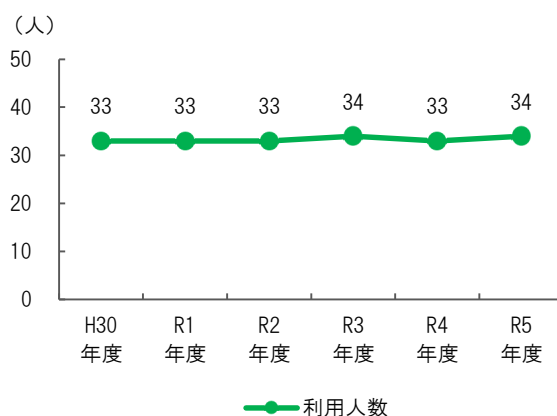
【市内事業所数：8事業所】



③ 施設入所支援

利用者数は毎年30人強と横ばいで推移しています。

【市内事業所数：1事業所】

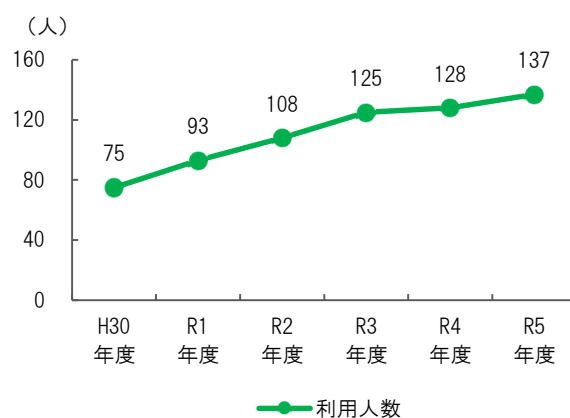


(4) 相談支援

① 計画相談支援

利用者数は年々増加しています。

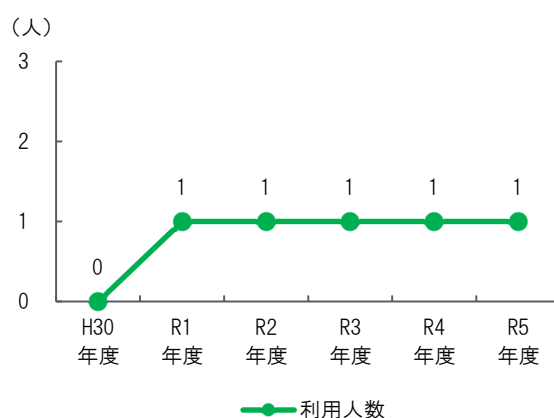
【市内事業所数：7事業所】



② 地域移行支援・地域定着支援

利用者数は令和元年度以降1人となっています。

【市内事業所数：2事業所】



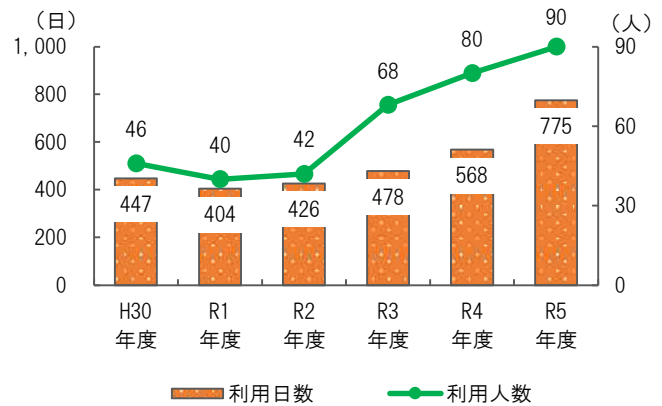
4 児童福祉サービスの状況

本市における障がいのある児童を対象としたサービスの利用状況は、次のようになっています。（事業所数は令和5年10月時点のものです。）

① 児童発達支援

利用者数は令和3年度に大きく増加し、令和5年度は90人となっています。利用日数は、令和2年度以降増加となっています。

【市内事業所数：14事業所】



② 医療型児童発達支援

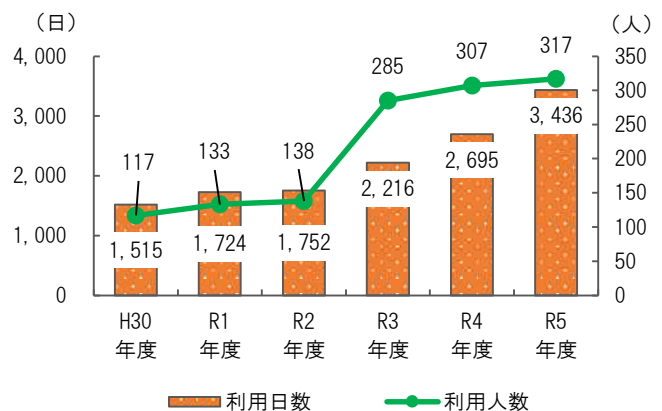
本市では、平成30年度から令和5年度までの5年間にサービスを利用した人はおらず、事業所もありません。

【市内事業所数：なし】

③ 放課後等デイサービス

利用者数は令和3年度に大きく増加し、300人前後で推移しています。利用日数も年々増加しています。

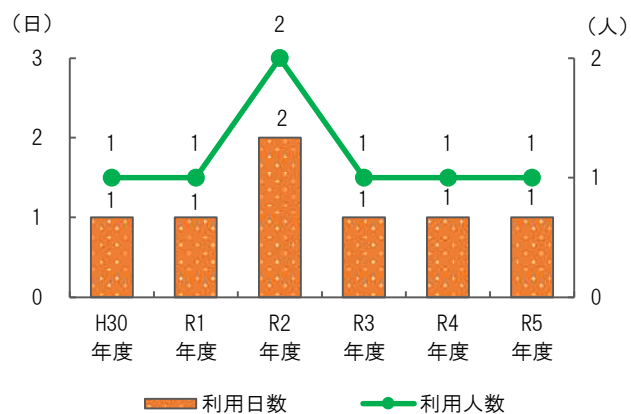
【市内事業所数：16事業所】



④ 保育所等訪問支援

利用人数は、令和2年度を除いて1人となっています。

【市内事業所数：1事業所】



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

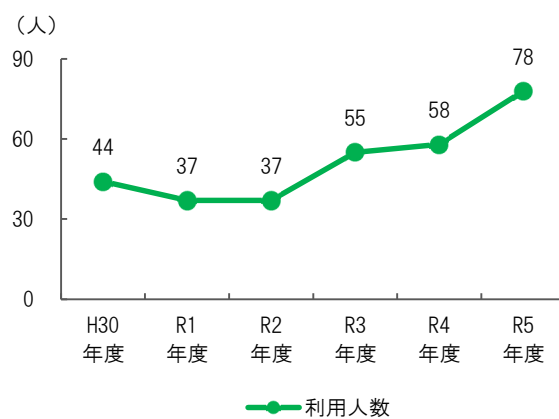
本市では、平成30年度から令和5年度までの5年間にサービスを利用した人はいません。

【市内事業所数：1事業所】

⑥ 障害児相談支援

利用者数は令和3年度以降増加傾向にあります。

【市内事業所数：5事業所】



5 計画見込量と実績（障がい福祉サービス）

（1）訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績をみると、居宅介護では利用人数・利用時間ともに計画値を下回っています。重度訪問介護では、利用人数は計画値を下回っているものの、利用時間は計画値を上回っています。

また、同行援護、行動援護では、利用人数・利用時間ともに計画値を上回っています。

■ 訪問系サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値	計画比 (%)	計画値 見込み	実績値 見込み	計画比 (%)
居宅介護	人/月	118	110	93.2	123	99	80.5	128	99	77.3
	時間/月	1,865	1,565	83.9	1,902	1,351	71.0	1,940	1,507	77.7
重度訪問介護	人/月	4	3	75.0	4	3	75.0	4	3	75.0
	時間/月	443	485	109.5	443	565	127.5	443	648	146.3
同行援護	人/月	9	10	111.1	9	11	122.2	9	13	144.4
	時間/月	116	126	108.6	116	159	137.1	116	185	159.5
行動援護	人/月	1	3	300.0	1	3	300.0	1	3	300.0
	時間/月	58	70	120.7	58	66	113.8	58	65	112.1
重度障害者等包括 支援	人/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	時間/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績をみると、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）では、利用人数・利用日数ともに計画値を上回っています。

一方、生活介護及び短期入所については、利用人数・利用日数ともに計画値を下回っています。

■ 日中活動系サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
生活介護	人/月	139	134	96.4	145	130	89.7	152	131	86.2
	人日/月	2,561	2,489	97.2	2,676	2,432	90.9	2,792	2,495	89.4
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	1	—	0	1	—	0	1	—
	人日/月	0	10	—	0	1	—	0	10	—
自立訓練 （生活訓練）	人/月	2	5	250.0	2	2	100.0	2	2	100.0
	人日/月	15	84	560.0	15	28	186.7	15	28	186.7
就労移行支援	人/月	25	19	76.0	26	27	103.8	29	26	89.7
	人日/月	404	306	75.7	412	428	103.9	420	433	103.1
就労継続支援（A型）	人/月	28	30	107.1	29	31	106.9	30	39	130.0
	人日/月	518	573	110.6	528	560	106.1	539	722	140.0
就労継続支援（B型）	人/月	110	120	109.1	117	134	114.5	124	157	126.6
	人日/月	1,624	1,910	117.6	1,721	2,071	120.3	1,824	2,424	132.9
就労定着支援	人/月	9	10	111.1	9	13	144.4	10	11	110.0
療養介護	人/月	4	4	100.0	4	3	75.0	4	2	50.0
短期入所（福祉型）	人/月	17	16	94.1	18	13	72.2	19	12	63.2
	人日/月	150	143	95.3	153	145	94.8	156	153	98.1
短期入所（医療型）	人/月	4	3	75.0	4	1	25.0	4	2	50.0
	人日/月	13	8	61.5	13	7	53.8	13	5	38.5

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用実績をみると、共同生活援助（グループホーム）は令和4年度から1事業が増え、概ね計画値通りに推移しています。また、施設入所支援も概ね計画値通りとなっています。

一方、自立生活援助は市内に事業所もなく、利用もありませんでした。

■ 居住系サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
自立生活援助	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	61	58	95.1	65	63	96.9	70	73	104.3
施設入所支援	人/月	33	34	103.0	33	33	100.0	32	34	106.3

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスの利用実績をみると、計画相談支援は令和4年度・令和5年度ではやや計画値を下回る実績となっています。

また、地域移行支援は計画通りの1人の利用実績となっています。

一方、地域定着支援の利用はありませんでした。

■ 相談支援サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
計画相談支援	人/月	123	125	101.6	138	128	92.8	152	137	90.1
地域移行支援	人/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
地域定着支援	人/月	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0

(5) 障がい児支援サービス

障がい児支援サービスの利用実績をみると、児童発達支援では利用人数が計画値を上回り、令和3年度・令和5年度では利用日数も計画値を上回っています。

また、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、利用人数・利用日数ともに計画値を大きく上回る実績で推移しています。

■ 障がい児支援サービスの実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
児童発達支援	人/月	42	68	161.9	50	80	160.0	53	90	169.8
	人日/月	433	478	110.4	718	568	79.1	764	775	101.4
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	人日/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
放課後等デイサービス	人/月	143	285	199.3	155	307	198.1	168	317	188.7
	人日/月	1,781	2,216	124.4	1,928	2,695	139.8	2,086	3,436	164.7
保育所等訪問支援	人/月	2	1	50.0	3	1	33.3	3	1	33.3
	人日/月	2	1	50.0	3	1	33.3	3	1	33.3
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	人日/月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
障害児相談支援	人/月	37	55	148.6	40	58	145.0	44	78	177.3

6 計画見込量と実績（地域生活支援事業）

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

（1）必須事業

■ 必須事業の実績評価

サービス			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有	—	有	有	—	有	有	—
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	—	有	有	—	有	有	—
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	4	7	175.0	4	7	175.0	4	7	175.0
	基幹相談支援センター	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—
成年後見制度利用支援事業	人		9	10	111.1	10	5	50.0	11	5	45.5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		有	有	—	有	有	—	有	有	—
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件	13	44	338.5	14	83	592.9	15	177	1180.0
	要約筆記者派遣事業	件	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	13	2	15.4	13	8	61.5	13	7	53.8
	自立生活支援用具	件	11	11	100.0	11	9	81.8	11	6	54.5
	在宅療養等支援用具	件	10	5	50.0	10	6	60.0	10	12	120.0
	情報・意思疎通支援用具	件	8	10	125.0	8	11	137.5	8	7	87.5
	排せつ管理支援用具	件	1,587	1,635	103.0	1,597	1,599	100.1	1,607	1,587	98.8
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	4	0	0.0	4	0	0.0	4	1	25.0
手話奉仕員養成研修事業(研修修了者数)	人		5	5	100.0	5	5	100.0	5	1	20.0
移動支援事業	人/月		95	95	100.0	97	97	100.0	100	100	100.0
	時間/月		834	834	100.0	851	851	100.0	877	877	100.0
地域活動支援センター事業	か所		0	2	—	0	2	—	0	3	—
	人/月		11	2	18.2	11	2	18.2	11	3	27.3
	人日/月		130	35	26.9	130	34	26.2	130	50	38.5

(2) 任意事業

■ 任意事業の実績評価

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値 見込み	計画比 (%)
日中一時支援事業	人/月	112	118	105.4	117	125	106.8	122	125	102.5
	回/月	823	787	95.6	889	987	111.0	960	1,024	106.7
訪問入浴サービス 事業	人/月	14	11	78.6	15	9	60.0	16	8	50.0
	回/月	86	73	84.9	95	61	64.2	105	61	58.1

第6章

第7期障害福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～



第6章 第7期障害福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 第7期計画の成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方

- ▶令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ▶令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

国の指針を踏まえ、令和4年度の34人を基準値とし、地域生活に移行する人を令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の3人(8.8%)としました。また、施設入所者の削減数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上の2人(5.9%)としました。

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、住民主体のボランティアや地域の支えあいなど、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

本市においては、住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保等を進めるとともに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討などを進め、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

◆成果目標

基準値		項 目	目標値
			令和8年度
令和4年度末の 施設入所者数	34人	地域移行者数	3人(基準の8.8%)
		施設入所者の削減数	2人(基準の5.9%削減)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方

- ▶精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。【県目標】
- ▶令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少をめざすこととする。【県目標】
- ▶精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めることとされており、その際、県における基盤整備量を勘案するものとされています。

本市の基盤整備量の設定については、県が国の提示する推計式により算定した基盤整備量を勘案し、県との調整の結果、1年以上の長期入院患者の地域生活への移行者数は2人（65歳以上1人、65歳未満1人）を目標とします。

また、第6期の計画において目標として設定した「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、豊明市障害者地域自立支援協議会のフレームを基礎とし、課題や検討する事例に応じて、協議の場の構成員を決定する形を現状想定しています。今後の運用の中で、本市の実態に即した形で適宜修正を加えながら協議の場を整えていきます。

◆地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

項 目	目標値 (令和8年度末)
基盤整備量	2人
65歳未満	1人
65歳以上	1人

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する活動指標

項 目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2	2	
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	10	11	12	13	
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	

◆精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用に関する活動指標

項 目	単位	実績値 (見込み)	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	0	1	2	3	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	23	24	25	26	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	1	2	3	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	1	2	3	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人	3	4	5	6	

(3) 地域生活支援の充実

国の考え方

- ▶令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ▶令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

地域生活支援拠点等は現在1か所ですが、令和8年度末には3か所を目標としていきます。また、コーディネーターを1人配置し、体制を構築していきます。

地域生活支援拠点等の検証及び検討を年1回目標としていきます。

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で生活するためには必要不可欠な機能であるため、地域の関係機関が連携した支援体制を構築していきます。

令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

地域生活支援拠点の整備については、令和3年4月に2か所整備しました。令和8年度までに関係機関・施設の連携によるさらなる面的な整備の充実を推進します。

◆成果目標

項 目		目標値
		令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	3か所
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】		整備済み

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方

- ▶ 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・ 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上をめざす。
 - ・ 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上をめざす。
- ▶ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- ▶ 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ▶ 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

国の指針を踏まえ、令和3年度の14人を基準値とし、福祉施設から一般就労へ地域生活に移行する人数の目標を18人（1.28倍以上）とします。

内訳は、就労移行支援事業13人、就労継続支援A型3人、就労継続支援2人としました。

本市の就労移行支援事業所は令和5年度現在1事業所あり、また一般就労への移行割合も100%となっていることから、引き続き、この1事業所が一般就労へ移行した者の割合が5割以上となることを目標とします。

就労定着支援の利用者数については、令和3年度実績の1.43倍の20人を目標としています。

本市には就労定着支援事業所がないため、目標値の設定は行わないこととします。

上記の目標達成に向けて、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や就労移行支援事業所、就労定着支援の事業所、市内企業等との一層の連携に努めます。

◆成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和3年度	令和8年度
福祉施設からの一般就労移行者数	14人	18人
就労移行支援事業	9人	13人
就労継続支援A型	2人	3人
就労継続支援B型	1人	2人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数【新規】	1事業所（100%） 【令和5年度時点】	1事業所（100%）
就労定着支援事業の利用者数	14人	20人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	—	—

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の考え方

- ▶令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

本市では、豊明市基幹相談支援センターフィットを設置済みのため、国の方針を踏まえ、引き続き総合的・専門的な相談支援を行うとともに、当該機能の充実に努めます。

また、相談支援体制の充実・強化のための取組として、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保など、活動指標を設定します。

◆成果目標

項 目	目標値
	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	機能充実

◆相談支援体制の充実・強化のための取組に関する活動指標

項 目		単位	実績値 (見込み)	目標値			
			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	15	17	18	20	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	26	30	35	41	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	28	31	35	39	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	6	6	6	6	
	主任相談支援専門員の配置数	人	2	2	2	2	
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	6	6	6	6	
	参加事業者・機関数	か所	11	11	12	12	
	専門部会の設置数	か所	2	2	3	3	
	専門部会の実施回数	回	8	8	9	9	

(6) 障福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

国の考え方

- ▶令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

サービスの質の向上を図るための取組として、本市の実績や実情を加味して活動指標を設定し、県の実施する研修会などへの参加や事業所や関係自治体との会議開催により障がい福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

◆障がい福祉サービス等の質を向上に関する活動指標

項 目		単位	実績値 (見込み)	目標値			
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		人	1	1	1	1	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等との共有体制の有無	体制の有無	有	有	有	有	
	共有の実施回数	回	1	1	1	1	

2 障がい福祉サービスの見込量

地域における生活の維持、継続に向けて、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を進めていきます。

(1) 訪問系サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
市内の事業所	○風ヘルパーステーション豊明 ○豊明市社協ホームヘルプサービス ○ニチイケアセンター井ノ花 ○ヘルパーステーションはる ○訪問介護みいな ○ほなみヘルパーステーション ○ニチイケアセンター豊明 ○ファインホームヘルプ事業所 ○訪問介護本舗 快晴
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
市内の事業所	○風ヘルパーステーション豊明 ○豊明市社協ホームヘルプサービス ○ニチイケアセンター井ノ花 ○ヘルパーステーションはる ○訪問介護みいな ○ほなみヘルパーステーション ○ニチイケアセンター豊明 ○ファインホームヘルプ事業所 ○訪問介護本舗 快晴
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
市内の事業所	○風ヘルパーステーション豊明 ○ニチイケアセンター豊明 ○訪問介護みいな ○豊明市社協ホームヘルプサービス ○ニチイケアセンター井ノ花
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
市内の事業所	○ファインホームヘルプ事業所
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

◆訪問系サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	110	99	99	100	100	100
	延時間数/月	1,565	1,351	1,507	1,500	1,500	1,500
重度訪問介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	延時間数/月	485	565	648	764	825	891
同行援護	人/月	10	11	13	15	17	19
	延時間数/月	126	159	185	228	278	339
行動援護	人/月	3	3	3	3	3	3
	延時間数/月	70	66	65	66	66	66
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0	0	0

◆訪問系サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
居宅介護	か所	9	11
重度訪問介護		9	11
同行援護		5	6
行動援護		1	1
重度障害者等包括支援		0	0

サービス見込量確保のための方策

居宅介護の利用は横ばいであるものの、重度訪問介護等重度の障がいの人に対するサービスの利用時間が増加傾向にあります。今後も訪問系サービスは、介護者の高齢化等に伴いニーズが高まることが予想されることから、サービスを必要とする人が必要な支援を受けることができるように、ホームヘルパーの確保や人材育成が必要となります。

そのため、障害者地域自立支援協議会の専門部会等で、人材育成を目的とした勉強会を定期的を開催することで人材育成と資質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
市内の事業所	○障害者支援施設ゆたか苑 ○フレンズ ○メイツ ○ナーシングサポート前後 ○リル豊明 ○来夢
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援【新規】	令和4年12月に公布された障害者総合支援法の改正により創設された新しいサービスです。就労アセスメントの手法を活用し、障がい者本人が一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることをめざして、必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
市内の事業所	○アームズ
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約の基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
市内の事業所	○むぎの花
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
市内の事業所	○アレイル ○アームズ ○ハーミット ○ひだまり ○むぎの花ファーム ○あびっと ○オアシス豊明 ○Kamille（カミルレ） ○さくら ○あおぞら ○ナーシングサポート前後 ○こずえの ○ヒビキ福祉農園 ○じょぶびいす
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

サービス	サービスの概要
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
市外の主な利用事業所	○鈴鹿病院（三重県鈴鹿市）
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
市内の事業所	○障害者支援施設ゆたか苑 ○ふわふわ豊明

◆日中活動系サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	134	130	131	130	130	130
	延日数/月	2,489	2,432	2,495	2,517	2,517	2,517
うち重度障がい者※	人/月	—	—	—	—	—	—
	延日数/月	—	—	—	—	—	—
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	10	1	10	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人/月	5	2	2	2	2	2
	延日数/月	84	28	28	28	28	28
就労選択支援	人/月					5	10
	延日数/月					80	160
就労移行支援	人/月	19	27	26	27	27	27
	延日数/月	306	428	433	447	447	447
就労継続支援（A型）	人/月	30	31	39	39	41	43
	延日数/月	573	560	722	725	761	799
就労継続支援（B型）	人/月	120	134	157	173	195	220
	延日数/月	1,910	2,071	2,424	2,678	2,999	3,357
就労定着支援	人/月	10	13	11	13	13	13
療養介護	人/月	4	3	2	3	3	3
短期入所（福祉型）	人/月	16	13	12	13	13	13
	延日数/月	143	145	153	155	155	155
うち重度障がい者※	人/月	—	—	—	—	—	—
	延日数/月	—	—	—	—	—	—
短期入所（医療型）	人/月	3	1	2	1	1	1
	延日数/月	8	7	5	7	7	7
うち重度障がい者※	人/月	—	—	—	—	—	—
	延日数/月	—	—	—	—	—	—

※重度障がい者の利用については、実績把握が困難なため見込量を算出していません。

◆日中活動系サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
生活介護	か所	6	7
自立訓練（機能訓練）		0	0
自立訓練（生活訓練）		0	0
就労選択支援		—	1
就労移行支援		1	2
就労継続支援（A型）		1	2
就労継続支援（B型）		14	17
就労定着支援		0	1
療養介護		0	0
短期入所（福祉型）		2	2
短期入所（医療型）		0	0

サービス見込量確保のための方策

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型などの就労系サービスの利用が増加しています。就労継続支援B型は令和4年度に5事業所が新たに開所するなど、サービスの充実を図っていますが、さらなるサービス提供体制の充実に向け、事業所の開設を働き掛けていきます。

また、短期入所については、介護者のレスパイト等による一定数のニーズがあるため、引き続き、医療機関や介護保険事業所に障がい福祉サービスの指定を受けるよう働きかける等の取組を行い、提供体制の確保を進めていきます。

(3) 居住系サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム等）から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
市内の事業所	○みさき館 ○グループホーム豊明 ○なごむつどう ○らくらく ○ふわふわ豊明 ○グッディホーム愛知 ○えみふるの家 ○からふる
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
市内の事業所	○障害者支援施設ゆたか苑

◆居住系サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	58	63	73	79	87	96
うち重度障がい者※	人/月	—	—	—	—	—	—
施設入所支援	人/月	34	33	34	34	34	34

※重度障がい者の利用については、実績把握が困難なため見込量を算出していません。

◆居住系サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
自立生活援助	か所	0	0
共同生活援助（グループホーム）		8	12
施設入所支援		1	1

サービス見込量確保のための方策

病院・施設からの地域移行後や親なき後の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）の拡充は重要です。本市において、令和4年度に新たな1施設が増えるなど、共同生活援助（グループホーム）のサービス提供体制は整いつつありますが、今後も地域生活におけるニーズを踏まえ、整備を進めていきます。

(4) 相談支援サービス

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
市内の事業所	○相談支援事業所ドアーズ ○アイベラ ○豊明市社協相談支援事業所 ○びいす ○ファイン ○藤田メンタル相談所 ○ラルハナ
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
市内の事業所	○豊明市社協相談支援事業所 ○ファイン相談支援事業所
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
市内の事業所	○豊明市社協相談支援事業所 ○ファイン相談支援事業所

◆相談支援サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	125	128	137	155	166	179
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

◆相談支援サービス市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
計画相談支援	か所	7	8
地域移行支援		2	2
地域定着支援		2	2

サービス見込量確保のための方策

計画相談支援の増加が見込まれる中、計画相談は相談内容が多岐にわたり、調整時間もかかる等相談員一人にかかる仕事量も多く、量及び質の向上が課題となっています。そのため、豊明市障がい者基幹相談支援センターフィットを中心に、今後も各種研修等を行い、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるようバックアップを行っていきます。

地域移行・地域定着支援は、地域移行を進める上で必要なサービスであるため、引き続き、提供体制の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。サービスの量を見込み、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民の障がい者への理解深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活及び社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことをめざす事業です。

◆理解促進研修・啓発事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

本市では市民を対象に障がいの理解を促す講演会の実施、学校での福祉実践教室などの取組を行っており、今後も継続していきます。

② 自発的活動支援事業

障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取組を支援します。

◆自発的活動支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

障がいを持つ当事者同士が交流できる場として、豊明市障がい者基幹相談支援センターフィットが主体となりピアサポート事業を実施します。また、豊明市社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携し、障がい者の支援を行うボランティアの育成や活動を支援します。

③ 相談支援事業

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。本市では、豊明市社会福祉協議会に委託し「豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット」を開設しています。また18歳未満の障がい児の相談支援事業については、豊明福祉会「ファイン」に委託し実施しています。精神障害者地域活動支援センターの「柏葉（東郷町）」「エポレ（豊田市）」にも委託しています。

◆相談支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

サービス見込量確保のための方策

支援が必要な人に行き届くよう、地域の関係機関とのネットワークの構築を行うなど、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図る事業です。

本市では「豊明市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助しています。

◆成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	10	5	5	10	10	10

サービス見込量確保のための方策

成年後見制度について広く市民に周知を図るとともに、事業の普及に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

尾張東部圏域 5 市 1 町で共同委託する「尾張東部権利擁護支援センター」において法人後見を実施しています。

◆成年後見制度法人後見支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

弁護士等の専門職が参加する「適正運営委員会」を行い、引き続き、適正運営についての協議を行っていきます。また、市民後見人や後見活動を支援する人材育成に取り組んでいきます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行なっています。

手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。手話通訳者は平成28年度から 1 名設置しています。

◆意思疎通支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者派遣事業	件	44	83	177	200	210	220
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

◆日常生活用具給付等事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	2	8	7	6	6	6
自立生活支援用具	件	11	9	6	11	11	11
在宅療養等支援用具	件	5	6	12	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件	10	11	7	11	11	11
排せつ管理支援用具	件	1,635	1,599	1,587	1,620	1,620	1,620
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。平成25年度から地域生活支援事業の市町村必須事業となりました。

本市では日進市・東郷町・長久手市と共同で聴覚障害者協会（日進市）に委託し平成27年度から手話奉仕員養成研修を実施します。

令和5年度は本市にて研修を実施し、1名が修了しています。

◆手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（研修修了者数）	人	5	5	1	5	5	5

サービス見込量確保のための方策

今後も継続して手話奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等の技術向上や人材確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。

◆移動支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	95	97	100	102	104	106
	延時間数/月	834	851	877	880	890	900

サービス見込量確保のための方策

サービスの質・量ともに対応できるよう、障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの提供体制の確保に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

◆地域活動支援センター事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	2	2	3	3	3	3
	人/月	2	2	3	3	3	3
	延日数/月	35	34	50	55	55	55

サービス見込量確保のための方策

市内に地域活動支援センターはありませんが、障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

◆日中一時支援事業の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	118	125	125	126	127	128
	延回数/月	787	987	1,024	1,030	1,040	1,050

サービス見込量確保のための方策

障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの質・量ともに対応できるよう、体制の整備に努めます。

② 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

◆訪問入浴サービスの見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/月	11	9	8	9	10	11
	延回数/月	73	61	61	65	70	75

サービス見込量確保のための方策

障がい福祉サービス事業所との連携を強化し、サービスの質・量ともに対応できるよう、体制の整備に努めます。

第7章

第3期障害児福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～



第7章 第3期障害児福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 第3期計画の成果目標及び活動指標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の考え方

- ▶ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- ▶ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ▶ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保するところを基本とする。
- ▶ 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

豊明市の目標設定及び目標達成のための方策

児童発達支援センターは、令和4年度に開設しているため、引き続き、個々の児童の特性や置かれた環境に合わせた適切で切れ目のない支援をめざします。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築については、豊明市児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等の、保育所等訪問支援等を活用しながら進めていきます。

主に重症心身障害児を支援する事業所については、整備実績を踏まえ、児童発達支援事

業所 2 か所、放課後等デイサービス事業所 2 か所の確保を目標とします。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場はすでに設置しているため、引き続き関係機関等との連携を図っていきます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、9 人の設置を目標とします。

また、発達障害者等に対する支援の取組として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を活動指標として設定します。

◆成果目標

項 目		目標値
		令和 8 年度
児童発達支援センター設置		設置済み
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築		整備済み
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	2 か所
	放課後等デイサービス	2 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置		9 人

◆発達障害者等に対する支援の活動指標

項 目		単位	実績値 (見込み)	目標値			
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）及び実 施者数（支援者）	受講者数	人	0	1	1	1	
	実施者数	人	0	1	1	1	
ペアレントメンターの人数		人	0	1	1	1	
ピアサポートの活動への参加人数		人	57	58	59	60	

2 障がい児福祉サービスの見込量

障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を進めていきます。

(1) 障がい児通所支援等

◆サービスの概要

サービス	サービスの概要
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
市内の事業所	○北風と太陽豊明 ○第2てかぼ ○ジャングルキッズジム ○ナーシングサポート前後 ○チャイルドウィッシュ三崎 ○きらり ○てかぼ ○lala ○ラポール豊明 ○ふぁーもにー ○ぐりんぴいす ○ぴいす ○ありがとう ○豊明市児童発達支援センターどんぐり
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。
市内の事業所	○あそまな豊明 ○くるみ ○てかぼ ○ふぁーもにー ○チャイルドウィッシュ三崎 ○ナーシングサポート前後 ○北風と太陽豊明 ○くるみの家 ○ぴいす ○ゆめのもり ○ありがとう ○きらり ○第2てかぼ ○ぴいすた ○lala ○ラポール豊明
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
市内の事業所	○豊明市児童発達支援センターどんぐり
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
市内の事業所	○ルピナス
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
市内の事業所	○アイベラ ○ファイン ○ドアーズ ○ラルハナ ○ぴいす

◆障がい児通所支援等の見込量

サービス	単位	実績値		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	68	80	90	95	100	105
	延日数/月	478	568	775	790	810	830
放課後等 デイサービス	人/月	285	307	317	333	351	369
	延日数/月	2,216	2,695	3,436	3,500	3,600	3,700
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	55	58	78	80	85	90

◆障がい児通所支援等の市内事業所数の見込み

サービス	単位	実績	見込み
		令和5年度	令和8年度
児童発達支援	か所	14	16
放課後等デイサービス		16	18
保育所等訪問支援		1	2
居宅訪問型児童発達支援		1	1
障害児相談支援		5	5

サービス見込量確保のための方策

放課後等デイサービスは利用者が増加しているとともに、利用ニーズも高いサービスであるため、事業所の確保及び質の向上に努めます。

また、障害児相談支援についても利用者が増加していることから、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

(2) 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れについて体制整備を進めます。

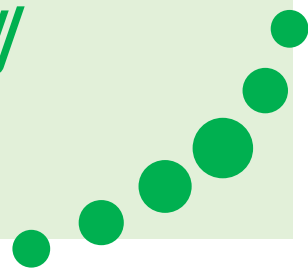
◆保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ体制整備

サービス	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	125	131	117	120	120	120
認定こども園	人	1	0	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	人	11	12	14	14	14	14

※実績値は各年4月1日現在

第8章

計画の推進体制



第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。

また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、障がい者支援にかかる当事者団体や地域組織等との連携を強化します。また、障がい福祉サービスの充実を図るため、サービス事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

さらに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」において、関係者間の連携を強化するとともに、困難事例の共有・対応調整や、療育、人材育成や就労、相談などの総合的な課題への対応策を検討します。

(3) 県や近隣市町村との連携

障がい者福祉施策や、障がい福祉サービスの提供などにおいて、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

2 計画の推進体制

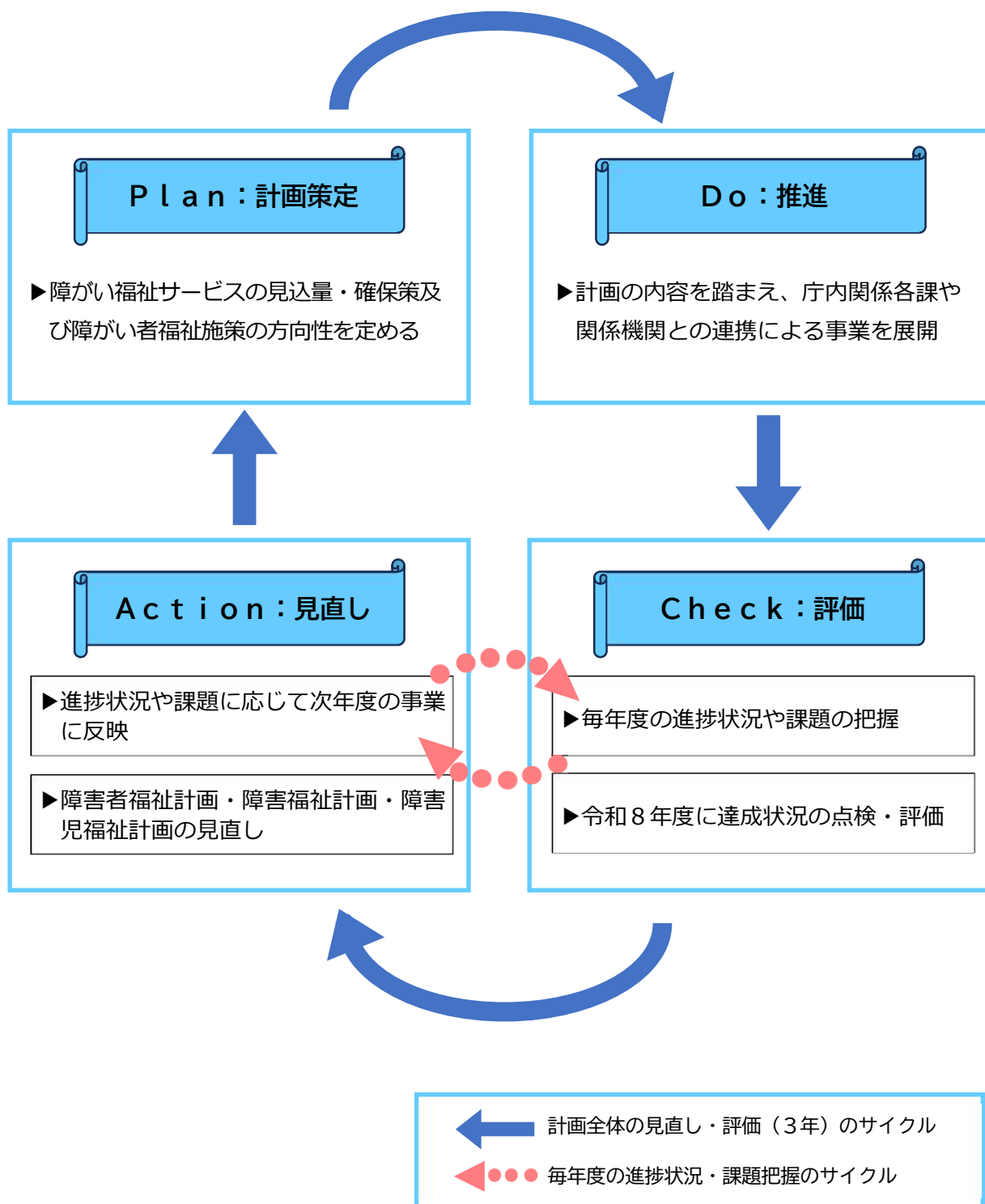
(1) 計画の進捗管理の手法

P D C Aサイクルとは、計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

本計画の推進にあたって、このP D C Aサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、「豊明市障害者等福祉計画策定・推進委員会」を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と事務局である社会福祉課との連携を強化します。

■ 計画の進捗管理（PDCAサイクル）



第4次 豊明市障害者福祉計画

第7期 豊明市障害福祉計画・第3期 豊明市障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 豊明市

編集 豊明市 健康福祉部 地域福祉課 子育て支援課

〒470-1195

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

(TEL) 0562-92-1119 (FAX) 0562-92-1141